

# インターネット上の名誉権侵害等の 損害賠償額等に関する調査報告書

令和8年4月

法務省民事局

## 目 次

第1 はじめに .....	2
第2 調査方法 .....	2
1 調査の対象とした事案及び裁判例の選定方法 .....	2
2 留意点 .....	2
第3 調査結果 .....	3
1 裁判例一覧 .....	3
(1) 主にインターネット上の媒体によるもの .....	3
(2) 主にインターネット以外の媒体によるもの .....	3
2 年代 .....	6
3 媒体 .....	6
4 認容された慰謝料の額—総論 .....	9
(1) 全体的な分布 .....	9
(2) 対象裁判例において頻出の考慮要素 .....	10
(3) 相対的に特に高額な慰謝料が認容された事例 .....	11
(4) 相対的に特に低額な慰謝料が認容された事例 .....	15
5 認容された慰謝料の額—各論 .....	18
(1) 対象裁判例の分析手法 .....	18
(2) 媒体別・年代別 .....	19
(3) 被侵害利益の別 .....	23
(4) 被害者・加害者の属性別 .....	25
(5) 権利侵害の強度又は悪質性の程度、社会的評価の低下の程度 .....	29
(6) 侵害行為の回数 .....	30
(7) 拡散の程度 .....	31
(8) 精神的苦痛の程度 .....	33
(9) 生活や仕事への具体的な支障の発生の有無・程度 .....	33
(10) 謝罪・事後的対応の有無 .....	34
6 認容された発信者情報開示請求等の費用の額 .....	35
(1) 前提 .....	35
(2) 対象裁判例における認容状況 .....	35
(3) 対象裁判例における認容額 .....	38
7 総括 .....	40
別表Ⅰ 裁判例一覧表Ⅰ（主にインターネット上の権利侵害） .....	42
別表Ⅱ 裁判例一覧表Ⅱ（主にインターネット以外の権利侵害） .....	61

## 第1 はじめに

近年、人格権侵害等の分野において損害賠償として認容される慰謝料の額が低廉である旨の指摘がされているところ<sup>1</sup>、特に、近時では、インターネット上の誹謗・中傷事案等について、このような指摘が各所でされている状況にある。そこで、法務省民事局では、人格権侵害の分野の中でもインターネット上の誹謗・中傷事案等が、公判裁判例が豊富であり比較分析しやすい点をも考慮して、これらの事案における損害賠償の額の実情を把握する観点から、令和6年度から令和7年度にかけて、日本弁護士連合会民事司法改革総合推進本部所属の弁護士の協力を得て、名誉権又は名誉感情侵害を認めて損害賠償請求を認容した裁判例の調査を行った。

本報告書は、これらの調査の結果を踏まえ、一定の整理・分析を行ったものである。

## 第2 調査方法

### 1 調査の対象とした事案及び裁判例の選定方法

名誉権又は名誉感情侵害を認定した事案を対象とし、賠償額の時的变化の有無、内容等についても調査するため、①比較的最近の事例（令和4年及び令和5年に言い渡された判決に係る事案）と②10年程度前の事例（平成24年及び平成25年に言い渡された判決に係る事案）を対象とすることとした。

その上で、特定の民間の裁判例データベースに登録された裁判例の中から、上記対象期間である令和4年及び令和5年並びに平成24年及び平成25年に判決が言い渡された裁判例について、「名誉」等の用語により検索した結果から、名誉権又は名誉感情侵害とは無関係と考えられるものを除外した<sup>2</sup>（以下、このようにして選定した裁判例のうち、上記①に該当するものを「令和4・5年事案」、上記②に該当するものを「平成24・25年事案」といい、両者を併せて「対象裁判例」という。）。

### 2 留意点

本調査は、上記のとおり特定の民間の裁判例データベースに登録された裁判例の中から抽出したものであり、同年代に全国又は特定の裁判所で判決がされた全ての該当事件を対象とするものではない。そのため、我が国の同種事案全般の傾向を直接反映するものではない<sup>3</sup>ことに留意いただきたい。

<sup>1</sup> 日本弁護士連合会「慰謝料算定の適正化を求める立法提言」（令和4年9月16日）では、「セクハラ・パワハラ等のハラスメント被害、DV・ストーカー被害、性暴力被害、いじめ・虐待、ペットに対する被害等において慰謝料額が不十分であることは、代理人弁護士のほとんどが共有している認識」とされている。

<sup>2</sup> 具体的には、検索対象を「民事事件」とした上で、【[損害賠償請求事件 or 損害賠償等請求事件] and [慰謝料] and [名誉] not [プライバシー or 私生活]】を検索条件とした（orは選択条件、andは必須条件、notは除外条件である。）。その上で、無関係と考えられる裁判例を除外し、後記第3の1「◆別表I・IIの記載等について」アに記載の基準により、別表Iと別表IIに振り分けた。

<sup>3</sup> 民間の裁判例データベースの収録裁判例に一定の偏りがある可能性については、七戸克彦「判例データベース利用上の留意点」民商法雑誌161巻5号725頁参照。同論稿においては、同データベースの収録裁判例の

### 第3 調査結果

#### 1 裁判例一覧

##### (1) 主にインターネット上の媒体によるもの

別表Ⅰのとおり（以下、別表Ⅰ記載の事例は、個別には同表No.欄記載の番号と組み合わせ「I-1」などと表記し、総称して「別表Ⅰ事案」という。）

##### (2) 主にインターネット以外の媒体によるもの

別表Ⅱのとおり（以下、別表Ⅱ記載の事例は、個別には同表No.欄記載の番号と組み合わせ「II-1」などと表記し、総称して「別表Ⅱ事案」という。）

#### ◆別表Ⅰ・Ⅱの記載等について

##### ア 別表Ⅰ・Ⅱの区分について

別表Ⅰには、基本的に権利侵害行為が行われた媒体等がインターネット上の媒体等であるものを、別表Ⅱには、基本的に権利侵害行為が行われた媒体等がインターネット以外の媒体等であることを掲載しているが、電子メールについては配布文書等に類するものとして別表Ⅱに掲載している（具体的な媒体の分類は後記3参照。）。別表Ⅱには、大別して新聞・雑誌等のマスメディアと、配布書面・掲示書面等の非マスメディアがある。

権利侵害行為が行われた媒体等に、インターネット上の媒体等とインターネット以外の媒体等の両方が含まれる場合には、判決書の記載（慰謝料額の認定理由、各媒体等における投稿等の回数等）から、権利侵害の程度がより大きいと考えられる方の別表に記載している。

##### イ 各欄の記載内容について

###### ○ 番号 (No.)

別表ごとに判決日の古い順（判決日が同じときは事件番号の若い順）に通し番号を付している。

###### ○ 裁判所・判決日・事件番号

上段に第一審の判決をした裁判所名、中段に判決日、下段に事件番号を記載している。なお、併合等により事件番号が複数ある場合、当該欄記載の請求関係に対応した事件番号のみならず、本訴・反訴等を通じた全ての事件番号を列挙している。本欄に「同上」とあるのは、直上の欄と同一事件であることを意味し、その場合には両欄を区切る線を破線にしている。

###### ○ 名誉に関する被侵害利益

判決において認定された被侵害利益が、名誉権か、名誉感情か、その両方（表記は「名誉権＋名誉感情」）かを表している。なお、当事者が主張したが判決において認定されなかった権利侵害は記載していない（他欄についても同様である。）。

###### ○ 名誉以外の被侵害利益等

「権利侵害行為（投稿等）の内容」欄記載の行為の全部又は一部について、判決において名誉権又は名誉感情以外の権利・利益等の侵害が重ねて認定され、慰謝料額の算定においてそれらの権利・利益侵害が一括して考慮されている場合には、当該他の被侵害利益等の内容を記載している。

###### ○ 媒体等

偏りの一つとして、収集した裁判所の偏り、すなわち東京地裁とそれ以外の地裁との間で収録割合に開きがあり、また、本庁と支部でも収録数の差が大きいことが指摘されている。

「権利侵害行為（投稿等）の内容」欄記載の行為が行われた媒体等を記載している。具体的な媒体の分類は後記3も参照。

#### ○ 権利侵害行為（投稿等）の内容

名誉権又は名誉感情を侵害したと認定された権利侵害行為（投稿等）の内容を記載している。

裁判例データベースに掲載された判決書に投稿等の具体的な内容が記載されている場合には、その内容を（分量に応じて適宜抜粋した上で）「 」を付して記載し、それだけでは趣旨等が不明瞭である場合には、（ ）を付して摘示事実等の説明を補っている。

他方で、裁判例データベースに掲載された判決書においては投稿等の具体的な内容の掲載が省略されていることが多く、その場合には判決で認定された摘示事実等の内容を「 」を付さずに記載している。

本欄に記載のあるアルファベットの符号は、「被害者（原告）の属性」欄又は「加害者（被告）の属性」欄に「[符号：X1]」などと記載されている場合には当該符号を、記載されていない場合にはXが被害者（原告）、Yが加害者（被告）を、A・Bなどそれ以外は当事者以外の第三者を表している。また、X'は、Xと同定可能であると認定された、Xの氏名の一部や通称等を表している。

#### ○ 投稿等の回数

投稿等の権利侵害行為が行われた回数を記載している。媒体等が複数の場合はその合計であり、判決書から回数を特定できない場合は空欄又は「複数回」等の記載としている。回数は判決書の投稿番号等から推測しているが、枝番号が付されている場合など一義的に回数を特定できないものもあり、あくまで回数の多寡の目安として参照されたい。

#### ○ 被害者（原告）の属性／加害者（被告）の属性

上段には、各当事者の属性を「記者・報道機関」、「法人・団体〔報道機関を除く。〕」、「政治家」、「芸能人」、「その他の著名人」、「一般市民」の6種類に類型化した分類（後記5(4)も参照）を記載している。一般市民は更に「一般市民〔関係者〕」と「一般市民〔第三者〕」に分類している。これは、被害者（原告）と加害者（被告）の間に権利侵害行為以前から一定の関係性があった場合には前者、関係性がなかった場合には後者とするものである。

個人については、いずれも判決書の記載から「一般市民」以外の属性に当たるといえるかを判断しているもので、一定の評価を伴うものであることから、あくまでも大まかな属性を把握するものとして参照されたい。また、上記のような制約から、同一人物であっても、異なる判決書においては異なる属性に分類されていることもある。

なお、属性の異なる複数の当事者がいる場合には、原則として欄を分けて記載しているが、法人・団体とその代表者等の役員は、それ以外の記載内容が同一であれば、一括して「法人・団体〔報道機関を除く。〕」として記載している。

下段には、当事者間の関係や権利侵害行為の内容の理解に資する当事者の属性に関する補足的な説明を（ ）を付して記載している。

なお、本欄は被害者・加害者を基準に記載しており、基本的には訴訟の原告・被告とも一致するが、国家賠償訴訟など両者が一致しない場合には、本欄又は備考欄にその旨を付記している。

#### ○ 慰謝料

上段には、被害者（原告）が請求した慰謝料の額を記載している。他の権利・利益侵害等を含めた包括的な慰謝料として請求されている場合にも、当該金額を記載している（判決において当該他の権利・利益侵害等が認定されなかった場合、「名誉以外の被侵害利益等」欄にはこれを記載していないため、同欄に記載がないこともある。）。

下段には、裁判所が認定・認容した慰謝料の額を記載している。名誉以外の被侵害利益等があり、それを含めた包括的な慰謝料が算定されている場合には、備考欄に★印を付してその旨を記載している。

なお、被害者（原告）又は加害者（被告）が複数の事案では、各加害者（被告）が各被害者（原告）からそれぞれ請求された額及び支払を命じられた額（連帯支払の場合を含む。）を記載しており、請求額又は認容額が当事者ごとに異なる場合には、欄を分けて記載している。

○ **開示請求等費用**

開示請求等費用とは、匿名により発信された SNS 等のインターネット上の権利侵害について、当該発信者を特定するための発信者情報開示手続（削除手続を含む。）に係る弁護士費用等（詳細は後記 6 参照）を指す。

上段には、被害者（原告）が請求した開示請求等費用の額を記載している。他の権利・利益侵害等に係る投稿についての発信者情報開示手続の費用が含まれる場合にも、不可分である限り当該金額を記載している（認容額も同様。）。

下段には、裁判所が認定・認容した開示請求等費用の額を記載している。

なお、そもそも開示請求等費用を請求していない場合には、上段・下段とも「¥0」の記載になっている。

○ **備考欄**

前記各欄の説明において備考欄に記載した旨説明した事項のほか、補足説明を要する事項を記載している。

ウ **別表を参照する上での留意点**

各欄の説明において記載した内容に加え、各別表記載の内容が、第一審判決の内容であり、控訴審等において変更されている可能性がある点に留意されたい。

すなわち、前記第 2 の 1 のとおり、各別表記載の対象裁判例は、民間の裁判例データベースから抽出したものであるところ、当該データベースにおいて控訴審等のデータが登録されていない場合もあり得、その場合には控訴審等において権利侵害の有無及び賠償額の認定が変更されたことを覚知できていない可能性がある。

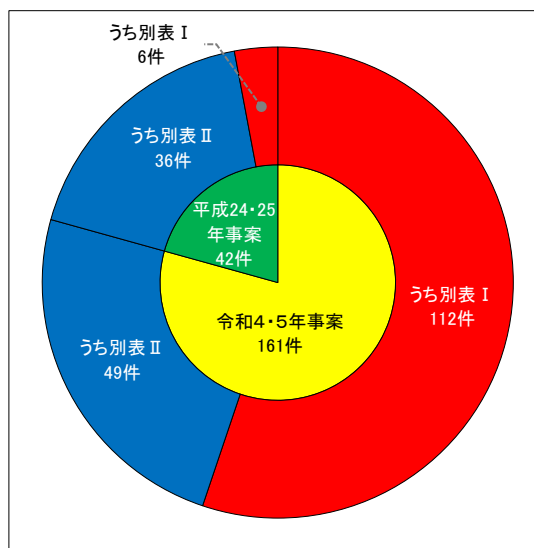
なお、当該データベースの情報から、控訴審等において権利侵害が否定されたことが判明した場合には別表に掲載せず、また、賠償額が変更されたことが判明した場合には、変更後の額を別表に記載した上で、その旨及び控訴審判決の情報を備考欄に記載している。

## 2 年代

対象裁判例のうち、令和4・5年事案と平成24・25年事案の各件数は次の表・グラフのとおりである。民間の裁判例データベースの対象裁判例の偏りによるところがある可能性はあるが、少なくとも対象裁判例においては、約10年間で名誉権侵害・名誉感情侵害について判決がなされた事件数は4倍近くにまで大幅に増加している。

年代	件数 <sup>4</sup>	(うち別表I事案)	(うち別表II事案)
令和4・5年事案	161件	112件	49件
平成24・25年事案	42件	6件	36件
合計	203件	118件	85件

▲表1 年代別の対象裁判例の件数



▲図1 年代別の対象裁判例の件数

## 3 媒体

権利侵害行為に用いられた媒体別に比較した対象裁判例の件数は次の表・グラフのとおりである。なお、複数の媒体に投稿がされている場合には、それぞれの媒体に計上しているため、合計数は対象裁判例の数と一致しない。また、ソーシャルメディアについて個別のサービス名の記載があるものは、当該サービス（電子掲示板、SNS、動画共有・配信サイト）のうち対象裁判例に掲載された件数が上位であったものである。

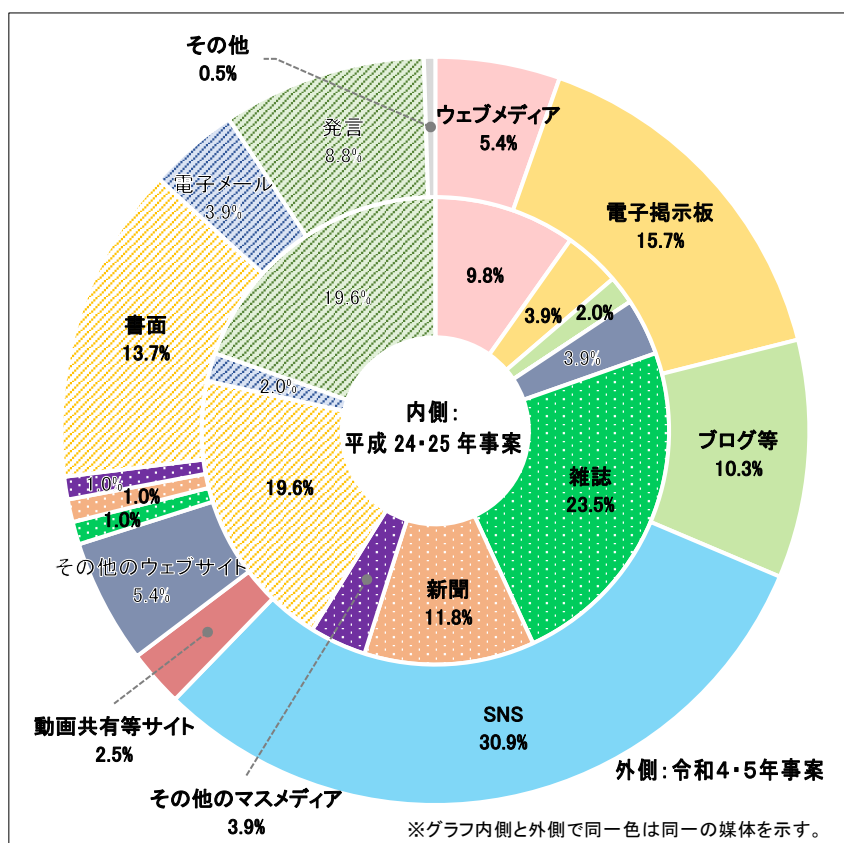
<sup>4</sup> 件数は、各別表の番号（No.）ごとに1件と計上している。当事者複数又は本訴・反訴の併合事件について、欄を分けるか否か（すなわち1件と計上されるか複数件と計上されるか）は、記載内容がいずれも共通か否かという事情により左右されるため、件数はあくまで大まかな動向を把握するものとして参照されたい。

媒体の種類	全該当事件	(うち令和4・5年事案)	(うち平成24・25年事案)
インターネット上の媒体	(153件)	(143件)	(10件)
ウェブメディア(ネットニュースサイト) <sup>5</sup>	16件	11件	5件
ソーシャルメディア <sup>6</sup>	(124件)	(121件)	(3件)
電子掲示板	(34件)	(32件)	(2件)
2ちゃんねる/5ちゃんねる	16件	15件	1件
爆サイ.com	3件	3件	0件
その他・不明	15件	14件	1件
ブログ、文章投稿サイト	22件	21件	1件
SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)	(63件)	(63件)	(0件)
Twitter(現・X)	53件	53件	0件
Facebook	4件	4件	0件
その他・不明	6件	6件	0件
動画共有・配信サイト(SNSを除く)	(5件)	(5件)	(0件)
YouTube	3件	3件	0件
その他	2件	2件	0件
その他のウェブサイト	13件	11件	2件
インターネット以外の媒体等	(102件)	(61件)	(41件)
マスメディア	(26件)	(6件)	(20件)
雑誌	14件	2件	12件
新聞	8件	2件	6件
その他(テレビ放送、書籍等)	4件	2件	2件
非マスメディア	(76件)	(55件)	(21件)
書面	(38件)	(28件)	(10件)
配布書面(ビラ、機関紙等)	21件	14件	7件
掲示書面	5件	4件	1件
その他の書面(裁判書面等)	12件	10件	2件
電子メール	9件	8件	1件
口頭での発言(記者会見、街宣活動等を含む。)	28件	18件	10件
その他	1件	1件	0件
<b>合計(延べ件数)</b>	<b>255件</b>	<b>204件</b>	<b>51件</b>

▲表2 媒体別・年代別の対象裁判例の件数

<sup>5</sup> 記事部分のみを指し、記事に対する読者のコメント欄への投稿は「その他のウェブサイト」に分類している。

<sup>6</sup> ソーシャルメディアの用語及びその分類については、総務省「平成27年版情報通信白書」  
[<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h27/pdf/27honpen.pdf>] 199頁による分類を基礎とした。



▲図 2 媒体別・年代別の対象裁判例の割合

これをみると、対象裁判例においては、平成 24・25 年事案では、新聞・雑誌等のマスメディアの報道による権利侵害事案が多い一方で、インターネット上の権利侵害は全体の 2 割程度と少なく、その媒体の種別もウェブメディア（ネットニュースサイト）のほか、ウェブサイトや電子掲示板が少数あるのみであった。

これに対し、令和 4・5 年事案では、新聞・雑誌等のマスメディアの割合は相対的に大きく減少したのに対し、インターネット上の権利侵害の割合が大幅に増加し、全体の 7 割程度を占めるに至っている。また、媒体の種別としても、ウェブサイトや電子掲示板に加え、SNS やブログが新たに出現し、件数において上位を占めるに至っている。

また、配布書面や電子メール、口頭での発言など、従前からあるインターネット以外の手段による権利侵害も件数としては増加している。

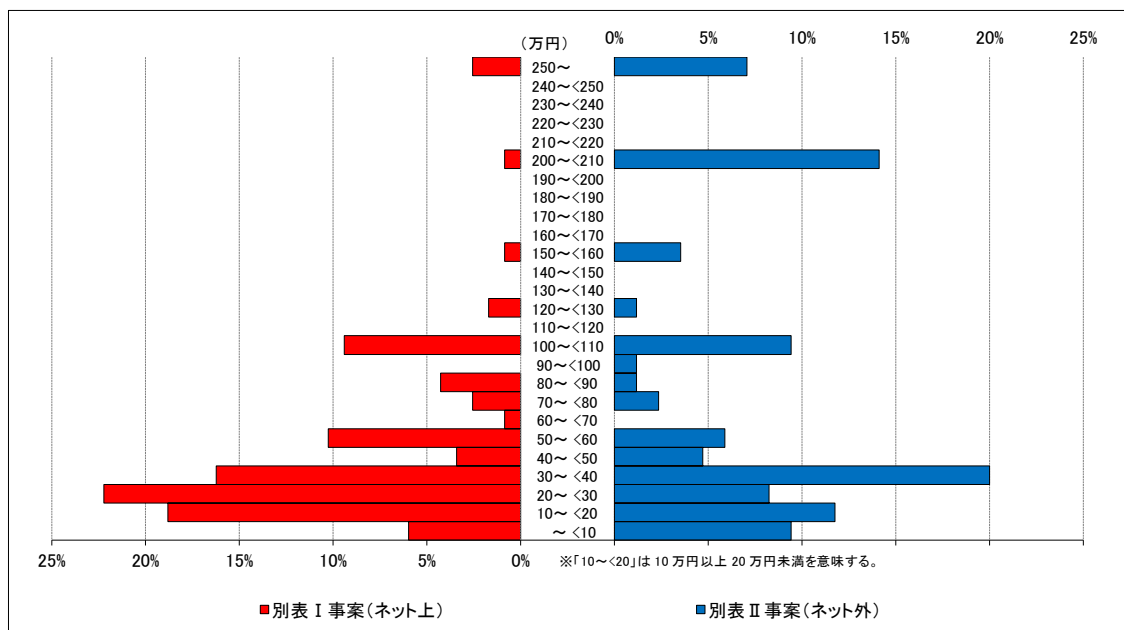
#### 4 認容された慰謝料の額—総論

##### (1) 全体的な分布

対象裁判例において認容された慰謝料の額の分布は次の表・グラフのとおりである。別表Ⅰ事案（主にインターネット上の権利侵害）では、30万円未満が46.6%と約半数を占めるのに対し、別表Ⅱ事案（主にインターネット以外の権利侵害）では同価格帯が29.4%に留まるなど、別表Ⅰ事案では慰謝料額が相対的に低額な事案の割合が高いのに対し、別表Ⅱ事案ではその割合が低く、相対的に高額な事案が一定割合を占めている。

	該当事件数		（うち別表Ⅰ事案）		（うち別表Ⅱ事案）	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
～ 10万円未満	15件	7.4%	7件	5.9%	8件	9.4%
10万円～ 30万円未満	65件	32.0%	48件	40.7%	17件	20.0%
30万円～ 50万円未満	44件	21.7%	23件	19.5%	21件	24.7%
50万円～100万円未満	30件	14.8%	21件	17.8%	9件	10.6%
100万円～150万円未満	23件	11.3%	14件	11.9%	9件	10.6%
150万円～200万円未満	4件	2.0%	1件	0.8%	3件	3.5%
200万円～250万円未満	13件	6.4%	1件	0.8%	12件	14.1%
250万円～	9件	4.4%	3件	2.5%	6件	7.1%
合 計	203件	100.0%	118件	100.0%	85件	100.0%

▲表3 認容慰謝料額の価格帯別・事案類型別 件数



▲図3 認容慰謝料額の価格帯別・事案類型別割合

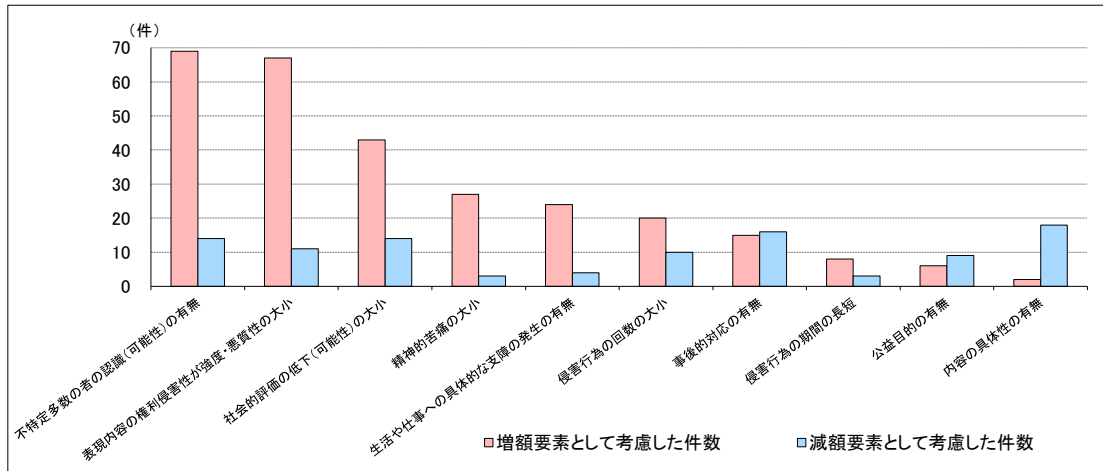
(2) 対象裁判例において頻出の考慮要素

対象裁判例の判決書において、慰謝料の額の認定に当たり考慮要素として記載された内容を類型化して集計したところ、積極方向（慰謝料を増額させる方向）の考慮要素（以下「増額要素」という。）及び消極方向（慰謝料を減額させる方向）の考慮要素（以下「減額要素」という。）として、それぞれ多い順に次の表のとりの要素が抽出された<sup>7</sup>。

要 素		該当事件数		（うち別表Ⅰ事案）		（うち別表Ⅱ事案）	
Ⅰ 増額要素	i 不特定多数の者が認識した（認識し得た）	67件	33.0%	47件	39.8%	20件	23.5%
	ii 表現内容の権利侵害性が強度・悪質	62件	30.5%	50件	42.4%	12件	14.1%
	iii 社会的評価の低下（の可能性）が大きい	42件	20.7%	24件	20.3%	18件	21.2%
	iv 精神的苦痛が大きい（小さくない）	24件	11.8%	18件	15.3%	6件	7.1%
	v 生活や仕事への具体的な支障が発生した	21件	10.3%	13件	11.0%	8件	9.4%
	vi 侵害行為の回数が多い	20件	9.9%	14件	11.9%	6件	7.1%
Ⅱ 減額要素	i 内容に具体性がない	18件	8.9%	17件	14.4%	1件	1.2%
	ii 謝罪・事後的対応がある	16件	7.9%	13件	11.0%	3件	3.5%
	iii 不特定多数の者が認識していない（認識したか不明）	14件	6.9%	9件	7.6%	5件	5.9%
	iv 社会的評価の低下が大きくない	14件	6.9%	9件	7.6%	5件	5.9%
	v 表現内容の権利侵害性が強度・悪質でない	11件	5.4%	9件	7.6%	2件	2.4%
合 計		203件	100.0%	118件	100.0%	85件	100.0%

▲表4 対象裁判例において頻出の増額要素・減額要素

<sup>7</sup> 本要素の集計に当たっては、その客観性を重視し、判決書の記載内容から一義的に各要素に該当すると認められるもののみを計上し、例えば各要素の評価根拠事実に該当する事実の記載はあるものの、その点にいかなる評価を加えているかが明らかでないものについては、計上していない。



▲図4 対象裁判例における増額要素・減額要素の分布

これらのうち、増額要素と減額要素において相互に対応関係にあるものを整理すると、以下の要素を挙げる裁判例が多かったものと分析することができる。

- |  |
|--|
| <p>① 表現行為の態様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利侵害の強度又は悪質性の程度 ( I - ii、 II - v )</li> <li>・内容の具体性 ( II - i )</li> <li>・侵害行為の回数 ( I - vi )</li> </ul> <p>② 表現行為による結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的評価の低下の程度 ( I - iii、 II - iv )</li> <li>・拡散の程度 ( I - i、 II - iii )</li> <li>・精神的苦痛の程度 ( I - iv )</li> <li>・生活や仕事への具体的な支障の発生の有無・程度 ( I - v )</li> </ul> <p>③ 事後的な事情</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・謝罪・事後的对応の有無 ( II - ii )</li> </ul> |
|--|

### (3) 相対的に特に高額な慰謝料が認容された事例

対象裁判例の中で相対的に高額な慰謝料が認容された事例には、①II-7 (新聞)【600万円<sup>8</sup>】、②II-27 (雑誌)【300万円】のようなマスメディアによる発信事例が目立ち<sup>9</sup>、インターネット上の媒体を含むものでも、③II-11 (新聞及び自社ウェブサイト)【300万円】

<sup>8</sup> 【 】内の金額は、別段の記載がある場合を除き、認容された慰謝料の額を示す。以下同じ。

<sup>9</sup> 相対的に高額な事案としては、これらのほかにII-68 (テレビ放送・500万円)があるが、原告の容貌を公開しない旨の念書に反してその容貌が撮影された取材映像を放送したことによる人格的利益の侵害と名誉権の侵害がともに認められ、慰謝料の額は一括して500万円と認定されており、名誉権侵害部分の慰謝料額の区別が困難であることから、本項における事例紹介からは除外した。

のようにマスメディアが紙面とインターネット（ネットニュースサイト）の双方の媒体により発信した例がみられる。

他方で、対象裁判例のうち、ソーシャルメディアのみによる名誉侵害事案の中で慰謝料が相対的に高額な事例としては、①I-90（ブログ及び Twitter）【349 万円】、②I-4（ウェブサイト）【300 万円】、③I-117（Twitter）【250 万円】が挙げられる。

以下では、上記①～③及び①～③の事案の概要を紹介し、その後にかなる要素が考慮されているかについて分析する。

#### 〔マスメディア関係（別表Ⅱ事案）〕

##### ① [II-7] 大阪地判平成 24 年 6 月 15 日（平成 22 年(ワ)第 9588 号）【600 万円】

原告は当時 A 市の市長だった者であり、被告は我が国有数の日刊紙を発行する新聞社である。被告は、その発行する新聞紙面上（社会面トップ）に、「A 談合」「市長、頻繁に接待を受ける」などの見出しの下、清掃工場建設を巡る A 市の官製談合事件で、原告が逮捕された業者の顧問らから頻繁に接待を受けていたこと、特捜部は、原告への任意の事情聴取の内容も合わせ、原告が大筋で談合を認識・把握していたとの見方を強めており、詰めの捜査を進めていることなどを記載した記事を掲載した。

裁判所は、上記の新聞の発行状況及び記事の掲載状況から相当数の読者が本件記事を目にしたこと、摘示事実は、原告に職務の公正及びこれに対する社会の信頼を害する犯罪事実がしばしばあったことや原告が談合事件に関与していた疑いが極めて濃厚であり、酒食の供応を頻繁に受ければ法をまげるといった印象を読者に抱かせるもので、政治家である原告に対して与えた打撃の程度は著しいものであること、それにもかかわらず、極めて薄弱な取材結果にしか依拠していないものであること、これまで原告を信じてくれていた人さえ離れていき、原告がこれに反論するすべもなかったことなどから、悪質なものであるとした上で、被告が名誉回復又は慰謝の措置を採ったと認められないこと、原告の被害感情は強固であること等を総合考慮し、慰謝料の額につき 600 万円と認定した。

##### ② [II-27] 広島地判平成 25 年 5 月 29 日（平成 23 年(ワ)第 1500 号）【300 万円】

原告は当時国会議員であった者であり、被告は週刊誌を発行する出版社である。被告は、その出版する週刊誌に、「2 億円『裏口入学詐欺』で訴えられた〇〇党△△副代表」との大見出しで、3 頁にわたり、原告が被害者から 2 億円の裏口入学詐欺で東京地検に刑事告訴されていたなど、当該詐欺が真実存在したであろうとの印象を受ける内容の記事を掲載した。

裁判所は、当該週刊誌が全国に相当数販売される雑誌であることのほか、「その他、本件訴訟記録に現れた一切の事情を総合すると」として、慰謝料の額につき 300 万円と認定した。

##### ③ [II-11] 奈良地判平成 25 年 1 月 17 日（平成 22 年(ワ)第 595 号）【300 万円】

原告は当時国会議員であった者であり、被告会社は原告の選挙区を含む一県内で新聞を発行する新聞社であり、個人被告 2 名は被告会社の代表取締役兼編集・論説総責任者と取締役である。被告会社は、その発行する新聞紙面上（1 面等）に、「〇〇の若き妻“DV 生き地獄で自殺”」などの大見出しの下、原告の妻が自殺した大きな要因が原告の度重なる DV にあったことが遺族や友人らの証言で明らかになったこと、妻は、原告から 2 万円の生活費しか受け取っておらず、選挙落選の責任を押し付けられ原告の母親の前で土下座させられたこと、妻の友人の一人は、原告には妻への身体的 DV のほか精神的虐待が相当あったと妻から聞いていたこと、原告の一連の行為は DV 防

止法に抵触するおそれも出てきていること、金への執着心は尋常でなかったなどを記載した記事2点を掲載したほか、上記各記事と同内容の記事を被告会社のウェブサイトに掲載した。

また、被告会社は、その翌月、「“DVで妻が自殺 本紙追及”〇〇氏、一切答えず」との見出しで、原告が落選の原因を妻に押し付ける形でDVがエスカレートし、妻が自殺したことを記載した記事を被告のウェブサイトに掲載した。

さらに、被告会社は、同月、その発行する新聞紙面上に、「「DVで妻自殺」〇〇参院議員」「ブログで言い訳」との大見出しの下、上記記事と同様の内容のほか、「落選後、〇〇氏は宗教団体で修養することを口実に、△△さんに実家へ帰るように命じ」たこと等を記載し、さらに原告のブログを「本紙取材に答えず、一方的に言い訳を掲載した〇〇参院議員のブログ」との見出しで紹介するなどした記事を掲載した。

裁判所は、上記各記事が新聞紙上では写真付きで1面等に掲載され、その扱ひも紙面の約3分の1を超える大きなものであり、その内容も参議院議員である原告が妻に対してDVを継続的に行っていたという衝撃的なものであって、表題の内容からも読者の興味を必要以上にあおるような内容であること、最初の記事が掲載された新聞は試読紙として通常購読していない者にも配られ、通常被告会社の新聞を読んでいない者までもが原告の継続的かつ執拗なDVによって妻が死亡したのではないかという心証を抱いたものと考えられること、各記事は適切な裏付け取材が行われておらず、記事を執筆、編集及び掲載した被告らの行為はさうであること、他方で原告は公選公職の地位にあり政治活動等を行っていることから、私的な生活態度や行状等を含めた言動や行動等につき国民が関心を有するところであること、本件各記事の内容、同記事により原告の社会的評価が低下させられ、また被告ウェブサイト上に掲載された記事は現在まで継続的に公開されており、社会的評価の低下が継続している可能性も否定できないこと、一方で謝罪広告を命ずることによって原告の社会的評価の回復も一定程度期待できること等を考慮して、慰謝料の額につき300万円（被告ら全員の連帯）と認定した。

#### 〔ソーシャルメディア関係（別表I事案）〕

##### ① [I-90] 東京地判令和5年6月9日（令和2年(ワ)第12774号）【349万円】

原告はスクールカウンセラー等の心理援助職として活動する者であり、被告3名は心理療法家（Y<sub>1</sub>）、一般私人（Y<sub>2</sub>）及び精神科医（Y<sub>3</sub>）である。Y<sub>1</sub>はブログ2個、Twitter1個及び研究者サイト内のサイト1個を、Y<sub>2</sub>はブログ1個及びTwitter2個を、Y<sub>3</sub>はブログ1個を管理運営又は保有している。

被告らは、平成27年10月頃から令和2年6月頃までの間、上記各媒体を通じて、原告が、被告Y<sub>1</sub>の著作権を侵害している、恋愛感情等を持って同被告につきまとっている、精神障害を患っている、職業倫理に反する副業を行っている等の趣旨の投稿を合計千数百回行った。

裁判所は、上記投稿期間及び件数のほか、複数の媒体への同一内容の投稿によりそれ以上の表現の拡散があったこと、被告Y<sub>3</sub>が精神科医であることから読者に真実らしく受け止められるおそれは高いこと、原告が所属団体からカウンセラーとしての資格をはく奪されたことを踏まえ、慰謝料の額につき、①被告らの共同不法行為部分を250万円（名誉権侵害：1,000件超）、②被告Y<sub>1</sub>とY<sub>2</sub>の共同不法行為部分を計43万円（名誉権侵害：160件超）及び25万円（名誉感情侵害：100回超）、③被告Y<sub>1</sub>の単独不法行為部分を31万円（被侵害利益の別不明：72回）、④被告Y<sub>2</sub>の単独不法行為部分を5万円（同：2回）と認定し、最も高額なY<sub>1</sub>の慰謝料の額は合計349万円とされた。

##### ② [I-4] 東京地判平成24年11月8日（平成22年(ワ)第15975号等）【300万円】

原告は大学教授の地位にある者であり、被告は原告とは別の大学の名誉教授職の地位にある者で

ある。原告は、被告が共著者となっている書籍（本件書籍）の中で主張した見解の誤りを指摘する内容（本件投稿記事）を学会誌及び原告のホームページ上に掲載した。

その後、被告は、自身のホームページの同一ページ上に、原告が、本件投稿記事の根拠である研究データをねつ造又は改ざんした、研究業績を詐称した、別の研究者の論文の中の決定的な実験結果を隠して本件書籍が間違いであるとの結論を発表した、携帯電話のカメラで本件投稿記事の引用文献を盗み撮りしたとの趣旨を記載した6件の文書を掲載した。

裁判所は、上記各文書による社会的評価の低下と、真実（相当）性の抗弁が認められないことを判示した上で、慰謝料の額につき「表現内容及び態様等に照らすと」として300万円と認定した。

### ③ [I-117] 東京地判令和5年12月20日（令和2年(ワ)第28230号）【250万円】

原告はジャーナリストとして活動し、国際芸術祭の芸術監督を務めた者であり、被告は自身の経営するクリニックを宣伝するCM等に出演するなど高い知名度を有する美容整形外科医である。被告は、80万以上のフォロワー数を有するTwitterアカウント1個を保有している。

同芸術祭においては、検閲や公立美術館等における展示不許可により表現の機会を失った作品を展示する企画展が企画、開催された。

被告は、原告が、㉞表現の自由を進んで擁護、尊重すべき立場にありながら、その立場に逆行し、あるいは正反対の行動をした、天皇ないしその肖像を軽んじて侮辱している、日本を貶める主張の宣伝になるような作品を展示した、補助金の不正受給に繋がり得る事情を知らながら不正を黙認した、北朝鮮と繋がり有している、㉟県民の金を返すべき事情があり県民の誇りを毀損する行為をした、公の補助金を受けて日本を貶めるイベントを行い、自身は金儲けをしている、等の趣旨の投稿を計7回（真実性又は真実相当性の抗弁が認められた投稿を除く。）行った。

裁判所は、上記㉞の一連の投稿（計7件）につき、原告の芸術監督としての地位及び投稿内容に照らして原告の社会的評価の低下の程度は小さくないこと、被告の高い知名度やフォロワー数から社会的影響力やツイートの拡散力が大きいこと、Twitterは瞬時の拡散が重要であるなどとして、真偽を確かめず誤りが判明すれば訂正・謝罪すればいいなどと、投稿による社会的評価の低下の程度を省みない態度を取っていること、他方で、原告は公共性、公益性のある芸術祭の芸術監督として、同芸術祭等に関わる事柄について一定の批判は甘んじて受けるべき立場にあること、被告が引用した記事が高い信ぴょう性を有すると見られるような外観を呈していないインターネット上の記事であること等の事情を考慮し、慰謝料の額を200万円と認定した。また、上記㉟の一連の投稿（計3件）につき、上記㉞同様、社会的影響力のある被告のツイートであること、他方で、全体的に被告による意見、評価の側面が強く、原告が反論したツイートを引用してそれに再反論を加えたインターネット上の口論ともいうべき投稿も含まれ、社会的評価の低下の程度は大きくないこと等の事情を考慮し、慰謝料の額を50万円と認定した（合計250万円）。

マスメディア関係につき、㉑は、前記(2)の増額要素（I）のうち、i（不特定多数の者が認識した（認識し得た））、iii（社会的評価の低下（の可能性）が大きい）、iv（精神的苦痛が大きい（小さくない））、v（生活や仕事への具体的な支障が発生した）を指摘するものと考えられ、主要な増額要素を多く含むものである。㉒は慰謝料の額の認定理由がごく簡潔であり、同i以外のどのような要素が考慮されたかは明らかでない。㉓は、同i、ii（表現内容の権利侵害性が強度・悪質）及びiiiを指摘するものと考えられ、同様に主要な増額要素を多く含んでいる。

ソーシャルメディア関係につき、㉔は、同i、ii、v及びvi（侵害行為の回数が多い

い)を指摘するものと考えられ、主要な増額要素を多く含む。②は判決書が考慮要素を明らかにしていない。③は、一部の投稿については同 i、iii を指摘する一方、一部の投稿については減額要素(II)のiv(社会的評価の低下が大きくない)及びv(表現内容の権利侵害性が強度・悪質でない)を指摘している点に特徴がある。

以上のように、相対的に高額な慰謝料が認められた事例では、対象裁判例において頻出の増額要素を比較的多く含み、とりわけ表現行為の権利侵害性の程度や拡散の程度の大きさが考慮されている事案が多いといえることができる。

#### (4) 相対的に特に低額の慰謝料が認められた事例

対象裁判例の中で相対的に低額な慰謝料が認められた事例をみると、別表I事案では、10万円以下が23件(内訳:3万円・1件、5万円・5件、8万円・1件、10万円・16件)別表II事案では、10万円以下が17件(内訳:3万円・3件、5万円・4件、8万円・1件、10万円・9件)となっている。いずれについても、10万円が認定されたケースが一定程度ある一方で、10万円を下回るケースは比較的少数となっている。

以下では、別表I事案・別表II事案のうちそれぞれ3万円が認定されたケース全件と5万円が認定されたケースの一部について、事案の概要を紹介し、その後にかなる要素が考慮されているかを分析する。

##### 〔マスメディア・非インターネット関係(別表II事案)〕

##### ① [II-57] 東京地判令和4年12月27日(令和4年(ワ)第8742号)【3万円】

原告と被告は、同じマンションの住人同士であり、原告は同マンション管理組合の理事、被告は同管理組合の組合員である。

原告は、理事就任以前に同マンションの管理会社の担当者に対し、その当時理事であったFの精神状態、判断能力の確認を依頼した上で、同担当者のFに対するヒアリング結果に基づき、当時の理事長B及び副理事長Cに対し、Fは重度の介護認定を受けている認知症患者であり、そもそも自分を理事に自薦するはずもないこと、Fを理事に就任させる総会決議をした場合、原告はB及びCに対して法的手段を取る旨を記載した警告書を送付した。その後、Fの妻は、Cに対し、管理会社が信用できなかったことから、「自分からしばらく会計を見届けたいからと残りました」などと記載した手紙を送ったほか、原告方で土下座をしたことがあった。

その後開催された同管理組合の臨時総会において、被告は、組合員らに対し、「会計についていろいろ言われているが、政治家に関する金は1円ずれても駄目であるが、自分の病院では金が合わなかったりすることもある。理事の金の管理は、中の話だから、中でちゃんと話し合っただけのことであるが、それがちょっとずれただけで高圧的にもの言っていて、土下座を強要するとかそういう話がある。そういうようなことが言われるのは、やはりおかしい。」と発言した(権利侵害行為)。

なお、これに対し、原告の妻は、被告に対して「おそらく、土下座を強要されたっていうのは、Fさんとうちのことだと思うんですけど、うちにFさんが訪ねてきて、あの、土下座して、いくら言ってもどいてくださらなかったのは、Fさんです。」と反論した。

裁判所は、当該発言につき名誉権侵害を認定した上で、被告は土下座発言を含む上記総会におけ

る発言で原告の名前を出さなかったこと（不法行為の態様）、Fの妻が原告に土下座をし、その背景に原告のFに対する攻撃があったという経緯は当該マンションの住人の間に知れていたこと（不法行為による影響の程度）など、本件土下座発言に係る事情を総合考慮し、慰謝料の額を3万円と認定した（なお、上記かっこ書の評価部分も判決書に記載されているものである。）。

**② [II-78] 東京地判令和5年11月16日（令和4年(ワ)第7022号等）【3万円】**

原告2名は、いずれもC弁護士会に所属する弁護士であり、朝鮮半島にルーツを有するいわゆる在日コリアンである。被告ら6名は一般市民と思われる。

C弁護士会（原告らはその役員ではない。）会長は、「朝鮮学校への適正な補助金交付を求める会長声明」を发出した。

被告らは、C弁護士会に対し、原告らを含む弁護士らを懲戒することを求める旨の懲戒請求書をそれぞれ提出した。同請求書には、懲戒事由として、「違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同、容認し、その活動を推進することは、日弁連のみならず傘下弁護士会および弁護士の確信的犯罪行為である。利敵行為としての朝鮮人学校補助金支給要求声明のみならず、直接の対象国である在日朝鮮人で構成されるA弁護士会との連携も看過できるものではない。この件は別途、外患罪で告発しているところであるが、今般の懲戒請求は、あわせてその売国行為の早急な是正と懲戒を求めるものである。」との記載があった（権利侵害行為）。なお、当該懲戒請求に対してはいずれも対象弁護士らを懲戒しない旨の決定がされた。

裁判所は、当該記載につき名誉権侵害を認定した上で、㉠原告らは、上記各懲戒請求により、懲戒請求を受けた弁護士という、名誉、信用等を不当に侵害されるおそれがあり、弁明を余儀なくされる負担を負うことになる立場に置かれたものであること、㉡本件各懲戒請求は、上記声明に賛同したことや在日コリアンの弁護士から成る団体であるAと連携したこと等を懲戒事由に挙げるものであるところ、懲戒請求の対象弁護士らのうち原告らを含む8名の姓は在日コリアンに多くみられる姓であること、当該各懲戒請求書には、これらの者と懲戒事由との個別具体的な関係は何ら記載されていないことからすると、上記8名の者は、専らその姓を手がかりとし、在日コリアンという民族的出自に着目して懲戒請求の対象として選ばれたと認めるのが相当であり、上記各懲戒請求は、上記民族的出自に対する差別意識に根差し、原告らに懲戒という不利益を与えることを目的としてされた差別的行為と認められ、これらのことからすれば、原告らは、本件各懲戒請求の対象とされたことにより、相当程度の精神的苦痛を受けたものと認められること、㉢他方、上記各懲戒請求の内容は、原告らを含む対象弁護士らを懲戒しない旨の決定がされる前においては、一部の関係者に認識されたのみであり、その請求が事実上又は法律上の根拠を欠くことも明らかであったから、原告らの名誉、信用等に与える影響は限定的であったといえること、㉣原告らは、C弁護士会から本件各懲戒請求について懲戒しない旨の決定の通知を受けて初めて、本件各懲戒請求がされたことを知ったものと認められ、原告らについて、弁護士職務上の具体的な不利益が現に生じたとまでは認められないこと、㉤その他、本件に現れた一切の事情を考慮し（㉠から㉤の符号は便宜のために引用者が付したものである。）、慰謝料の額を3万円と認定した。

なお、II-72【3万円】、II-73・74【各10万円】も、懲戒請求書における同様の記載内容を権利侵害行為とする、②と同種の事案である。

**③ [II-9] 徳島地判平成24年9月5日（平成22年(ワ)第570号）【5万円】**

原告はa県b町の町長であり、被告は新聞の発行と販売等を目的とし、月3回発行される新聞を発行する株式会社である（原告の主張欄の記載によれば、主にa県内の地方公共団体、公益法人等の諸団体、企業等によって購読されているとのことである。）。

原告は、a県内の飲食店に来店したことがあったが、同店の女性従業員は、同店内で原告に呼びつけられ、いきなり右ほほに左手拳を押しつけるようにして1回殴られ、怪我を負ったとして、被

害届を提出した（原告はこの事実を否定している。）。

被告は、その発行する新聞の第2面右側欄外に、「c人ホステスに対する暴行事件で書類送検されたX・b町長。弁護士に同行しホステス側に2度目の和解を持ちかけたが、言動に人品骨柄の卑しさが滲み出たのか、ホステス側が態度を硬化。物別れに終わった模様。」との記事を掲載した。

裁判所は、当該記事のうち「言動に人品骨柄の卑しさが滲み出た」との記載につき名誉権侵害を認定した上で（なお、他の記載部分については真実性の抗弁が認められた。）、被告の発行する新聞は、購読料を支払う読者以外に、被告において一定のa県民に対して無料で配布するなどしていること、本件記事の内容、その表現等一切の事情を勘案して、慰謝料の額を5万円と認定した。

#### 〔ソーシャルメディア関係（別表I事案）〕

##### ① [I-54] 東京地判令和4年8月24日（令和3年(ワ)第8869号）【3万円】

原告はブロガーや作家等として活動する女性であり、フォロワー数24万人以上のツイッターや同12万人以上のインスタグラム等のアカウントを保有して記事の投稿、配信等を行っている者である。被告は、男性の弁護士であり、フォロワー数3万人以上のツイッターアカウントを保有している者である。

原告がツイッターで「童貞の飲み物って私統計ではAかBで、たまにダイエットとかいってC飲んでるんですよ。シュワシュワと優しい甘味が好きなのだと推察。」と投稿したのに対し、第三者が「それがしは童貞でござった…」とリプライし、更に被告が当該第三者に対し、「X' [※Xの通称] に筆下ろししてもらいなさい！」とリプライした（権利侵害行為）。

裁判所は、当該投稿につき名誉感情侵害を認定した上で、当該投稿は原告の女性としての人格や貞操観念を不当に辱めるものであること、当該投稿が3万人以上のフォロワーを有する被告のツイッターアカウントによって投稿され、不特定多数の者に対し現在に至るまで公開されていること、当該投稿がされた経緯、原告及び被告の社会的属性、その他本件に現れた一切の事情を考慮し、慰謝料の額を3万円と認定した。

##### ② [I-14] 東京地判令和4年1月27日（令和3年(ワ)第20036号）【5万円】

原告はブログやツイッターのアカウントの運営、作家としての活動等を行っている女性であり、被告は一般市民と思われる。

原告は、被告の後記投稿に先立ち、ツイッターに「今タクシーに乗ってたら、タクシーのおじさんが、ネット決済の方法がわからないってなって、会社に電話してもなかなか繋がらなくて、タダでいいよって言われたから、今日会った人たちにお裾分けしようと思って持ち歩いてた小夏を渡した。小夏で支払ってしまった…。いい人…。優しい世界…。」と投稿していた。

被告は、電子掲示板内の「X' [※Xのニックネーム] さん『私も言葉の暴力で傷ついてきた』」とのタイトルのスレッドに、「タクシー代を踏み倒された運転手さんもがっくり来たと思うよー/X'は『美味しい夏みかんで等価交換してあげたつもりで踏み倒してる意識はなかった』って言うんだらうけど」などと投稿した（権利侵害行為）。

裁判所は、当該投稿につき名誉権侵害を認定した上で、原告は、当該投稿により運転手の同意を得ることなくタクシー代金を支払わないという社会的相当性を欠く行為を行った者として摘示されたのであり、そのような原告の行動を批判する内容の当該投稿に多数の同意意見が付されていることからすると、これによって一定の精神的損害を被ったといえる一方、当該投稿以前にも、原告の上記ツイートはインターネット上のニュースサイト等に複数転載され、本件エピソードについて批判的な意見が寄せられている状態であったことも踏まえ、慰謝料の額を5万円と認定した。

③ [I-21] 東京地判令和4年3月8日(令和3年(ワ)第9164号)【5万円】

原告はキャバクラで勤務する女性であり、被告は一般市民と思われる。

被告は、電子掲示板内のキャバクラ・クラブ(個人別)のカテゴリー内のスレッドに、2回にわたり、「X」[※Xの当該店舗勤務時の源氏名]って、相当知恵遅れだろ(笑)。「X」、無知で頭おかしいからほっとけよ。/こんな頭おかしいキャバ女なかなかいないよ?」などと投稿した。

裁判所は、当該投稿につき名誉感情侵害を認定した上で、当該投稿が稚拙な表現を用いているものの、一定程度悪質であることや、本件に現れたその他一切の事情を総合考慮し、慰謝料の額を5万円と認定した。

マスメディア・非インターネット関係につき、①は、「不法行為の態様」及び「不法行為による影響の程度」という考慮要素自体を明示した上で、前者につき前記(2)の減額要素(Ⅱ)のv(表現内容の権利侵害性が強度・悪質でない)、後者につき同iv(社会的評価の低下が大きくない)を指摘するのに対し、増額要素(Ⅰ)に該当する内容は含まれていない。②は、増額要素(Ⅰ)のiv(精神的苦痛が大きい(小さくない))と減額要素(Ⅱ)のiv(社会的評価の低下が大きくない)を指摘している。③は、増額要素(Ⅰ)のi(不特定多数の者が認識した(認識し得た))を指摘する一方、減額要素(Ⅱ)については指摘していない。

インターネット関係につき、①は、増額要素(Ⅰ)のi(不特定多数の者が認識した(認識し得た))を指摘していると考えられるが、「当該投稿がされた経緯」、「原告及び被告の社会的属性」については、増額方向・減額方向のいずれに考慮したのかが明らかでない。②は、被害者が「一定の精神的損害を被った」として、精神的苦痛が相対的に重大であったとまでは述べておらず、また、「原告の上記ツイートはインターネット上のニュースサイト等に複数転載され、本件エピソードについて批判的な意見が寄せられている状態であった」との指摘は、その評価が分かれ得るが、投稿前から社会的評価が低下していたことから、当該投稿による社会的評価の低下が大きくないこと(減額要素(Ⅱ)のiv)をいうものと一応解することができる。③は、増額要素(Ⅰ)のii(表現内容の権利侵害性が強度・悪質)と、減額要素(Ⅱ)のi(内容に具体性がない)を指摘するものと考えられる。

以上のように、相対的に低額の慰謝料が認容された事例では、①のように主要な減額要素を比較的多く含む事案もあるが、主要な増額要素と減額要素をそれぞれ含む事案(②、③)や主要な増額要素のみを含む事案(③、②)もある状況である。元々、前記(2)のとおり、減額要素は増額要素と比較して判決書に明示されないことが少なくなく、判決書の記載のみから相対的に低額の慰謝料が認容された事例の傾向を捉えることは難しい。

## 5 認容された慰謝料の額—各論

### (1) 対象裁判例の分析手法

以下においては、まず、前記4(1)、(3)において、マスメディアによる発信（ネットニュースを含む。）とソーシャルメディア（電子掲示板、ブログ、SNS等<sup>10</sup>）等による発信とで賠償額に差がみられたことから、媒体別の慰謝料額を比較し、併せて年代別の比較を掛け合わせるにより、慰謝料額の時の変化についても検討する（後記(2)）。

また、伝統的に、被侵害利益が名誉権か名誉感情かによって慰謝料額が異なることが指摘されていることから、被侵害利益によって慰謝料額を比較する（後記(3)）。

その上で、前記4(2)の対象裁判例において頻出の考慮要素を踏まえ、被害者・加害者の属性（後記(4)）、権利侵害の強度又は悪質性の程度、社会的評価の低下の程度（後記(5)）、侵害行為の回数（後記(6)）、拡散の程度（後記(7)）、精神的苦痛の程度（後記(8)）、生活や仕事への具体的な支障の発生の有無・程度（後記(9)）、謝罪・事後的対応の有無（後記(10)）の順に分析することにする<sup>11</sup>。

## (2) 媒体別・年代別

媒体別に認容された慰謝料の額の平均値、中央値及び最大値は、次の表・グラフのとおりである。時の変化についても考察するため、平成24・25年事案と令和4・5年事案の内訳も記載している。また、媒体の別については、権利侵害行為に他の媒体も用いられている場合には、媒体ごとの慰謝料額が明示されていないことが多く分類が困難であることから、本比較においては、対象から除外した<sup>12</sup>。

---

<sup>10</sup> 前記第3の3参照。

<sup>11</sup> 以下では、本文・表ともに、金額については百の位を四捨五入し、「12.3万円」のように表記する。

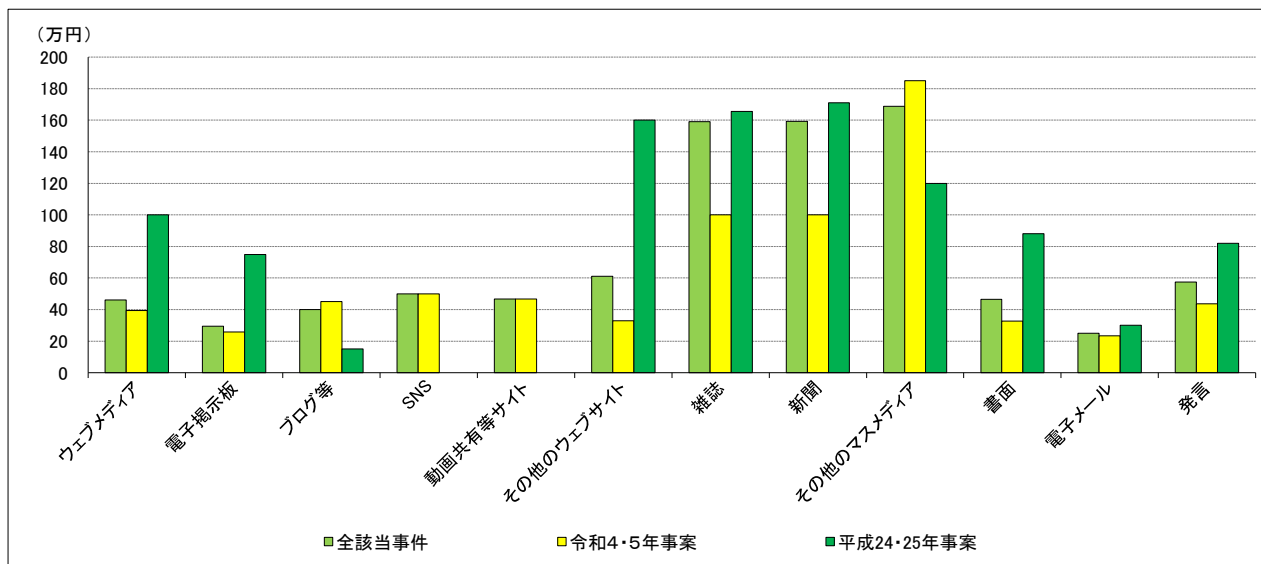
<sup>12</sup> 例えば、①「Twitter(現・X)」欄にはTwitterのみにより投稿がされた件数を、②「Facebook」欄にはFacebookのみにより投稿がされた件数を計上するが、③「SNS」欄には、①と②に加えてTwitterとFacebookにより投稿がされた件数も含まれることになる。

(平均値・中央値・最大値の単位：万円)

媒体の種類	全該当事件				(うち令和4・5年事案)				(うち平成24・25年事案)			
	件数	平均値	中央値	最大値	件数	平均値	中央値	最大値	件数	平均値	中央値	最大値
インターネット上の媒体	118件	47.0	30.0	349.0	112件	44.3	30.0	349.0	6件	97.5	75.0	300.0
ウェブメディア（ネットニュースサイト）	9件	46.1	30.0	150.0	8件	39.4	27.5	150.0	1件	100.0	100.0	100.0
ソーシャルメディア	95件	45.5	30.0	349.0	92件	45.2	30.0	349.0	3件	55.0	50.0	100.0
電子掲示板	28件	29.4	25.0	100.0	26件	25.9	22.5	100.0	2件	75.0	75.0	100.0
2ちゃんねる/5ちゃんねる	14件	27.1	22.5	100.0	17件	24.7	20.0	50.0	1件	100.0	100.0	100.0
爆サイ.com	3件	60.0	50.0	100.0	3件	60.0	50.0	100.0	0件	—	—	—
その他・不明	11件	23.9	15.0	60.0	10件	21.3	12.5	60.0	1件	50.0	50.0	50.0
ブログ、文章投稿サイト	6件	40.0	35.0	100.0	5件	45.0	50.0	100.0	1件	15.0	15.0	15.0
SNS <small>(ソーシャルネットワーキングサービス)</small>	40件	50.0	30.0	250.0	40件	50.0	30.0	250.0	0件	—	—	—
Twitter（現・X）	34件	54.4	32.5	250.0	34件	54.4	32.5	250.0	0件	—	—	—
Facebook	3件	23.3	20.0	30.0	3件	23.3	20.0	30.0	0件	—	—	—
その他・不明	4件	17.5	15.0	30.0	4件	17.5	15.0	30.0	0件	—	—	—
動画共有・配信サイト <small>(SNSを除く)</small>	3件	46.7	20.0	100.0	3件	46.7	20.0	100.0	0件	—	—	—
YouTube	1件	100.0	100.0	100.0	1件	100.0	100.0	100.0	0件	—	—	—
その他	0件	—	—	—	0件	—	—	—	0件	—	—	—
その他のウェブサイト	9件	61.1	20.0	300.0	7件	32.9	20.0	80.0	2件	160.0	160.0	300.0
インターネット以外の媒体等	85件	88.8	40.0	600.0	49件	58.6	30.0	500.0	36件	129.9	100.0	600.0
マスメディア	20件	161.0	110.0	600.0	5件	151.0	100.0	500.0	15件	164.3	200.0	600.0
雑誌	10件	159.0	200.0	300.0	1件	100.0	100.0	100.0	9件	165.6	200.0	300.0
新聞	6件	159.2	65.0	600.0	1件	100.0	100.0	100.0	5件	171.0	30.0	600.0
その他（テレビ放送、書籍等）	4件	168.8	85.0	500.0	3件	185.0	50.0	500.0	1件	120.0	120.0	120.0

非マスメディア	51件	47.2	30.0	200.0	34件	35.3	20.0	152.5	17件	71.2	30.0	200.0
書面	20件	46.6	30.0	200.0	15件	32.8	10.0	152.5	5件	88.0	30.0	200.0
配布書面（ビラ、機関紙等）	9件	41.4	30.0	150.0	6件	27.2	20.0	70.0	3件	70.0	30.0	150.0
掲示書面	1件	152.5	152.5	152.5	0件	－	－	－	0件	－	－	－
その他の書面（裁判書面等）	10件	40.6	10.0	200.0	8件	22.0	10.0	90.0	2件	115.0	115.0	200.0
電子メール	4件	25.0	20.0	50.0	3件	23.3	10.0	50.0	1件	30.0	30.0	30.0
口頭での発言（記者会見、街宣活動等を含む。）	14件	57.4	30.0	200.0	9件	43.7	20.0	100.0	5件	82.0	50.0	200.0
その他	0件	－	－	－	0件	－	－	－	0件	－	－	－
合計	203件	64.5	30.0	600.0	161件	48.6	30.0	500.0	42件	125.2	100.0	600.0

▲表5 媒体別・年代別 認容慰謝料額の平均値・中央値・最大値



▲図5 媒体別・年代別 認容慰謝料額の平均値

## ア 媒体別の傾向

まず媒体別の傾向についてみると、対象裁判例のうち電子掲示板、ブログ、SNS等のソーシャルメディアを媒体とする慰謝料額は、雑誌、新聞等のマスメディアを媒体とする慰謝料額と比較して、平均値で概ね3分の1程度と相対的に低いものになっている。また、ウェブメディア（ネットニュースサイト）は、マスメディア又はマスメディアからの配信を受ける事業者によって運営されることが多いが、ウェブメディアを媒体とする慰謝料額はソーシャルメディアのそれに近いものと位置付けられる。インターネット上の媒体全般にわたり、その慰謝料額は、マスメディアと比較して低額となっている。

ソーシャルメディアの慰謝料額が相対的にマスメディアのそれよりも低い理由に関して特定の要因を挙げることは困難であるが、対象裁判例では、投稿の信用性に言及するものがある。例えば、I-91は、「ツイッターにされた投稿の信用性はアカウントの属性等によって様々であるところ、本件各投稿は、本件各投稿に近接する時期に新規に作成され、プロフィールに〇〇市在住と記載されているとはいえ、素性、原告やA〔引用者注：原告の母〕との関係性が不明の匿名アカウントからされたものであること、投稿内容の根拠等も不明であることからすると、閲覧者の多くが、その内容が真実であると容易に信じるものとは認め難い」と判示し、I-61は、「本件掲示板につき、本件各投稿以外の投稿の内容等にも鑑みると、一般の閲覧者は、本件掲示板においては、本件各投稿のようにさしたる根拠もないのに、匿名で投稿者の個人的な認識や考え方を一方的に記載し、対象者を誹謗中傷するような投稿が複数されている信憑性が低い電子掲示板であるという前提で閲覧しているものと考えられる」と判示している。

また、SNSに関しては、「ツイートはその性質上時間の経過とともに人の目につきづらくなる」という性質に着目した裁判例（I-16）もある。

## イ 年代別の動向

前記3のとおり、平成24・25年事案と令和4・5年事案では媒体が大きく変化しているため、この約10年間における慰謝料額の動向を捉えることは困難である。

インターネット上の媒体では、平成24・25年事案と令和4・5年事案では、前者の該当件数が6件と相当少なく適切な比較は困難であるものの、平均額において後者の慰謝料額は前者の慰謝料額の半額以下になっている<sup>13</sup>。

---

<sup>13</sup> 平成24・25年事案におけるウェブメディアを媒体とする事案は1件（I-6【100万円】）あり、これは、賭博行為に関係していた被害者が、賭博のために巨額な借入れをして特別背任の罪に問われた関係者の犯罪行為を誘引・助長していたといった事実を摘示する記事を1回掲載したというものである。また、平成24・25年事案における電子掲示板を媒体とする事案は2件あり、I-1【100万円】は、取引先の従業員において被害者が女子トイレに不法侵入したのを見たといった事実を摘示する投稿を7回行ったというものであり、I-5【50万円】は、第三者において被害者が昔タクシーの乗り逃げをしたといった事実を摘示する投稿を1回行った

また、インターネット以外の媒体について、非マスメディアの媒体による慰謝料額は、一定の件数のある書面及び発言において、いずれも平均額が減少していたが、各事案の件数が少ないことに留意を要する（平成 24・25 年事案と令和 4・5 年事案の件数は、書面が 15 件と 5 件、発言は 9 件と 5 件である。）。他方、マスメディアについては、令和 4・5 年事案の新聞・雑誌の該当事件数が各 1 件と少なく、比較が困難である。

### (3) 被侵害利益の別

名誉に関わる人格権侵害としては、判例上、①「人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を違法に侵害<sup>14</sup>」するものである名誉権の侵害と、②「社会通念上許される限度を超える侮辱行為<sup>15</sup>」である名誉感情の侵害とに大別される。そして、②の最高裁判例において、「〔当該〕記述は、……侮辱的な表現を含むとはいえ、被上告人の人格的価値に関し、具体的事実を摘示してその社会的評価を低下させるものではなく、被上告人の名誉感情を侵害するにとどまるものであって、これが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合に初めて被上告人の人格的利益の侵害が認められ得るにすぎない」とされているように、名誉権侵害が許容限度を問わず不法行為であるとされているのに対し、名誉感情侵害は許容限度を超える場合のみ不法行為の成立が認められている状況にある。

そこで、インターネット上の権利侵害に関し、名誉権侵害と名誉感情侵害のそれぞれを理由とする慰謝料の額を比較した結果は、次の表・グラフのとおりである。なお、名誉権・名誉感情以外の権利・利益侵害が包括認定されている事案は除外している。

---

というものである。

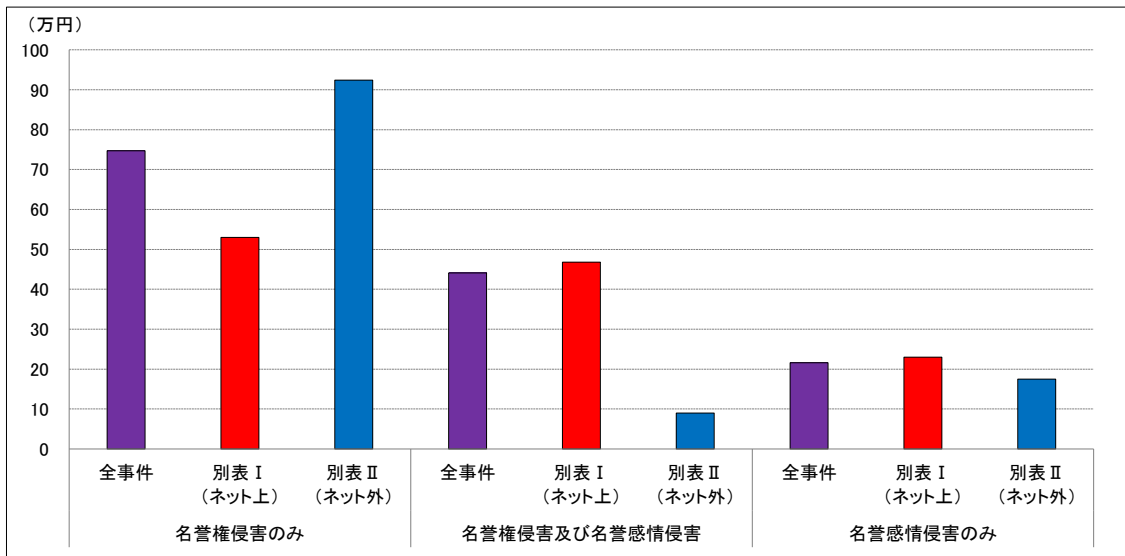
<sup>14</sup> 最大判昭和 61 年 6 月 11 日民集 40 卷 4 号 872 頁（北方ジャーナル事件）

<sup>15</sup> 最判平成 22 年 4 月 13 日民集 64 卷 3 号 758 頁

(平均値・中央値・最大値の単位：万円)

	被侵害利益の別	件数	平均値	中央値	最大値
全該当事件	名誉権侵害のみ	111件	74.7	30.0	600.0
	名誉権侵害及び 名誉感情侵害	28件	44.1	26.5	349.0
	名誉感情侵害のみ	16件	21.6	12.5	70.0
(うち別表Ⅰ事案)	名誉権侵害のみ	50件	53.0	27.5	300.0
	名誉権侵害及び 名誉感情侵害	26件	46.8	29.0	349.0
	名誉感情侵害のみ	12件	23.0	15.0	70.0
(うち別表Ⅱ事案)	名誉権侵害のみ	61件	92.4	40.0	600.0
	名誉権侵害及び 名誉感情侵害	2件	9.0	9.0	8.0
	名誉感情侵害のみ	4件	17.5	7.5	50.0

▲表6 被侵害利益別・媒体類型別 認容慰謝料額の平均値・中央値・最大値



▲図6 被侵害利益別・媒体類型別 認容慰謝料額の平均値

これをみると、名誉権侵害については、名誉感情侵害よりも相対的に高額な慰謝料が認定されていることが分かる。例えば、I-20は、原告の名誉権侵害の主張を排斥し、名誉感情侵害のみを認めた事案であるが、「名誉権侵害にまでは至っておらず、名誉感情侵害部分は短文にとどまっている」ことを減額要素として考慮している。

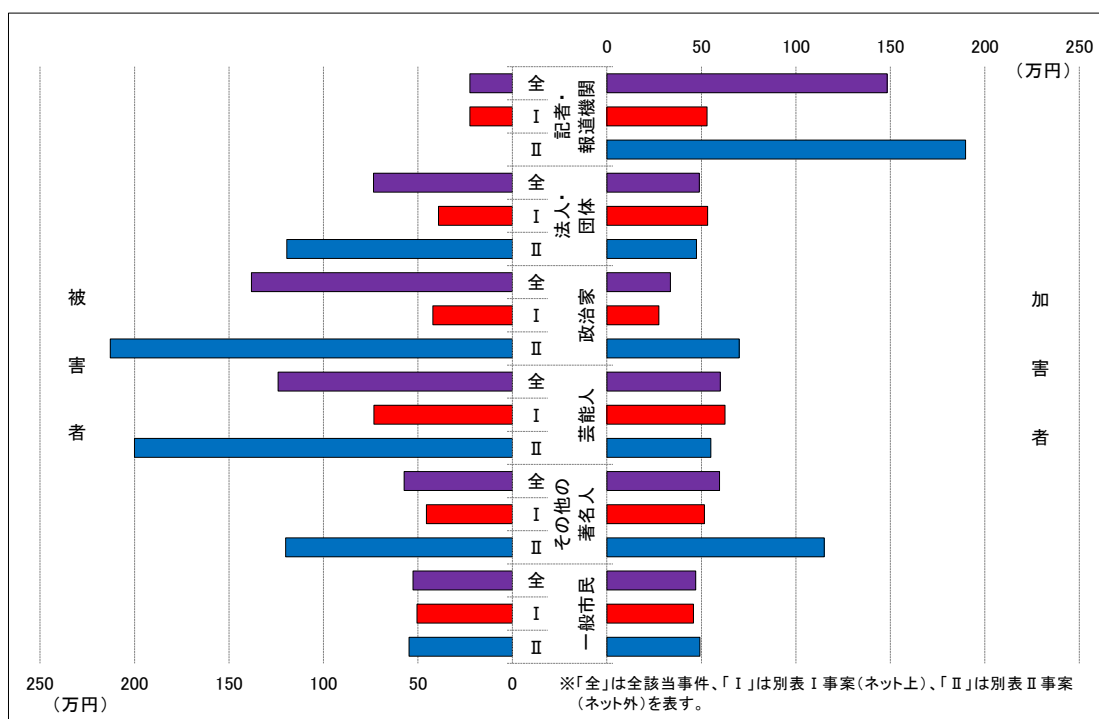
#### (4) 被害者・加害者の属性別

前記4(1)の①、③の高額事例において慰謝料の認定事由として被告（加害者）の属性が挙げられているように、当事者の属性は、慰謝料の額に影響を及ぼす可能性がある。そこで、原告（被害者）と被告（加害者）の属性別に慰謝料の額を比較した結果は、次の表・グラフのとおりである。もっとも、何をもって「芸能人」や「その他の著名人」等とするか明確な定義があるものではなく、また判決文から読み取ることのできる当事者の属性は限られるという制約があることに留意する必要がある。

(平均値・中央値・最大値の単位：万円)

当事者の属性		全該当事件				(うち別表Ⅰ事案)				(うち別表Ⅱ事案)			
		件数	平均値	中央値	最大値	件数	平均値	中央値	最大値	件数	平均値	中央値	最大値
被害者	記者・報道機関	2件	22.5	22.5	25.0	2件	22.5	22.5	25.0	0件	—	—	—
	法人・団体 <sup>(報道機関を除く。)</sup>	28件	73.5	47.5	20.0	16件	39.1	30.0	100.0	12件	119.4	125.0	200.0
	個人 <sup>(記者を除く。)</sup>	172件	63.9	30.0	600.0	100件	48.8	30.0	349.0	72件	84.8	30.0	600.0
	政治家	16件	138.1	85.0	600.0	7件	42.1	30.0	100.0	9件	212.8	200.0	600.0
	芸能人	5件	124.0	150.0	200.0	3件	73.3	50.0	150.0	2件	200.0	200.0	200.0
	その他の著名人	44件	57.3	30.0	250.0	37件	45.5	20.0	250.0	7件	120.0	100.0	250.0
	一般市民	107件	52.6	30.0	500.0	53件	50.5	30.0	349.0	54件	54.7	30.0	500.0
	関係者から	71件	46.5	30.0	300.0	27件	48.3	30.0	300.0	44件	45.4	30.0	200.0
	第三者から	36件	64.7	30.0	500.0	26件	52.8	30.0	349.0	10件	95.6	15.0	500.0
加害者	記者・報道機関	33件	148.3	120.0	600.0	10件	53.0	30.0	150.0	23件	189.8	200.0	600.0
	法人・団体 <sup>(報道機関を除く。)</sup>	24件	48.9	30.0	152.5	6件	53.3	40.0	100.0	18件	47.4	30.0	152.5
	個人 <sup>(記者を除く。)</sup>	146件	48.1	30.0	349.0	102件	46.1	30.0	349.0	44件	52.9	30.0	200.0
	政治家	7件	33.6	30.0	70.0	6件	27.5	30.0	50.0	1件	70.0	70.0	70.0
	芸能人	6件	60.0	65.0	100.0	4件	62.5	65.0	100.0	2件	55.0	55.0	100.0
	その他の著名人	16件	59.6	20.0	250.0	14件	51.6	20.0	250.0	2件	115.0	115.0	200.0
	一般市民	116件	47.0	30.0	349.0	77件	45.8	30.0	349.0	39件	49.2	30.0	200.0
	対関係者	57件	53.0	30.0	300.0	25件	54.0	40.0	300.0	32件	52.2	30.0	200.0
	対第三者	59件	41.1	20.0	349.0	52件	41.9	25.0	349.0	7件	35.1	10.0	150.0
合計	203件	64.5	30.0	600.0	118件	47.0	30.0	349.0	85件	88.8	40.0	600.0	

▲表7 被害者・加害者の属性別・媒体類型別 認容慰謝料額の平均値・中央値・最大値



▲図7 被害者・加害者の属性別・媒体類型別 認容慰謝料額の平均値

## ア 被害者の属性

被害者の属性別に慰謝料額をみると、全該当事件及び別表II事案では、個人のうち政治家と芸能人の慰謝料額の平均値が他の属性の個人と比較して概ね2倍以上高額であり、中央値も同様に相対的に高額であるが、別表I事案では芸能人は他の属性よりやや高額であるものの前者ほどの差はなく、政治家は他の属性と差がない。

なお、別表II事案において被害者が政治家である9件のうち7件が、また被害者が芸能人である2件全部が、媒体が新聞又は雑誌、加害者が記者・報道機関の事案であり、前記3の媒体、後記イの加害者の属性及び上記被害者の属性のいずれが賠償額に影響を及ぼしているかを一義的に分析することは困難である。

被害者が政治家である事件について、その属性を賠償額の認定理由において指摘するものとしては、別表II事案においては、「原告らは、本件記事が掲載された当時、現職の国会議員であって国民からその言動が注視される立場にあり、本件摘示事実が原告らの政治活動の当否のみならず資質や人間性も含めた国会議員としての社会的評価に多大な影響を与えるおそれがあること」(II-47)【100万円】や、「原告が市会議員という有権者からの信頼が求められる立場にあったこと」(II-80)【40万円】を考慮要素として挙げたものがある。また、別表I事案においては「本件記事の投稿によりその国会議員としての評価にも一定の影響が生ずるおそれがあった」(I-103)【100万円】、「本件議会内発言及び本件各投稿は、原告の市議会議員としての評価を揺るがすよう

なものであって、実際に原告の下には、市議会議員としての素質や適性を疑い、辞職を求める非難のメールや電話が殺到した」(I-118)【30万円】など、有権者により評価され、選挙により選出される議員の特性に着目したものがみられた。

他方、芸能人については、件数が少ないこともあり、属性に着目した言及は認められなかったが、これに類するものとして、子ども向け動画の配信者が被害者の事案である I-57【100万円】は、「原告のユーチューバーとしての活動内容・状況及びこれを踏まえた原告の社会的評価の低下の程度」を考慮している。

また、被害者が法人である場合には、被害者である法人の事業への影響又はそのおそれを考慮したとみられる裁判例が目立つ。例えば、「原告会社の経営する飲食店の売上等にも不利益が生じかねない」(I-63)【50万円】、「会社の営業上の信用のみならず事業遂行における社会的な信頼が大きく低下しかねない」(I-70)【50万円】、「(被害者)の事業に少なからず影響を及ぼした可能性は否定できない」(I-77)【10万円】、「原告店や原告が取引をする代理店に、被告の投稿を見た者からの問い合わせ等がされたことが認められ、原告の営業に一定の影響が及んだことが推認される」(I-82)【30万円】と判示した事例がある<sup>16</sup>。

## イ 加害者の属性

加害者の属性別に慰謝料額の動向をみると、全該当事件及び別表Ⅱ事案では加害者が記者・報道機関である場合の慰謝料額の平均値が、他の属性の法人や個人と比較して3～4倍程度高額であり<sup>17</sup>、中央値も同様に相対的に高額であるが、別表Ⅰ事案では他の属性と差がない。

別表Ⅱ事案において加害者が記者・報道機関である23件全部が、媒体が新聞、雑誌、テレビ放送又は書籍のマスメディア事案であり、うち約半数に当たる11件が被害者が著名人等(政治家、芸能人又はその他の著名人)であることに加え、上記のとおり別表Ⅰ事案では加害者が記者・報道機関である事案の慰謝料額は他の属性と差異がないことも踏まえると、加害者が記者・報道機関であるという事実自体というよりは、マスメディアによる発信という媒体の差異がより強く影響している可能性がある。

一方で、全該当事件及び別表Ⅰ事案では、加害者が政治家である場合の慰謝料額の平均値が、他の属性の法人や個人と比較してやや低額であり、中央値も同様に相対的

---

<sup>16</sup> なお、誹謗中傷投稿による売上減等の逸失利益と財産的損害の関係について、「慰謝料の額は、原告(法人)が被った無形損害を金銭的に評価するほか、財産的損害の額が確定できない場合にそのような事情があることを考慮して算定することができるが(いわゆる慰謝料の補完的機能)、その額を確定することができる財産的損害を直接考慮することまではできない」と明示した裁判例(I-61)がある。

<sup>17</sup> 別表Ⅱ事案では「その他の著名人」も平均値・中央値が高額であるが、該当事件数が2件と少なく、評価が困難である。

に低額であるが<sup>18</sup>、該当裁判例において加害者の属性に着目した指摘は見当たらない。他方で、該当裁判例は、「内容が抽象的」であること (I-63・64) 【50万円・30万円】、「公益性は高く…真実と認められる部分もあること、抽象的記載にとどまること、本件記事が既に削除されたこと」(I-68) 【20万円】、「原告の社会的地位を殊更に貶めることを目的としたものというよりは、主として、被告の自己保全のための弁解としてなされたものであること」(I-69) 【5万円】など、減額要素が含まれているものが多くみられる。全該当事件数が7件と少ないことも踏まえると、加害者の属性よりは他の要素の影響が大きい可能性も否定できない。

対象裁判例において加害者の属性に言及しているものをみると、その趣旨は大きく二分される。

一つは、前記4(3)の③の事案 (I-117) が「被告は美容整形外科医であり、その経営するクリニックを宣伝するCMその他のマスメディアに出演するなど高い知名度を有し、被告アカウントのフォロワー数は80万アカウント以上であること……に鑑みれば、被告は社会的影響力の大きい人物であると認められ〔る〕」と判示するように、加害者の社会的影響力の大きさととの関係で言及される事案が多くみられる。

それ以外では、前記4(3)の①の事案 (I-90) が「被告Y<sub>3</sub>が精神科医であることを考慮すると、……ブログの読者に真実らしく受け止められるおそれは高く、原告の社会的評価の低下に少なくない影響を与えた」と判示するように、加害者の属性が表現の信ぴょう性、ひいては社会的評価の低下の程度との関係で言及されている。

#### (5) 権利侵害の強度又は悪質性の程度、社会的評価の低下の程度

権利侵害の強度や悪質性の程度、社会的評価の低下の程度を客観的に評価することは困難であるが、犯罪を行った事実を摘示したことをもって社会的評価の低下の程度が大きいことを指摘するものが一定数ある (I-63・64、70・71、89、II-14、38等)。

そこで、別表I事案のうちソーシャルメディアによる名誉権侵害の類型<sup>19</sup>の中で、100万円以上の慰謝料額を認容した14件をみると、ストーカー規制法違反 (I-90) 【349万円】、詐欺 (I-117) 【250万円】、著作権法違反 (I-102) 【200万円】、建造物侵入 (I-1)、詐欺・脅迫等 (I-61)、風営法違反 (I-74・75)、不同意性交等 (I-73、89) 【いずれも100万円】と、犯罪若しくはその構成要件に該当する行為を行ったこと又はその疑惑等を摘示した投稿が6割超を占めている。反対に、上記類型のうち、10万円以下の慰謝料額を認容した10件をみると、同様の摘示をした投稿は、横領 (I-87) 【10万円】、詐欺 (I-11、14) 【いずれも5万円】の事実を摘示した3件と、3割に留まっている。

<sup>18</sup> 別表II事案は該当事件数が1件と少なく、評価が困難である。

<sup>19</sup> ソーシャルメディア以外の媒体による発信を含む事案を除く。

また、マスメディアによる名誉権侵害類型についても、250 万円以上の慰謝料額を認容した 6 件全件が、収賄 (II-7) 【600 万円】、詐欺 (II-68) 【500 万円】、配偶者暴力防止法違反 (II-11・12)、詐欺 (II-27) 【いずれも 300 万円】、暴行・傷害 (II-2) 【250 万円】といった犯罪若しくはその構成要件に該当する行為又はその疑惑等を摘示している。

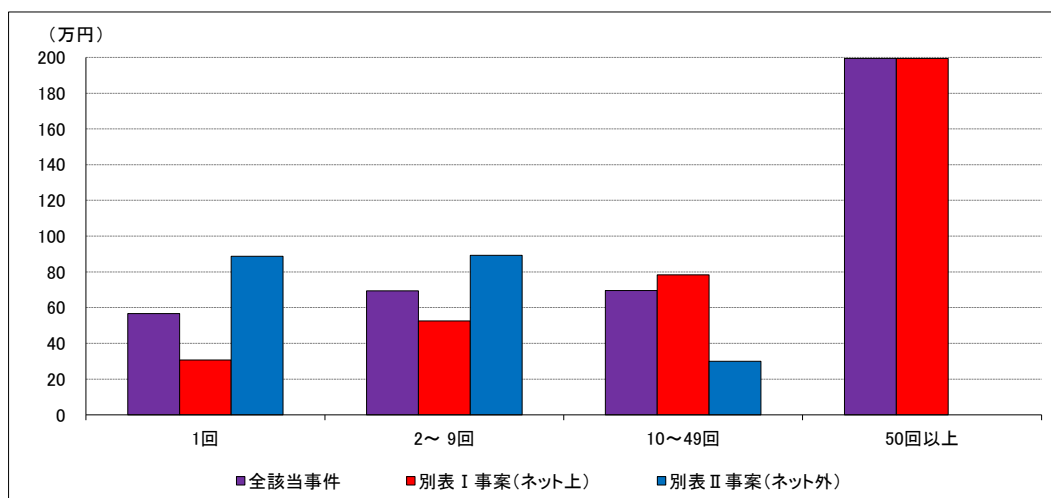
(6) 侵害行為の回数

侵害行為の回数ごとに慰謝料額の平均値、中央値及び最大値を分類した結果は次の表・グラフのとおりである。なお、名誉権・名誉感情侵害以外の権利・利益侵害が包括認定されている事案のほか、侵害行為の具体的な回数が不明な事案は除外している。

(平均値・中央値・最大値の単位：万円)

	侵害行為の回数	件数	平均値	中央値	最大値
全該当事件	1 回	83 件	56.6	20.0	600.0
	2～9 回	57 件	69.3	30.0	300.0
	10～49 回	11 件	69.5	30.0	250.0
	50 回以上	2 件	199.5	199.5	349.0
(うち別表 I 事案)	1 回	46 件	30.7	20.0	150.0
	2～9 回	31 件	52.5	30.0	300.0
	10～49 回	9 件	78.3	70.0	250.0
	50 回以上	2 件	199.5	199.5	349.0
(うち別表 II 事案)	1 回	37 件	88.7	30.0	600.0
	2～9 回	26 件	89.3	47.5	300.0
	10～49 回	2 件	30.0	30.0	30.0
	50 回以上	0 件	—	—	—

▲表 8 侵害行為の回数別・媒体類型別 認容慰謝料額の平均値・中央値・最大値



▲図8 侵害行為の回数別・媒体類型別 認容慰謝料額の平均値

これをみると、インターネット上の権利侵害（別表Ⅰ事案）においては、侵害行為の回数が多いほど慰謝料額も増加している。

侵害行為の回数を増額要素として具体的に指摘した対象裁判例をみると、I-90（1,000回超。前記4(3)の①事件。）【349万円】を筆頭に、I-7（29回）【30万円】、I-40（16回）【20万円】、I-101（16回）【70万円】、I-114（15回）【30万円】、I-107（14回）【40万円】までの上位6件は、いずれも侵害行為の回数が考慮要素として言及されており、このうち例えばI-114では、計15件・約4か月にわたる投稿について、「期間の長さや回数の多さをみると、被告の原告に対する侮辱行為ないし名誉毀損行為は執拗」と評価されている。

反対に、侵害行為の回数（期間）を減額要素として具体的に指摘した裁判例としては、I-44、92、113、115等（いずれも投稿が1回にとどまることを指摘するもの）がある。

なお、侵害行為の回数が複数に及ぶ場合、侵害行為ごとに不法行為の主体が異なるなどの事情がない限り、侵害行為全体での慰謝料額を一括して算定、評価している対象裁判例が大半であったが、「本件各投稿1件につき20万円程度×5投稿を目安とした」など侵害行為1回当たりの慰謝料額の目安を明示した裁判例（I-61【100万円】、I-19【25万円】）や、文書の送付行為については宛先が単体である文書等については1回当たり1万円、その余の文書については1回当たり1.5万円とし、文書の掲示行為については1回当たり2万円と評価し、これに送付又は掲示回数を乗じた金額を慰謝料額とした裁判例（II-70）【152.5万円】もあった。

## (7) 拡散の程度

権利侵害を伴う投稿の拡散の程度を客観的に把握することは困難な場合もあるが、例

例えば X (旧 Twitter) などの SNS では、フォロワー数、リポスト数、表示回数等が客観的な指標となり得、対象裁判例においては考慮要素としてフォロワー数に言及する例が多くみられた。

そこで、インターネット上の権利侵害に係る対象裁判例において、慰謝料の額の認定に際してフォロワー数やその多さ(少なさ)に言及している裁判例 14 件で認容された慰謝料の額は次表のとおりである(フォロワー数の多い順)。

No.	媒体	フォロワー数(約) <sup>20</sup>	加害者の属性	認容慰謝料額	評価の方向性 <sup>21</sup>	備考
I-99	TikTok	85 万超	法人	20 万円	+	
I-117	Twitter	80 万超	その他の著名人	250 万円	+	前記 4 (3) の③事件
II-75	Twitter	31 万超	その他の著名人	30 万円	+	※
I-87	Twitter	24 万	その他の著名人	10 万円	+	
I-103	Twitter	16 万	法人	100 万円	+	
I-22 ・23	Twitter	8 万	芸能人	対法人 30 万円	+	
	ブログ	1 万超		対代表者 20 万円		
I-94	Twitter	6 万	その他の著名人	10 万円	+	
I-51	Twitter	5 万超	その他の著名人	10 万円	+	
I-54	Twitter	3 万超	その他の著名人	3 万円	+	
I-49	Twitter	3 万超	一般市民	50 万円	-	
I-59	Twitter	3 万	その他の著名人	50 万円	+	
I-76	Facebook	1 万超	その他の著名人	20 万円	+	
I-73	Twitter	0.3 万	一般市民	100 万円	?	
I-95	Twitter	0.1 万	その他の著名人	80 万円	+	
※ Twitter のほか、発行部数約 100 万部の夕刊紙のコラムにも掲載している。						

▲表 9 対象裁判例において言及された SNS のフォロワー数上位の認容慰謝料額等

対象裁判例では、概ね 5 万人を超えるようなフォロワー数を有する場合<sup>22</sup>には増額要

<sup>20</sup> 判決文に千単位以下までフォロワー数が記載されている場合には、1 万人以上のときは千の位を、1 万人未満のときは百の位を四捨五入し、例えば 1 万人超 1.5 万人未満は「1 万人超」と、1.5 万人以上 2 万人未満は「2 万人」と表記した。

<sup>21</sup> 判決文から、当該フォロワー数を増額要素として考慮しているとみられる場合(「フォロワー数は〇万人に上る」など)には「+」と、減額要素として考慮しているとみられる場合(「フォロワー数は〇万人に留まる」など)には「-」と、いずれか不明である場合は「?」と表記した。

<sup>22</sup> 参考までに、マーケティング業界においては、(統一的な基準があるわけではないが)いわゆるインフルエンサーのうち、100 万人以上のフォロワー数の者をトップ(メガ)インフルエンサー、10~100 万人をミドル

素として考慮されていることがうかがわれる。もっとも、表9によれば、フォロワー数と慰謝料の額に明確な相関関係まではみられない。

フォロワー数以外の数値としては、リポスト（リツイート）数・いいね数（I-51、67、73、89等）のほか、ページビュー（閲覧）数（I-81）、動画再生数（I-82）を挙げている例があった。

また、上記のような定量的な数値を除いた、拡散の程度に関わる考慮要素としては、投稿後に記事が削除された事実やそれまでの期間に言及するものが多く（I-2、13、22・23、41、55、58、83、84、85、98）、それ以外には、投稿の閲覧対象者の制限の有無（SNSでは公開アカウントかいわゆる鍵付きアカウントか）（I-55、88）や、ハッシュタグが付されていること<sup>23</sup>（I-32、91）、ウェブ検索で被告のアカウント名が上位に表示されること（I-31）を挙げている例などがみられる。

#### (8) 精神的苦痛の程度

精神的苦痛の程度に関して、精神疾患の診断を受けたことを増額要素として考慮したものとしては、ネットでのデマの拡散が現実世界にも影響を与え出した結果、うつ病や睡眠障害の症状が著しく悪化し、抗うつ剤の使用を開始して加療を進めることになったと診断されたことを考慮した事案（I-67）【35万円】、インターネット上で誹謗中傷を受けたことにより精神的な負荷がかかり、不眠や抑うつ気分が出現したとして、適応障害による抑うつ状態と診断されたことを考慮した事案（I-32）【80万円】がある。

反対に、精神的苦痛の程度が大きいことを減額要素として考慮したものとしては、事案が単純な内容であること、幼稚であり悪質な態様とはいえないことなどから、原告が重大な精神的苦痛を被ったとまでは認め難いと説示した事案（I-12）【10万円】がある。

#### (9) 生活や仕事への具体的な支障の発生の有無・程度

生活や仕事への具体的な支障が現に生じたことを増額要素として具体的に説示した裁判例としては、I-105（写真家である原告の撮影した写真作品について、原告がモデルに花を踏ませて撮影した旨の事実を摘示した被告のTwitterへの投稿が、他の閲覧者による当該作品等への批判的な投稿等の契機となったこと、原告は当該作品を写真展や写真集への採用や宣伝活動に利用することを断念し再撮影等を行うこととなったことを指摘。

---

（マクロ、パワー）インフルエンサー、1～10万人をマイクロインフルエンサー、～1万人をナノインフルエンサーと分類することが多いようである（Campbell, Colin & Farrell, Justine. (2020). More than meets the eye: The functional components underlying influencer marketing, *Business Horizons*. 63(4), pp.469-479 参照）。これを前提とすると、5万人は中でも中位～やや下位に位置することになる。

<sup>23</sup> ハッシュタグとは、「#〇〇」のように特定の単語等の前にハッシュマーク（#）を付したもので、投稿者がハッシュタグを付して投稿すると、当該ハッシュタグ部分の文字列に、自動で当該ハッシュタグを付した他の投稿の検索結果へのリンクが付与される。そのため、上記I-32、91においては、ハッシュタグを付すことが、投稿内容が拡散されることを意図して投稿したものであると評価されている。

ただし、投稿との直接の因果関係は否定。**【20万円】**などがある。

また、上記具体的な支障の“おそれ”が生じたことを増額要素として具体的に説示した裁判例としては、I-63（原告会社の経営する飲食店につき「フロント企業を出して日本人から金を巻き上げている」などと記載した被告のTwitterへの投稿が、同飲食店の売上等にも不利益が生じかねないと指摘**【50万円】**）、I-37（大学生である被告が、所属していたサークルの先輩に当たる原告らに関し、幼女をレイプした旨の事実を摘示した電子掲示板への投稿が、当時就職を控えた学生である原告らの就職活動に消極的な影響を与える可能性があったといえると指摘**【50万円】**）などがある。

反対に、具体的な実害又は不利益が生じた事実がないことを消極要素として説示した裁判例としては、I-98**【30万円】**、I-87**【10万円】**がある。

#### (10) 謝罪・事後的対応の有無

これまでみた要素は、表現行為の態様や表現行為による結果など、不法行為そのものに関する事情であるが、事後の謝罪の有無など、損害発生後の事実を斟酌してそれを算定することも許されるものと解されている<sup>24</sup>。

投稿後に謝罪をした事実をもって減額要素として考慮したものとして、権利侵害の投稿を行ったプラットフォームにおいて謝罪文言を掲載したこと（I-55）**【30万円】**や、謝罪の意向を伝えたこと（I-100・101）**【100万円・70万円】**を挙げている裁判例がある。

反対に、謝罪をしていないことを増額要素として考慮したものも複数存在する（I-20**【5万円】**、37・38**【各50万円】**）。

なお、判決により謝罪広告（民法第724条）が認められた事案は多くないが、これが認められた事案の中には、謝罪広告を命ずることによって被害者の社会的評価の回復が一定程度期待できるとして、減額事情として考慮したと考えられる裁判例（II-11・12）**【各300万円】**がある。

---

<sup>24</sup> 最判平成9年5月27日民集51巻5号2024頁

## 6 認容された発信者情報開示請求等の費用の額

### (1) 前提

インターネット上の誹謗中傷事案においては、発信者が匿名で発信をすることが多く、その場合には発信者を被告として損害賠償を求めるために発信者を特定する必要がある。プロバイダが任意に発信者の情報を開示しない場合には、訴訟等<sup>25</sup>により発信者情報の開示を請求する必要がある、その手続費用のほか、手続を弁護士に委任した場合には弁護士費用を要することになる。

この発信者情報開示手続に係る弁護士費用等（以下「開示請求等費用」という。）が当該発信者に対する損害賠償請求訴訟において損害額として認められるかについて、これを明示した最高裁判所の判例は見当たらない。また、高等裁判所の裁判例では、判明しているものの中では認容の範囲に差はあるものの、開示請求等費用につき一定の考慮がされている状況にある。

#### ① 実際に支出した費用全額を損害額と認定した高裁判例

- ・東京高判令和3年5月26日（令和2年(ネ)第4412号）【慰謝料121万5600円、開示請求等費用88万5600円】
- ・東京高判令和2年1月23日判タ1490号109頁【慰謝料150万円、開示請求等費用227万1687円<sup>26</sup>】
- ・東京高判平成27年5月27日（平成27年(ネ)第1179号）【慰謝料25万円、開示請求等費用16万2400円】

#### ② 慰謝料額の一定割合を損害額と認定した高裁判例

- ・東京高判令和3年5月12日（令和2年(ネ)第2495号）【慰謝料70万円、開示請求等費用14万円（プロバイダ1社当たり10%）】<sup>27</sup>

#### ③ 弁護士費用の認定額において考慮した高裁判例

- ・東京高判令和3年11月9日（令和3年(ネ)第1644号等）【慰謝料350万円、弁護士費用52万5000円（15%）】

### (2) 対象裁判例における認容状況

対象裁判例のうち、被害者側が開示請求等費用を独立の損害費目として請求している事案は35件あり<sup>28</sup>、その認容状況については次表のとおりである。

<sup>25</sup> なお、対象裁判例は、令和5年12月末までに第一審判決が言い渡された事案であることから、同年10月1日施行の令和3年法律第27号による改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号。現・特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律）に基づく発信者情報開示命令事件により開示を受けた発信者情報を基にした損害賠償請求の訴えは含まれていないと思われる。

<sup>26</sup> 訴訟において権利侵害を主張する投稿以外の投稿に係る開示費用については請求を棄却している。

<sup>27</sup> 原審（横浜地裁川崎支判令和2年5月26日（平成31年(ワ)第190号））の判断を是認したもの。

<sup>28</sup> それ以外に、原告が先行する削除命令仮処分の分を含めた弁護士費用を請求し、裁判所が同仮処分の申立て

認 容 状 況	該 当 事 件 数	割 合
㊦ 実際に支出した費用の全額を損害額と認定（前記(1)の①類型） <sup>29</sup>	10 件	28.6%
④ 実際に支出した費用の一部（慰謝料額の一定割合を含む。）を損害額と認定（前記(1)の②類型）	21 件	60.0%
(a) うち、開示請求の対象に当該事件の投稿以外の投稿も含まれることを理由に減額したもの <sup>30</sup>	(8 件)	(22.9%)
(b) うち、(a)以外の理由によるもの <sup>31</sup>	(13 件)	(37.1%)
㊧ 弁護士費用の認定額において考慮（前記(1)の③類型） <sup>32</sup>	1 件	2.9%
㊨ 開示請求等費用が損害に該当しないことを理由に請求を全部棄却 <sup>33</sup>	1 件	2.9%
㊩ 開示請求等費用の支出の証拠がないことを理由に請求を全部棄却 <sup>34</sup>	2 件	5.7%
合 計	35 件	100.0%

▲表 10 発信者情報開示請求等費用の認容状況別 事件数・割合

の存在を考慮して慰謝料額を認定した事案が 1 件ある（I-79）。

<sup>29</sup> I-1（63 万円）、21\*（13 万円）、37\*（52 万円）・38\*（69.1 万円。なお、請求額を超える額を認容。）、46\*（66 万円）、64（73.5 万円）、85（55 万円）、91\*（33 万円）、112\*（55 万円）、113\*（27.7 万円）。\*印を付した事件では、請求に係る費用が不相当に高額でない、又は社会通念上相当な額であるといった評価を加えた上で、結論において全額を損害と認定している。

<sup>30</sup> I-14（請求額 66 万円で 5 万円を認容）、20（請求額 66 万円で 5 万円を認容）、35・36（投稿数で按分し、請求額約 37.5 万円で 9.7 万円を認容）、44（請求額 48.4 万円で 33 万円を認容）、50（請求額 66 万円で 10 万円を認容）、60（請求額 200 万円で 10 万円を認容）、66（請求額 66 万円で 10 万円を認容）。

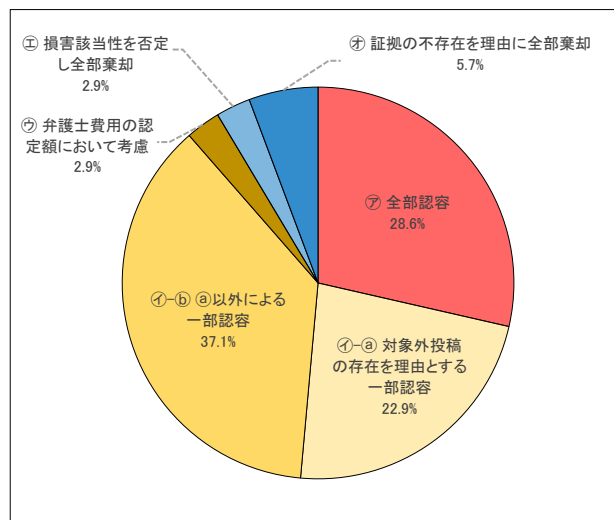
<sup>31</sup> 該当する対象裁判例と認定理由、認容額等は以下の表のとおり。

I-7	発信者特定のための調査が損害賠償請求訴訟の準備行為として位置付けられることや慰謝料額等に照らし、請求額 66 万円で 3 万円を認容
I-8	弁護士費用が相対的に決まるものであることや事案の難易等を勘案して、開示及び削除請求費用の請求額約 136 万円で 85 万円を認容
I-12	慰謝料額が低廉であることなどの事情を踏まえ、慰謝料額と同額の限度で認めるのが相当として、請求額 33 万円で 10 万円を認容
I-13	コンテンツプロバイダの発信者情報開示後に発信者が自己の投稿であることを認めたとして、その後実施されたアクセスプロバイダに対する開示請求に係る弁護士費用部分 27.5 万円を棄却し、請求額 66 万円で 38.5 万円を認容
I-33	支払額を裏付ける証拠の不存在、発信者情報開示の仮処分申立ては弁護士に委任することが必要不可欠とまではいえないこと、仮処分と訴訟の内容に実質的に重複する部分があること、弁護士費用の認定額（5 万円）等を考慮し、請求額 60 万円で 20 万円を認容
I-40	開示請求等費用のうち社会通念上相当と認められる金額は因果関係ある損害に当たるとした上で、慰謝料額や投稿者の特定に要した手続等を考慮して請求額 66 万円で 5 万円を認容
I-45	具体的理由を示さず、請求額約 36 万円で 1 万円を認容
I-101	慰謝料額 70 万円の 1 割を算定根拠として、請求額 30 万円で 7 万円を認容
I-106	刑事告訴に係る弁護士費用の損害該当性を否定した上で、請求額約 48 万円で 10 万円を認容
I-110	削除費用は棄却、開示費用は具体的理由を示さず請求額 77 万円で 33 万円を認容
I-114 ～116	具体的理由を示さず、被告それぞれにつき請求額約 14 万円で 1.4 万円を認容

<sup>32</sup> I-93（弁護士費用として慰謝料額の 2 割相当額を認容）

<sup>33</sup> I-42（開示請求等費用は当該投稿の発信者情報開示請求をするための弁護士費用であって、当該投稿と相当因果関係にある損害とはいえないと判示。弁護士費用は「本件に現れた一切の事情を考慮」し、慰謝料額の 1 割を認容。）

<sup>34</sup> I-92、105



▲図9 発信者情報開示請求等費用の認容状況別割合

これをみると、大まかには全部認容又は全部棄却よりは一部認容の割合が大きいですが、一部認容となった理由としては、請求の範囲及び立証責任の影響がある点に留意が必要である。この点を踏まえて裁判例を分析すると、以下の点を指摘することができる。

① 発信者情報開示手続の弁護士費用及び実費

損害に当たらないことを理由とする全部棄却事案（前記④、1件）、立証の不足を理由とする全部棄却事案（前記①、2件）を除く9割超の事件において、発信者情報開示手続の弁護士費用及び実費<sup>35</sup>は、費目としては権利侵害と相当因果関係のある損害と認められている。その理由については、「インターネット上の掲示板になされた匿名の投稿の発信者を特定するための調査には、一般的に発信者情報開示請求の手続を取る必要があるところ、上記手続は専門的知識がなければ進めるのが困難である」(I-113)というように、発信者情報開示手続の専門性を挙げる裁判例が多い。認容額は、全部認容事案で13万円から約73万円、一部認容事案で1万円から85万円までと幅広い。

発信者情報開示手続の対象となる投稿に、損害賠償請求訴訟の対象となる投稿以外の投稿も含まれている場合や、損害賠償請求訴訟の対象とした投稿の一部につき権利侵害が否定された場合には、一括して支払われた弁護士費用等のうち当該訴訟で不法行為と認められた投稿に関する費用のみが権利侵害と相当因果関係のある損害であると判断する裁判例が少なからずみられる<sup>36</sup>。その際の損害額の算定方法について明示

<sup>35</sup> 訴訟費用・手続費用として当該手続内においてその負担者及び額が定められるものを除く。

<sup>36</sup> なお、全部認容事案（⑦）が、損害賠償請求の対象でない投稿が含まれていてもこれを控除せず損害として認容しているのか、そもそもそれらが請求に含まれていないのかは、判文上必ずしも明らかでない。

している裁判例は少ないが、投稿数で按分している例（I-35・36）がある。

また、上記のような請求対象外の投稿に係る開示費用が含まれていたケースを除くと、認容額について、全部認容された事案（㉗：10件）と一部のみ認容された事案（㉑-㉖：13件）では、後者の方がやや多い状況であった。

全部認容事案においては、一般論として「費用が不相当に高額でない限り」などと留保を付した上で、当てはめにおいてその相当性を認め、結論において実支払額の全額を損害として認容している例が過半数（7件/10件）を占めている。

一部認容事案においては、実支払額を認定しつつ、その一部のみを認容する事例も少なからずみられるところ、その認容の範囲は、実支払額の1割未満から6割強まで幅が広い。なお、一部認容事案において、支払った費用が不相当に高額であることを理由に実支払額の一部を損害と認定しなかった事案は見当たらなかったが、発信者情報の開示に要した費用のうち、社会通念上相当と認められ、投稿と相当因果関係のある費用の範囲は、損害賠償請求訴訟の経済的利益を基準に算定すべきであるとして、慰謝料額の1割の7万円の限度で支払を認めた裁判例が1件（I-101）あった。

また、開示請求等費用を独立の損害費目とするのではなく、弁護士費用の認定額において考慮した事案（㉘）が1件、損害として認めなかった事案（㉙）が1件あり、後者は「調査費用は、原告が本件投稿について発信者情報開示請求をするための弁護士費用であって、本件投稿と相当因果関係にある損害ということとはできない」と判示している。

## ② その他の費用

削除請求手続の弁護士費用及び実費については、これを損害として認めている裁判例と認めていない裁判例がある。

## (3) 対象裁判例における認容額

開示請求等費用の一部認容事案（開示請求の対象に当該事件の投稿以外の投稿も含まれることを理由とするものを除く。前記(2)の㉑-㉖。）においては、13件中5件が、慰謝料額を考慮して開示請求等費用の認容額を算定した旨を明示している（注31の表参照）。そこで、開示請求等費用の全部・一部認容事案（前記(2)の㉗、㉑）について、慰謝料の認容額と開示請求等費用の認容額の関係を集計したのが以下の表である。

(単位：件〔空欄は該当なし〕)

認容された 慰謝料額	該 当事 件 数	認容慰謝料額に対する認容開示請求等費用額の割合										全 部 認 容 率	
		～50%未満		50%～ 100%未満		100%		100%超～ 150%未満		150%～			
		全部認容	一部認容	全部認容	一部認容	全部認容	一部認容	全部認容	一部認容	全部認容	一部認容		
～ 10万円未満	4		1		1		1				1		25.0%
10～ 30万円未満	13		5		2		3				1	2	7.7%
30～ 50万円未満	6		2		1						2	1	33.3%
50～100万円未満	6	1	2	1				2					66.7%
100万円～	2	1		1									100.0%
合 計	31	2	10	2	4	0	4	2	0	4	3		32.3%

▲表 11 認容慰謝料額価格帯別 認容開示請求等費用額の割合等

これをみると、母数が少ないため明確な分析は難しいものの、①認容された慰謝料額 30万円未満では、開示請求等費用の全部認容率が低く ( $2/17=11.8\%$ )、慰謝料額と同額かそれ未満の額に限定した裁判例が比較的多い。②認容された慰謝料額 30万円～50万円未満では、開示請求等費用の全部認容率が上昇し ( $2/6=33.3\%$ )、半数では慰謝料額を 1.5倍以上上回る額が認容されている。③認容された慰謝料額 50万円以上では、開示請求等費用の全部認容率が最も高く ( $6/8=75.0\%$ )、他方で慰謝料額が相対的に高額なため、認容された開示請求等費用は、全部認容事案であっても慰謝料額を下回る事案が多くなっている。

なお、全部認容事案(前記(2)の㉞)の平均認容慰謝料額は 54.5万円、一部認容事案(開示請求の対象に当該事件の投稿以外の投稿も含まれることを理由とするものを除く。前記(2)の㉠-㉢に相当。)の平均認容慰謝料額は 28.1万円、2倍近い差がみられる。これに対し、全部認容事案(同上)の平均認容開示請求等費用額は 48.7万円、一部認容事案(同上)の平均認容開示請求等費用額は 28.1万円であり<sup>37</sup>、慰謝料額ほどではないが、1.7倍程度の差がみられ、一定程度慰謝料額に連動していた。

<sup>37</sup> なお、同事案において被害者が訴訟で請求した開示請求等費用額の平均は 51.6万円であり、全部認容事案における請求額の平均(認容額と同じ 48.7万円)と大きな差はない。

## 7 総括

これまで検討したところを総括すると、本調査によって以下の点が明らかになった（いずれもあくまで対象裁判例における分析にすぎず、我が国の同種事案全般の傾向を直接反映するものではない。）。

- ① 名誉権侵害・名誉感情侵害に関する裁判例の件数は、ここ 10 年で SNS 等のソーシャルメディアを媒体とするもの及び書面・電子メール等の非マスメディアを媒体とするものが増加し、新聞・雑誌等のマスメディアを媒体とするものが減少し、全体としては増加した。
- ② 相対的に特に高額な慰謝料が認められた例は、専らマスメディアを媒体とするものであり、対象裁判例において頻出の増額要素、とりわけ表現行為の権利侵害性の程度や拡散の程度の大きさが考慮されている事案が多かった。他方で、相対的に特に低額な慰謝料が認められた事例では、対象裁判例において頻出の減額要素が考慮されているかはケース・バイ・ケースであり、共通する特徴を捉えることは難しい。
- ③ 名誉権侵害・名誉感情侵害に関して認められた慰謝料の額は、マスメディアを媒体とするものが相対的に高額で、ソーシャルメディアを含むインターネット上の媒体によるものが相対的に低額であった。マスメディアや書面、発言による権利侵害においては、平成期よりも令和期で慰謝料の平均額が減少していたが、一方又は双方の時期の対象裁判例の件数が少ないことに留意する必要がある。
- ④ 名誉権侵害を理由とする慰謝料の額は、名誉感情侵害を理由とする慰謝料の額よりも相対的に高額であった。
- ⑤ 当事者の属性別では、被害者が政治家・芸能人であるものや加害者が記者・報道機関であるものが他の属性と比較して相対的に高額であったが、これらに該当するものはマスメディアを媒体とするものが多いため（上記③）、いずれの要素が賠償額に影響しているかを一義的に分析することは困難である。
- ⑥ 権利侵害の強度や悪質性の程度、社会的評価の低下の程度を客観的に評価することは困難であるが、相対的に高額な慰謝料が認められた事例では、犯罪行為に該当する事実を摘示したものが多く、反対に相対的に低額な慰謝料が認められた事例では、上記事実を摘示したものは少なかった。
- ⑦ インターネット上の権利侵害においては、侵害行為（投稿等）の回数が多いほど慰謝料額は相対的に高額な事案が増加した。
- ⑧ SNS を媒体とする権利侵害においては、加害者の SNS のフォロワー数やリポスト数等の数値を拡散の程度を示す指標として判示する裁判例が一定数あり、数万単位など相応のフォロワー数を有している場合には、拡散の度合いが大きいとして増額方向に考慮する裁判例が多くみられた。
- ⑨ 精神的苦痛の程度、生活や仕事への具体的な支障の発生の有無・程度、謝罪・事後的

対応の有無については、客観的な評価は困難であるが、精神症状が悪化したことや業務等への実害が生じたこと、謝罪や削除等の措置を事後的に講じなかったことを増額要素として考慮し、又はその反対の事情を減額要素として考慮した事例がみられた。

- ⑩ SNS等の匿名の侵害行為について、訴訟に先立つ発信者の特定のための発信者情報開示請求等に要した費用については、実額を一部認容した事案が全部認容した事案を上回った。また、慰謝料の認容額が低い事案の方が、同認容額が高い事案と比較して、上記費用の請求額の全部が認容された割合が低く、認容額も低い事案が多かった。

裁判例一覧表 I (主にインターネット上の権利侵害)

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外 の被侵害 利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
1	東京地裁 H24.1.31 平成23年(ワ) 第5572号	名誉権		掲示板 (2ちゃんね る)	・「何度か夜にオールバックのチビおやじが紙袋持って女子トイレに入ったの 見たぞ」 ・「X! おめえのやった事は犯罪だぞ」	7	一般市民[関係者] (個人事業主)	一般市民[関係者] (原告と業務委託契約を締 結していた法人の従業員)	¥4,000,000 ¥1,000,000	¥630,000 ¥630,000	
2	東京地裁 H24.8.9 平成24年(ワ) 第2135号	名誉権+名 誉感情		ブログ	【表題】「B大量発生、一匹残らず直ちに殲滅せよ!!!」(原告を変種のな めくじ「B」に例えたもの) ・「じめじめとして陰湿で、陰険で、スーカーのように粘着質」 ・「所詮惨めに地べたを這い回るのが、お似合の、劣悪で下等な生物」  【表題】「「B」が誹謗中傷? (笑)」 ・「どこかの行政書士さんみたいに、懲戒事由や刑事罰の対象となる守秘義 務違反の具体的な記載をしているわけでもありません」 ・「「ねたみ」、「ひがみ」、「そねみ」、「コンプレックス」、「歪んだ正義感」、「過 ぎた名誉欲」などの負の感情が集まり、具現化したといった感じ」	2	一般市民[第三者] (行政書士)	一般市民[第三者] (弁護士)	¥1,500,000 ¥150,000	¥0 ¥0	
3	東京地裁 H24.9.6 平成24年(ワ) 第2339号 平成24年(ワ) 第3051号	名誉感情		ウェブサイト	アニメーションによるアダルトDVDにおいて、原告であると同定可能な主人公 が、何の理由もなく、見ず知らずの複数の男性宅を訪れて性行為を行い、男 性に命じられるまま、裸で床を四つん這いになって歩き、尻を鞭で叩かれて いる姿、男性器を咥えさせられている姿及び当該主人公の顔に精液がかか り、それを当該主人公が舐める姿などを描いたもの	1	政治家 (国会議員)	法人・団体[報道機関を除 く。] (ビデオの制作、販売等を 目的とする法人)	¥10,000,000 ¥200,000	¥0 ¥0	
4	東京地裁 H24.11.8 平成22年(ワ) 第15975号 平成23年(ワ) 第32118号	名誉権		ウェブサイト	【表題】『○○○○○[注:被告が学術的見解を論じた書籍]』は間違いと断定 発表の○○大教授 学問的詐術を○○大に告発、一年の経過と結論」 ・原告が被告の見解を批判する記事の根拠である研究データをねつ造又は 改ざんしたとの事実 ・原告が研究業績を詐称したとの事実 等	6	一般市民[関係者] (大学教授)	一般市民[関係者] (大学名誉教授)	¥5,000,000 ¥3,000,000	¥0 ¥0	
5	東京地裁 H24.12.3 平成24年(ワ) 第12808号	名誉権		掲示板 (その他)	「○○カイロプラクティックの院長は昔、タクシーの乗り逃げしたよ!」	1	一般市民[第三者] (カイロプラクティックの施 術所の経営者)	一般市民[第三者]	¥2,000,000 ¥500,000	¥0 ¥0	

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外の 被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
6	東京地裁 H25.5.20 平成23年(ワ) 第37814号	名誉権		ウェブメディア	【見出し】「C巨額借入事件にAの男が関与!?裏カジノと」の関係も・・・」 ・「不動産会社『E』のD元会長と、Aの愛人であるX1氏が、自身のかかわる裏 カジノでB元会長をカモにしていたというのだ。」 ・「D元会長を通じてX1氏もB元会長と親しい関係にあったという。D元会長 はX1氏に命じて、『△△』の裏カジノの出資金をB元会長に出させたという疑 惑が持ち上がっているのだ。」	1	その他の著名人 (飲食店の企画、運営等を 業とする法人の代表者)	記者・報道機関 (出版、印刷、インターネッ トを利用した各種情報提供 サービス等を業とする法人 及びフリーライター)	¥10,000,000 ¥1,000,000	¥0 ¥0	
7	東京地裁 R4.1.13 令和3年(ワ)第 11483号	名誉権+名 誉感情		掲示板 (その他)	・原告の容姿が醜い旨指摘し、原告を罵るもの ・原告が頻りに嘘をつくこと、原告の髪色が気色悪いことを指摘するもの ・原告の容姿が醜く下品であること等の事実を指摘した上で原告を罵るもの ・原告の性格に問題があり、原告が将来罪を犯すであろうと指摘するもの ・原告が、精神病及び脳の疾患を抱えているために、目に余る異常行動を 行っている旨指摘するもの ・原告が、金銭を支払ってツイッター上の原告のアカウントのフォロー数を増 やしているとの事実 ・原告は常時いわゆるステルスマーケティングを行っているとの事実 等	29	その他の著名人 (ブロガー、作家等)	一般市民[第三者]	¥1,000,000 ¥300,000	¥660,000 ¥30,000	
8	東京地裁 R4.1.19 令和2年(ワ)第 13072号	名誉権	会社の経済 的信用	掲示板 (5ちゃんね る)	・「前のあるやつ多数 前科者」 ・「前科もんだらけ」 ・「セクハラ マタハラ モラハラ パワハラ 各種ハラスメントが、横行中」 等	10	法人・団体[報道機関を除 く。] (航空機及び航空機用電 子機器等の輸入・販売を 業とする法人)	一般市民[関係者] (原告会社の元職員)	¥8,000,000 ¥450,000	¥1,364,285 ¥850,000	開示請求等費用の 請求額の内訳は、 開示請求費用80万 円・削除費用56万 4285円。 開示請求等費用の 認容額の内訳は、 開示請求費用50万 円・削除費用35万 円。
9	同上	名誉権		掲示板 (5ちゃんね る)	・「X1'ちゃん 身内の裁判より、自分の弁護を、頼める、いい先生を探した方 がいいよ そろそろ、逮捕されて、被告人になるんだから」 ・「X1'ちゃん 敗訴 そして X1'ちゃん 逮捕」 ・「X1'ちゃんも、アホだけど A出身のX2'ちゃんも 相当なバカだからな さ すが、前科者 アホソートップに続き、その下も それ以上に、アホだ バカす ぎて、善悪の区別もつかない 犯罪集団だな」	3	一般市民[関係者] (No.8の原告法人の代表者 [符号:X1])	一般市民[関係者] (同上)	¥1,000,000 ¥150,000	¥0 ¥0	
10	同上	名誉権		掲示板 (5ちゃんね る)	・「Aによる水増し請求はメーカーの見積書や請求書、変造する方法で行わ れ、社内で『マークアップ』と呼ばれていた。これを、怪物にきてX2とX3は、ま た、やっているんだな 懲りない奴らだ」 ・「役員X2ってのも前科もんだら」 等	3	一般市民[関係者] (No.8の原告法人の取締役 [符号:X2])	一般市民[関係者] (同上)	¥1,500,000 ¥150,000	¥0 ¥0	
11	同上	名誉権		掲示板 (5ちゃんね る)	同上(ただし、一つ目の「・」のみ)	1	一般市民[関係者] (No.8の原告法人の取締役 [符号:X3])	一般市民[関係者] (同上)	¥500,000 ¥50,000	¥0 ¥0	

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外 の被侵害 利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同定可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
12	東京地裁 R4.1.20 令和3年(ワ)第 20273号	名誉感情		Twitter(X)	「俺は直近では〇〇のXオンラインさんをディスしていますが事実に基づいたdisという自覚の元やっており、氏んで欲しいという気持ちでやっておる。」	1	その他の著名人 (編集者、文筆家、経営者)	一般市民[第三者]	¥100,000 ¥100,000	¥330,000 ¥100,000	弁護士費用(請求額5万円)と開示請求等費用の請求について、判決は、両者を区別せず「慰謝料額と同額の10万円の限度で、弁護士費用(発信者情報開示請求の手續に要した費用を含む。)」を損害と認定。
13	東京地裁 R4.1.21 令和3年(ワ)第 5872号	名誉権		Twitter(X)	・「コロナ陽性者の娘連れて、BBQに旅行ってやばくね？」 ・「娘がコロナ陽性と分かってからのBBQ。今日は旅行。母親はコロナか分からないけど、濃厚接触者だよな？ 犯罪者じゃん。」 (原告がバーベキューや旅行の様子をSNSに投稿した写真を被告においてスクリーンショットした画像とともに投稿したもの)	1	一般市民[関係者]	一般市民[関係者] (原告の知人)	¥1,000,000 ¥150,000	¥660,000 ¥385,000	
14	東京地裁 R4.1.27 令和3年(ワ)第 20036号	名誉権		掲示板 (その他)	「タクシー代を踏み倒された運転手さんもがっかり来たと思うよー X'は『美味しい夏みかんで等価交換してあげたつもりで踏み倒してる意識はなかった』って言うんだろうけど」 (原告の、タクシー乗車時に運転手がネット決済の方法が分からず、無償で良いと言われたため、持ち歩いていた小夏を渡し、小夏で支払ってしまった旨の投稿に対するもの)	1	その他の著名人 (ブロガー、作家等)	一般市民[第三者]	¥200,000 ¥50,000	¥660,000 ¥50,000	

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外 の被侵害 利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
15	東京地裁 R4.2.15 平成31年(ワ) 第8875号 令和元年(ワ) 第18681号	名誉権+名 誉感情		ウェブメディ ア	原告は、喫煙が許される場所で喫煙する者に対して文句を言うといった、常識を欠き、かつ、攻撃的な態度に及ぶ人物であると指摘するもの	1	その他の著名人 (ITコンサルタント、プロ ガー)	記者・報道機関 (①:ウェブサイトの運営等 を目的とする法人 ②:①の代表者、①の運営 するウェブサイトの記事執 筆・監修者)	¥3,300,000 ¥300,000	¥0 ¥0	
16	同上	名誉権		ウェブメディ ア	テレビ番組で登場するキャラクターについて「無知なキャラで容姿も男に媚びている」、「女性差別である」旨の投稿をした原告について、モンスタークレーマーであるなどと指摘するもの	1	一般市民[第三者] (大学教授)	記者・報道機関 (同上)	¥3,300,000 ¥300,000	¥0 ¥0	
17	同上	名誉権		ウェブメディ ア	ウェブジャーナルに記事を掲載していた原告は、その記事において批判対象とした当事者に取材することなく当該当事者について不利益な事実を記載し、当該当事者とトラブルになった相手方についての不利益な事実は記載しないといった偏った記事や、当該当事者の代表者に取材を試みてもないのに、取材申込みに同人が応答しなかった旨の虚偽の記事を書くジャーナリストであるとの事実	1	記者・報道機関 (ジャーナリスト、法人代表 者)	記者・報道機関 (同上)	¥3,300,000 ¥200,000	¥0 ¥0	
18	同上	名誉権+名 誉感情		ウェブメディ ア	原告は、自身の人格及び活動内容が原因で、結婚したいのに結婚できず、正社員として就労したいのに正社員になれないと指摘し、そのような望みをかなえることができないほどに原告の人格は偏屈であると論評するもの	1	一般市民[第三者]	記者・報道機関 (同上)	¥3,300,000 ¥300,000	¥0 ¥0	
19	同上	名誉権+名 誉感情		ウェブメディ ア	反訴原告は、一切の取材や事実確認をすることなく、既にインターネット上に存在する投稿等だけから記事を作成してウェブサイトに掲載しており、その掲載目的は「炎上させる」こと、すなわち、記事が対象としている人物やその言動等に対する憎悪等の悪感情を刺激し、制御が不能なほどに批判や誹謗中傷を行わせることにあるとの事実	5	記者・報道機関 (No.15の被告法人)	一般市民[第三者] (No.15の原告)	¥6,426,720 ¥250,000	¥0 ¥0	
20	東京地裁 R4.3.4 令和3年(ワ)第 25111号	名誉感情		掲示板	「顔は般若性格は腹黒金に汚くいねには弱いそりゃ性交も子作り以外無理ー！ってなるな。」等	1	その他の著名人 (ブロガー、作家等)	一般市民[第三者]	¥200,000 ¥80,000	¥660,000 ¥50,000	
21	東京地裁 R4.3.8 令和3年(ワ)第 9164号	名誉感情		掲示板 (その他)	・「X'って、相当知恵遅れだろ(笑)。」 ・「X'、無知で頭おかしいからほっとけよ。/こんな頭おかしいキャバ女なかなかいないよ？」	2	一般市民[第三者] (かつてキャバクラで勤務 していた者)	一般市民[第三者]	¥1,000,000 ¥50,000	¥130,090 ¥130,090	

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外の 被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
22	東京地裁 R4.3.15 令和3年(ワ)第 33598号	名誉権		ブログ Twitter(X)	<p>【表題】「【重大なご報告】X1クリニックへお通りの皆様へ。」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「小規模のクリニックにて、この約6ヵ月間の間にナースが7名 医師が3名離職、退社 トータル10名の人数が短期間に離職する勤務体制のクリニックを、ウタクシの大切な皆さんに自信をもってオススメする事が不可能という気持ちで、ウタクシの中で強くなって(いた)」</li> <li>・X2は「金を筆り取るデビルメーカー」であるとの事実</li> <li>・X1の「従業員の給料は 10月等大幅に減給してるのに、総院長[注:X2]は自身のインスタグラムに、同じ高級車を何枚も同じようなのを載せまくり、「旅行行きまくってる写真を 自慢げに載せて」いることを聞き、被告の中で「クリニック総院長への不信感がむくむくと強くなってしまった」ため、被告は「こちらのクリニックに行く事は 今後ございません」との指摘</li> </ul>	2	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (医療法人 [符号:X1])	芸能人 (原告法人と顧客紹介に係る業務委託契約を締結していた。)	¥5,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	
23	同上	名誉権		ブログ Twitter(X)	同上	2	一般市民〔関係者〕 (No.22の被害者法人の代表者、美容外科医 [符号:X2])	芸能人 (同上)	¥5,000,000 ¥200,000	¥0 ¥0	
24	東京地裁 R4.3.18 令和2年(ワ)第 4791号	名誉権		Facebook ブログ Twitter(X)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府の制度に関する有識者会議の委員である原告が、当該会議への提案者である法人と、当該法人の費用で会食し、接待を受けたとの事実</li> <li>・原告の行為は、当該制度の趣旨である公平性を逸脱するとの指摘(同旨の新聞記事を加工して作成したもの)</li> </ul>	3	一般市民〔第三者〕 (政府有識者会議委員、法人代表者)	政治家 (国會議員)	¥3,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外の 被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
25	福岡地裁 R4.3.18 平成31年(ワ) 第1170号	名誉権	信用	掲示板 (5ちゃんね る)	(「〇〇の親ってa区で建設会社社長をしてるってマジ? 息子逮捕で会社を 守るために社員からアルバイトに降格したの?」との先行投稿に対する返信と して) 「[略] これ? 違うかな。(URL[注:地図ポータルサイトにおいてX2法人の情 報が掲載されたウェブページのURL])」	1	一般市民[第三者] (あおり運転を発端とする 死傷事故で危険運転致死 傷罪等の被疑事実で逮捕 された者と同姓の者(親族 関係はない。))[符号:X 1])	一般市民[第三者] ([符号:Y1])	¥500,000 ¥250,000	¥0 ¥0	各認容額は、控訴 審判決(福岡高裁 R4.10.27令和4年 (ネ)第524号等)によ る変更後の金額。
26	同上	名誉権	信用	掲示板 (5ちゃんね る、その他) ブログ	●被告Y2について(媒体:ブログ) 「東名高速妨害追突死亡事故! H容疑者の住所が判明、晒されていた! 容疑者の実家は会社を経営? X2株式会社に勤務? [略] 容疑者の勤務 先も特定されている!? [略]」 ●被告Y3について(媒体:掲示板) 「[略]■H 容疑者(フリガナ)25歳 2017年10月10日逮捕/(電話番号省 略)/[住居地]:b県c市[略]/[本籍地]:[略]/[勤務先]:X2株式会社?/ [代表者]:X1(※実父)/[勤務先所在地]:b県d市e区[住所略]/[勤務先電 話番号]:[略]/[事業内容]:全国の発電プラントの電気設備工事全般?/ [事件時使用車][略]…」 ●被告Y4について(媒体:掲示板) 被告Y3と同様の投稿	1	一般市民[第三者] (同上)	一般市民[第三者] ([符号:Y2、Y3、Y4])	¥500,000 ¥200,000	¥0 ¥0	同上
27	同上	名誉権	信用	掲示板 (5ちゃんね る)	(「親兄弟の勤務先を特定するまでが祭りだ 北海道の危険運転致死事件で は実家特定までできたからな」との先行投稿に対する返信として) 「[略] ハッキリしたわけではないが(URL[注:地図ポータルサイトにおいて X2法人の情報が掲載されたウェブページのURL])」	1	一般市民[第三者] (同上)	一般市民[第三者] ([符号:Y5])	¥500,000 ¥200,000	¥0 ¥0	同上
28	同上	名誉権	信用、業務 妨害	掲示板 (5ちゃんね る)	同上	1	法人・団体[報道機関を除 く。] (No.25のX1が代表を務め る法人[符号:X2])	一般市民[第三者] (No.25のY1)	¥500,000 ¥250,000	¥0 ¥0	同上
29	同上	名誉権	信用、業務 妨害	掲示板 (5ちゃんね る) ブログ	No.25に同じ	1	法人・団体[報道機関を除 く。] (同上)	一般市民[第三者] (No.25のY2、Y3、Y4)	¥500,000 ¥200,000	¥0 ¥0	同上
30	同上	名誉権	信用、業務 妨害	掲示板 (5ちゃんね る)	同上	1	法人・団体[報道機関を除 く。] (同上)	一般市民[第三者] (No.25のY5)	¥500,000 ¥200,000	¥0 ¥0	同上

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外の 被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
31	東京地裁 R4.3.25 令和2年(ワ)第 29117号 令和3年(ワ)第 12177号	名誉権		Twitter(X)	・「Aは、造反どうこうする前に、元夫[原告]の継続的な反社会的行為をどうにかしろと。」 ・「Xの人格は、綾瀬コンクリート殺人の犯人とレベルは変わらないです。」 ・「コンクリX被疑者を被告とする代表訴訟は、来週はじめにも提訴される見込みのようです。請求額は1500億円にもなる模様です。」 ・「コンクリX被疑者」 (「X・投資被害者の会」との名称のアカウントを通じた投稿)	4	一般市民[関係者] (コンピュータソフトウェアの 開発販売等を目的とする 法人の代表者)	一般市民[関係者] (左記法人の株主、元取締役)	¥1,000,000 ¥1,000,000	¥0 ¥0	
32	東京地裁 R4.4.13 令和2年(ワ)第 31929号	名誉権	肖像権、プ ライバシー 権	Twitter(X)	原告は、暴力団と付き合いがあつて、脱税による実刑の前科があり、詐欺を行っている人物であるとの印象を与える事実 等	6	一般市民[関係者] (起業コンサルティングや 人材紹介をする法人の元 従業員)	一般市民[関係者] (原告と一時期同居してい た者)	¥1,500,000 ¥800,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉 以外の被侵害利益 との包括認定。
33	東京地裁 R4.4.15 令和3年(ワ)第 27598号	名誉権		ブログ	【表題】「X詐欺師か?!〇〇道“煽り運転”傷害容疑で逮捕状のB容疑者(4 3)を指名手配」 「煽り運転に関係ないかもしれないが詐欺師なのは確定 根拠しかない 本 人からの連絡お待ちしています」等	4	一般市民[第三者]	一般市民[第三者]	¥2,000,000 ¥500,000	¥600,000 ¥200,000	
34	東京地裁 R4.4.20 令和3年(ワ)第 19524号	名誉権+名 誉感情	プライバ シー	Twitter(X)	原告が転落事故で重傷を負い、手術を余儀なくされた事実を嘲笑し、「ざ、 ま、あ、w」、「タヒんでほしかったですw」など原告に死んでもらいたかったこと を指摘するもの 等	34	一般市民[関係者]	一般市民[関係者]	¥5,000,000 ¥800,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉 以外の被侵害利益 との包括認定。
35	東京地裁 R4.4.27 令和3年(ワ)第 8655号	名誉権		掲示板 (5ちゃんね る)	「国の補償金狙いだろ なにもしないで金が入るならなにもしない X1クオリ ティー」 (コロナ禍における店舗の休業が国からの補償金を受給することを目的とする ものであると指摘するもの)	1	法人・団体[報道機関を除 く。] (出版物の企画・制作・販 売・プロデュース等を行う 法人[符号:X1])	一般市民[関係者]	¥600,000 ¥250,000	¥375,100 ¥96,500	
36	同上	名誉権		掲示板 (5ちゃんね る)	「X2さん、東日本大震災で会社放り出して京都に逃げ帰ったビビリだからね」	1	一般市民[関係者] (No.35の被害法人(X1)の 代表者[符号:X2])	一般市民[関係者] (原告X2と従前から一定の 交流があった者)	¥800,000 ¥250,000	¥375,099 ¥96,500	
37	東京地裁 R4.4.28 令和3年(ワ)第 11706号	名誉感情	静穏に生活 する権利	掲示板 (5ちゃんね る) Twitter(X)	原告X1の名前と交互に「強姦致傷」、「殺人罪」、「幼女殺害」、「女児監禁」、 「性犯罪者」、「万引き犯」、「窃盗罪」、「幼女監禁致死」等の文言を投稿した もの	11	一般市民[関係者] (大学生[符号:X1])	一般市民[関係者] (大学生(X1と同じサーク ルに所属))	¥1,000,000 ¥500,000	¥520,000 ¥520,000	★慰謝料額は名誉 以外の被侵害利益 との包括認定。
38	同上	名誉権+名 誉感情		掲示板 (5ちゃんね る) Twitter(X)	・「X2は幼女レイプした人間の屑。」 ・原告X2の名前と交互に「殺人罪」、「幼女殺害」、「婦女暴行」、「強姦致 傷」、「カス」、「デブ」、「クズ」等の文言を投稿したもの	213	一般市民[関係者] (大学生[符号:X2])	一般市民[関係者] (大学生(同上。X2と同じ サークルに所属))	¥4,000,000 ¥500,000	¥621,200 ¥691,200	開示請求等費用に つき原告の請求額 を上回る額を認定し ているが、詳細は不 明。
39	東京地裁 R4.5.26 令和3年(ワ)第 13762号	名誉権+名 誉感情		ウェブサイト	・「ママは、辞める女には捨て台詞吐いて脅してくるよwいつもの事。」 ・「このママは本当にトラブルメーカーだから。関わりたくないな。破滅的な人 だから。争いが絶えない。」 ・「AのママがEに客の個人情報 ペラペラ話してた。w オワコンな店。A」 等	5	一般市民[関係者] (性風俗特殊営業を営む 法人の代表者、クラブの主 宰者(「ママ」と呼ばれてい た。))	一般市民[関係者] (当該クラブの従業員)	¥3,000,000 ¥700,000	¥0 ¥0	
40	東京地裁 R4.5.30 令和3年(ワ)第 20481号	名誉権+名 誉感情		ブログ Twitter(X)	・「『血液クレンジング』でステマとご自身で認めた」 ・「マジで悪魔」 ・「X'の今回の血液クレンジング事件は、ステマ証拠隠滅してたのに言い訳、 責任転嫁、論法づらし、被害者面」等	16	その他の著名人 (ブロガー、作家等)	一般市民[第三者]	¥2,000,000 ¥200,000	¥660,000 ¥50,000	

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外 の被侵害 利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
41	青森地裁弘前支部 R4.6.2 令和3年(ワ)第86号	名誉権		掲示板	・「金で解決してきた県議の恥聞いたら金あればなんでも解決するとさ」 ・「県議の話だが 家族かえりみないやつでおんなはべらして毎日〇〇町 そりゃ子供はこうなる」 ・「〇〇市民情けない こんなやつに投票してる市民の民度低いね笑 お金でももらったのかしら笑」等	3	政治家 (県議会議員)	一般市民[第三者]	¥3,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	
42	東京地裁 R4.6.8 令和3年(ワ)第26729号	名誉感情		掲示板	・「自身が産んだ子なのにまるでレンタルされてきたような表情の息子」 ・「SNS発信で話題にしたいときだけ息子を母親の実家から借りてくる(と思われる)X'の、人々の同情や憐れみを誘いながら金品を得る姿が、あの東南アジアで見た物乞いを操る闇組織と重なりました。」	1	その他の著名人 (作家、ブロガー等)	一般市民[第三者]	¥200,000 ¥100,000	¥660,000 ¥0	
43	東京地裁 R4.6.24 令和3年(ワ)第19764号	名誉権		Twitter(X)	・(原告らが行っていたハンガーストライキにおいて)「X氏の後に座り込みを引き継いだ人へのカンパをX氏が自分のものだと、取り上げたという話もありますよ。」 ・「X氏がまた事実と異なることを書いています。」等	2	その他の著名人 (著述家、政治活動を行っている者)	記者・報道機関 (ジャーナリスト)	¥2,000,000 ¥200,000	¥0 ¥0	
44	東京地裁 R4.6.30 令和3年(ワ)第31707号	名誉権		ウェブサイト	・「当社のGMIは、職務上の重要な規律違反を犯た[注:原文ママ]ことが判明しており、目下社内調査中です。皆様にも広く情報提供を求めます。MDJ?コンプライアンス担当」	1	一般市民[関係者] (工業用ダイヤモンドの販売を行う法人の日本国内におけるゼネラルマネージャー)	一般市民[第三者]	¥2,000,000 ¥200,000	¥484,000 ¥330,000	
45	東京地裁 R4.7.14 令和4年(ワ)第9380号	名誉権		Twitter(X)	(第三者による「XがB党首に相撲や格闘技勝負を要求しているけどさ、お前Cの格闘イベントの宣伝したいだけだろ?」との投稿に対する投稿として) 「いえ、表向きはEの格闘イベントの宣伝とほざいてますが、真の目的はジョルトブローによるハートブレイクショットを一発かまして秘孔を突き、B党首を亡き者にする為だと思います。D、X共に朝鮮スパイの疑いがありますから。」	1	政治家 (元国会議員、公党党首)	一般市民[第三者]	¥200,000 ¥50,000	¥364,375 ¥10,000	
46	東京地裁 R4.7.19 令和3年(ワ)第31263号	名誉権+名誉感情		Twitter(X)	・「私はXさんのようにIDコロコロ変えて粘着行為やデマなど致しておりません」 ・「ってか、ご遺族になに謝ったの?」 ・「自分で持ち出してその名前前で周り騙し続けてることで謝ったのか?」 ・「Xがどれだけ犯罪続けてやがったかここに晒してやろうか?」等	7	その他の著名人 (航空機墜落事故の機長の娘で、その事実及び本名を明かしてテレビ出演等をしている者)	一般市民[第三者]	¥1,500,000 ¥200,000	¥660,000 ¥660,000	
47	東京地裁 R4.7.26 令和2年(ワ)第6520号 令和2年(ワ)第22455号 外	名誉権	業務信用 (文書揭示のみ)	ブログ 揭示書面 (マンションのエレベーター内への揭示)	●ブログ 「理事メンバーお前も器物損壊罪の容疑者な」、「理事会の恐ろしい報復行為_今は昭和か笑」、「理事会の行為は小学生以下(道徳心などまったくなし)」、「理事メンバー全員連帯責任だからな_弁護士D」等 ●揭示 「あなたはだまされている。自分の身は自分で守れ!」、「A理事会は旅館業法違反!ゲストルーム・VIPルームの営業も違法 区分所有者の住宅宿泊事業届出の妨害も違法!」、「本来、区分所有者の権利を守り、法令遵守のための指南をするのが理事会の役目であるにも関わらずみんなに嘘をついて届出を出させないばかりか法令違反のリスクに晒しているのが理事会です。理事会自らが法令違反の営業を正当化し、法令遵守の区分所有者を違法扱いする不当な行為です。」等	2	法人・団体[報道機関を除く。] (マンションの管理を行う管理組合法人)	一般市民(関係者) (①~③:当該マンションの区分所有者兼他の専有部分の賃借人)	¥4,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	慰謝料の認容額30万円の内訳は、ブログ15万円・文書揭示10万円。
48	同上	名誉権	信用	ブログ	【表題】「A [マンション名] の闇」 ・「ゾンビマンションの闇」 ・「めっちゃおもしろい」 ・「ホント法律に無知でかわいそうになってきた」 ・「(原告が)書類送検されたってことは犯罪行為であることは証明された」等	2	一般市民[関係者] (上記管理組合法人の理事長)	一般市民[関係者] (同上)	¥6,000,000 ¥200,000	¥0 ¥0	

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外の 被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同名可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
49	東京地裁 R4.7.28 令和3年(ワ)第 10697号	名誉権+名 誉感情		Twitter(X)	・「また作り話をして、[略] 三人そろって嘘つき中年とアラサー」 ・「X'って余程嫌われているのか続々と持ち込まれる。病院の守秘義務違反 投稿は、さすがに二次被害があるので出せない。実は僕はこの人物、雑魚過 ぎて殆ど目に入っていなかった。」 ・「なんで浪人31歳の専門医研修ピョピョ外科医風情が、匿名でマウントしま くって来たんだろうね。これ、所属組織長にねじ込まれたら懲戒だぜ。」 ・「[略] むしろ彼が匿名で実名者を多数、誹謗中傷してきています。余りに酷 いので彼の勤務・研修先に実名通告する準備をしていくくらいです。」等	6	一般市民[第三者] (医師、医療機関研究員)	一般市民[第三者] (インターネット上のニュー スサイトに記事を投稿して いる者)	¥2,000,000 ¥500,000	¥0 ¥0	
50	東京地裁 R4.7.29 令和3年(ワ)第 25108号	名誉権+名 誉感情		掲示板 (その他)	(第三者の「>妊娠中わざと男性にぶつかられたことが〜とか書いてるけど、こ の人[注・原告]の性格からしてもし本当なら、絶対ぶつけられたというその妊 娠中にわーわーツイートして問題提起してるはず。」との投稿に対する返信と して) 「ぜーんぶ、架空の出来事、架空の人物で商売成り立ってるから、辻褃合わ なかつたり詐欺まがいのことしたりするんだよ」	1	その他の著名人 (ブロガー、作家)	一般市民[第三者]	¥200,000 ¥100,000	¥660,000 ¥100,000	
51	東京地裁 R4.8.4 令和4年(ワ)第 1104号	名誉権		Twitter(X)	(Hさん[注:原告との関係は示されていない])「国内で出資詐欺などを繰り返 返してトラブルを起こしていた反社会的勢力がネットで金集めは儲かるからと 大手を振って進出してきた事案に見える[略] X1さんのようなカルトビジネス 規制に繋がると思う」	1	その他の著名人 (多数の著書の出版等の 活動を行っている者)	その他の著名人 (実業家、ブロガー)	¥450,000 ¥100,000	¥0 ¥0	
52	東京地裁 R4.8.8 平成30年(ワ) 第26226号	名誉権		ブログ その他の書 面 (懲戒請求 書)	・「稚拙な文書で10万円を払えという、まるで特殊詐欺まがいだ」 ・「つまり、この弁護士は、将来においても弁護士に懲戒請求を申し立てては いけないと約束をさせ、10万円を得ようとしているのです。」	2	一般市民[関係者] (弁護士)	一般市民[関係者] (原告の所属弁護士会に 対して原告の懲戒請求を した者)	¥2,000,000 ¥500,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉 以外の被侵害利益 (違法な懲戒請求に よる精神的苦痛)と の包括認定。
53	東京地裁 R4.8.9 令和4年(ワ)第 9640号	名誉権+名 誉感情		Twitter(X)	・「この人のキモさを表現することは不可能です」 ・「こちらのアイコンは、尻穴と尿道を同時に攻め、恍惚の表情を浮かべている わたくしを示しています。」 ・「その様な性癖ご趣味があると主張されている方が他にいらっしゃられるとは 到底思えませんが、、」等	5	その他の著名人 (医師)	一般市民[第三者]	¥1,500,000 ¥1,000,000	¥0 ¥0	
54	東京地裁 R4.8.24 令和3年(ワ)第 8869号	名誉感情		Twitter(X)	(第三者が原告に対してした「それがしは童貞でござった...」との返信に対 する返信として) 「X1'に筆下ろししてもらいなさい！」	1	その他の著名人 (ブロガー、作家等)	その他の著名人 (弁護士)	¥200,000 ¥30,000	¥0 ¥0	
55	東京地裁 R4.10.3 令和3年(ワ)第 3298号 令和3年(ワ)第 16982号	名誉権	プライバ シー	Twitter(X)	(原告が弁護士である被告を対象にして行った懲戒請求等に関し) ・「#〇〇 #〇〇〇〇[注・原告のアカウント名] 〇〇の懲戒請求は、当然 のように門前払いとなりました。残念！！ こいつは、何もウラを取らず言いが かりをつけてくるだけなので当然ですが、やるんだったら私のようにきちんと下 調べしてからやりましょう[舌を出した顔文字]」 「この前の理不尽な懲戒請求された人に100万請求されちゃいました。自分 よりのように若いうちに年収4000いくとこういう恐喝されることがあります。な お、通知人の住所はもともと彼が公開してるものだったので！ ツイートで公開 しても違法性はないと思いますがね。正当防衛なのでYouTubeで反論しま す。」	2	一般市民[関係者]	一般市民[関係者] (弁護士)	¥1,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	
56	東京地裁 R4.10.24 令和元年(ワ) 第16512号	名誉権		Twitter(X) SNS(詳細不 明)	・「サロン生に信用されず当てた事を悲報と言われてるX君」 ・「4月殆ど外してサロン生がめっちゃ資産減らした」 ・「Xが詐欺サロン再開しようとしてる」 ・「明らかに反社との飲み代などに被害者のお金が使われてます！！」 ・「悲報！！ 負けまくりのX'君天井ロング底ロスカットの後に底ショート天井ロ スカットと言う狙っても出来ない荒技を2連続で行い真夏の暑さで氷を溶かす かの様にサロン生の資金を溶かし続ける！！ あ、因みに日経平均も負けま くってるよ。BTCに関しては全敗だよ」等	4	その他の著名人 (投資家、サロン運営者、S NSにおいて投資に関する 情報発信を行っている者)	一般市民[第三者]	¥3,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外の 被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同定可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
57	東京地裁 R4.10.27 令和3年(ワ)第 22974号	名誉権		YouTube	・被告が懐妊している子の父親が原告であるとの事実 ・原告が、今後、被告が懐妊している子の養育費を支払う意思を有していないとの事実	1	その他の著名人 (子ども向け動画の配信者)	芸能人 (テレビ等で活動するタレント)	¥8,000,000 ¥1,000,000	¥0 ¥0	
58	東京地裁 R4.10.31 令和3年(ワ)第 18352号	名誉権		ウェブサイト	・「人を貶めるようなヤ○ザの様な人格の店長です」 ・「行ったら最後階段を下ろしてもらえないかも」 ・「要注意」等 (地図サイトのレビューへの投稿)	1	法人・団体[報道機関を除く。] (①:古物取引等を行う運営の運営法人 ②:①の代表者、店舗店長)	一般市民[第三者]	¥1,000,000 ¥100,000	¥0 ¥0	
59	東京地裁 R4.11.15 令和2年(ワ)第 20124号	名誉権		Twitter(X)	(原告の投稿に対する引用ポストとして)「こらキツイな。」「Dから電話があったので、少し話をした。/Hの『I』に歌われた世界が、自分の周囲を囲っている。身近な人達を注意深く、見極めなければいけない。/というような話をした。」「ただ、友人としては、Hの『I』みたいな状況にはなるという話はした。それは昨今、身の回りでしばしば起こっていることだということも。レイシストの友達と一緒に歩いているオマエは、もうオレの友達ではない。そう伝えねばならない、と。」「『D'ちゃん、もうオレの友達って顔はしないでくれる。と言うことになるかも』とさり言えたのは、友人だからだな、とは思った。」 (原告が本件音楽祭に出演予定のミュージシャンが左翼から脅迫を受けたため出演を辞退した旨ツイートしたことについて、被告が、当該ツイートを引用した上でこれに疑問を呈する内容のツイートをした後、上記脅迫の事実を否定するため、本件音楽祭の出演者の一人であったDから相談を受けた経緯を説明し、原告は人種差別主義者であり、Dが関わりを持つ相手として好ましくない旨の意見を表明したもの)	1	その他の著名人 (スポーツジム等の経営者、経済評論家、著述家)	その他の著名人 (音楽評論家)	¥1,500,000 ¥500,000	¥0 ¥0	
60	東京地裁 R4.11.17 令和3年(ワ)第 31925号	名誉権	営業権	掲示板 (5ちゃんねる)	「A[注:原告のYouTubeにおけるアカウント名]は反社だから近づかない方がいい。それよりガンガン通報しよう」	1	その他の著名人 (パチンコ、パチスロに関する動画配信者)	一般市民[第三者]	¥2,000,000 ¥100,000	¥935,000 ¥100,000	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益も考慮した包括認定。
61	東京地裁 R4.12.7 令和4年(ワ)第 4290号	名誉権	営業権	掲示板 (爆サイ.com)	・「[略]愛人と一緒に湯水のように金を使ってんだよ。[略]その金は役所への架空請求や不正請求・障害者を脅迫したり、騙して詐欺行為の・他の施設からの上納金・マルチ商法の収入やら金になる事は実際に行われているんです。面倒なのは、市議会議員や県議会議員を金で繋がっているから、[略]一昨年は2億円以上の血税が反社会的な団体に流れている。[略]」 ・「反社会的企業B[注:原告の運営する障害者福祉施設の名称]。入社しても地獄。障がい者としても入ったら地獄。骨の髄までしゃぶられる。」 ・「本当に酷いところ。福祉という名の障がい者強制収容所です。皆さんの血税が数億も流れ込む悪徳施設。[略]」 ・「C[注:原告の理事] 自分が福祉を全く知らないし、金になる事しかやらない。愛人を養う為とC本人の保身だけが目的だしね。[略] Cが公金を騙し取ってるから、私もCを騙してやった。」 ・「障害者をこき使い、安い人件費でFで人件費を削って、BとFの売り上げから私腹を肥やしてるんだろ。自分で不正請求や架空請求や不正はみんなやってるからバレなきゃいいって社長自ら言ってたよな。[略]」等	5	法人・団体[報道機関を除く。] (障害者福祉施設の運営を行うNPO法人)	法人・団体[報道機関を除く。] (障害者自立支援法に基づく事業等を目的とする一般社団法人)	¥5,000,000 ¥1,000,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益も考慮した包括認定。
62	東京地裁 R4.12.8 令和3年(ワ)第 26273号	名誉権		ウェブメディア	・(米軍基地反対運動に参加し、抗議行動中に逮捕された原告は)「○○[地名]を皮切りに○○[地名]でも暴力の限りを尽くし、その過激さから仲間割れを起こし、善良で穏健な仲間たちの離反を招いた」 ・「相手が無抵抗だと罵声を吐いて挑発し揚げ足をとり、いざ検挙となると急に縮み上がって主張を引っ込める小心者。こんな輩が社会を荒らしている」	1	芸能人 (音楽家、アーティスト、ライター)	記者・報道機関 (新聞社)	¥1,000,000 ¥200,000	¥0 ¥0	

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外 の被侵害 利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
63	千葉地裁木更 津支部 R4.12.15 令和3年(ワ)第 91号	名誉権	信用	掲示板 (爆サイ.com)	「在日朝鮮人の保険金詐欺師兄弟のX2とX3'、〇〇とかいう居酒屋チェーン とAという店をフロント企業を出して日本人から金を巻き上げている最低な奴」	1	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (飲食店の経営、運営等を 目的とする法人)	政治家 (市議会議員)	¥1,500,000 ¥500,000	¥0 ¥0	
64	同上	名誉権	信用	掲示板 (爆サイ.com)	同上	1	一般市民〔関係者〕 (No.63の被害法人の代表 者〔符号:X2〕及びその妹 〔符号:X3〕)	政治家 (市議会議員)	¥1,000,000 ¥300,000	¥734,600 ¥734,600	
65	東京地裁 R4.12.16 令和4年(ワ)第 7367号	名誉権+名 誉感情	肖像権	Twitter(X) ブログ	・「下ネタ大好きX'を応援しています」 ・「悪質声優、キモオタ、恫喝弁護士が悪事を許してはならない。公共性・公 益性・社会正義のため、悪質弁護士と悪質声優の所業を追及していきます。」 等 (原告のライブ配信が最も下品である、下ネタが好きなら視聴者に媚びている、 原告が嘘をついたり、信頼を踏みにじったりする者であるといったことを指摘 するもの)	58	芸能人 (声優)	一般市民〔第三者〕 (カメラマン)	¥3,000,000 ¥500,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉 以外の被侵害利益 との包括認定。
66	東京地裁 R4.12.20 令和3年(ワ)第 21091号	名誉権+名 誉感情		掲示板 (その他)	・「病的に自分の非を認められない人」、「これはもう病気そのもの」 ・「認知の歪み」、「元気なボケ老人みたい」 ・「妊活詐欺の釈明本にはコンテンツ価値なんて無い」、「X'が全部悪いんだ けど、祝福されない誕生にされてしまった子供がかわいそう」 ・「平気でバレバレの嘘をつく」、「論理的に組み立てて話をするのができな い」等	4	その他の著名人 (ブロガー、作家等)	一般市民〔第三者〕	¥300,000 ¥150,000	¥660,000 ¥100,000	
67	東京地裁 R4.12.23 令和3年(ワ)第 24023号	名誉権		Twitter(X)	「このX'という人間は、私の先輩に当たる屑です。私に重要な修士論文発表 会の日程を伝えず、恥をかかせて大学院から追い出しました。そんな人間を 批判もせず、なあなあで院に居座らせ続けた〇〇大学大学院日本近代史ゼ ミは、本当に監督不行き届きですね。」	1	一般市民〔関係者〕 (大学院博士課程修了者)	一般市民〔関係者〕 (原告と同じゼミに所属して いた後輩)	¥2,000,000 ¥350,000	¥0 ¥0	
68	旭川地裁 R4.12.23 令和3年(ワ)第 157号	名誉権		Facebook	(原告の収賄疑惑等に関する記事を投稿した上で) 「X'がおかしいんですよ、自分らの不適切行為が『訓告』という本当に最も軽 いお目こぼしで済んだのだから大人しくすればよいのに、『公益通報者』に報 復なんて考えるから大事件になる」	1	一般市民〔第三者〕 (放射線技師、市職員)	政治家 (市議会議員)	¥2,000,000 ¥200,000	¥0 ¥0	
69	新潟地裁 R4.12.23 令和2年(ワ)第 403号	名誉権		ブログ	(被告が、原告に対して暴行を加えたことにつき罰金刑の略式命令を受けた 後、その経緯等を報告するブログの投稿内容) 【表題】「今回の処分の経緯とご説明」 ・(原告は)「日常的にスケジュールを間違うなど、煽りのようなミス連発を繰 り返していた」、「わざとなのかと思うミスの連続」 ・(原告は被告の暴行に対し)「大きな声で過剰な反応」、「意図的に政治活動 を妨害しようとしている」	1	一般市民〔関係者〕 (被告の私設秘書)	政治家 (国会議員)	¥1,500,000 ¥50,000	¥0 ¥0	

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外 の被侵害 利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考	
70	東京地裁 R4.12.26 平成30年(ワ) 第11277号 平成31年(ワ) 第4180号	名誉権	信用	ブログ Twitter(X)	・「補助金を狙った詐欺まがい」 ・「住民をだまし」(被告が税金を原資とする公的機関の補助金として適切でないのにこれを取得するような業者であることを指摘するもの) ・被告会社が巧妙に県や市からの補助金を詐取する手口を用いていることを指摘するもの ・被告会社による地盤改良、液状化対策工事が、誰が見ても100万円の代金に見合わない指摘するもの 等		法人・団体〔報道機関を除く。〕 (建設業等を目的とする法人)	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (土木工事の設計及び施工等を目的とする法人)	¥5,000,000 ¥500,000	¥0 ¥0		
71	同上	名誉権	信用	ウェブサイト Twitter(X)	・原告がピラやウェブサイト上で他社を誹謗中傷したことに起因して、千葉県内で警察が関与したとの事実 ・そのことが「事件」になっているとの事実 ・そのことについて、千葉県警の警察官も、原告の配布に係るピラの内容がひどいとの見解を示したとの事実 ・他社を誹謗中傷して営業するという原告の考え方を被告が否定するもの		法人・団体〔報道機関を除く。〕 (土木工事の設計及び施工等を目的とする法人(No.70の被告))	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (建設業等を目的とする法人(No.70の原告))	¥5,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0		
72	東京地裁 R5.1.13 令和4年(ワ)第 21401号	名誉権+名 誉感情		掲示板 (5ちゃんね る)	「なあA [原告のアカウント名]よ、頭が切れるって言い回しちゃんと理解したか? /お前は頭が悪いから文章力や語彙力が壊滅的に乏しくて何度なりすましてもバレルなw /本当に進歩のない奴だ、もう少し頑張れよw」	1	その他の著名人	一般市民〔第三者〕	¥300,000 ¥100,000	¥0 ¥0		
73	東京地裁 R5.1.19 令和3年(ワ)第 16050号	名誉権+名 誉感情		Twitter(X)	・『AV業界に殉職する覚悟でございます』とまで言い切った彼女をギャラ未払いの末、自殺未遂にまで追い込み、今や完全隠遁生活の身にしたのは一体誰だ? 彼女はこのドラマ化を了承してるのか? ライター時代、複数回一緒に仕事したが、その素顔のゾツとするほどの陰陽なる二面性に声を失ったことがある! ・「X'組では五人から十人近くの女の子を地方へ連れて行き一度に何本もの撮影をするのが普通だった。『何故かという女の子を騙してたからだ。女の子は何をさせられるのか分かってないわけ。だから逃げて帰れない程遠くへ行くんだよ。女の子はAVって言われても何だか分らないわけ』(当時のスタッフ)」 ・「PV撮影と称して素人女性達を無人島に集め、深夜疲れた頃『ではハメさせて』と迫り、当然拒否すれば礼束かざして無言の圧力。昼間スタッフへの殴る蹴るのパワハラ見せつけられた彼女達は洪々性病検査無しでハメ撮り生本番強制。かくなる”合法レイプ”映像を今なお多売して稼ぐ、この国のカリスマ守銭奴!」 等		7	その他の著名人 (アダルトビデオの監督業を営む者)	一般市民〔第三者〕	¥5,000,000 ¥1,000,000	¥0 ¥0	
74	東京地裁 R5.1.26 令和3年(ワ)第 11118号	名誉権		Twitter(X)	被害法人が運営する店舗「AB」を「キャバA」、「派遣型風俗キャバA'B」などと呼称した上、「キャバA」が違法風俗店として摘発され、セクキャバ「キャバA」経営者である〇〇が風営法違反の疑いで逮捕されたという内容の画像を、実在するニュース映像風の画像のように表現して投稿したもの	14	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (ゲーム等の作品群の開発・運営法人)	一般市民〔第三者〕	¥2,500,000 ¥1,000,000	¥0 ¥0		
75	同上	名誉権+名 誉感情	肖像権	Twitter(X)	同上	14	その他の著名人 (No.74の被害法人の代表者、ゲームプロデューサー)	一般市民〔第三者〕	¥2,000,000 ¥1,000,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉 以外の被侵害利益 との包括認定。	
76	東京地裁 R5.1.27 令和3年(ワ)第 7820号	名誉権+名 誉感情		Facebook	・「首を絞められて苦しむ女性の姿に性的興奮を覚える性癖を持った男 そんな男に無惨にも殺されてしまった17歳の女性」 ・「遺族には申し訳ないが、これでは単に因縁をつけているだけですよ。」 ・【表題】「裁判所が判決書をネットにアップする選別基準」 「a高裁は、このうち、『イ 刑事訴訟事件(イ) 性犯罪』に該当する判決書をアップしてしまったのですが、その遺族の方々は、a高裁を非難するのではなく、そのアップのリンクを貼った俺を非難するようにと、a高裁事務局及びc新聞に洗脳されてしまい、いまだに、それを続けられています。a高裁を非難することは一切せず、『リンクを貼って拡散したこと』を理由として、裁判官訴追委員会に俺の訴追の申立てをされたりしているというわけです。」	1	一般市民〔第三者〕 (刑事事件の被害者の遺族(両親))	その他の著名人 (裁判官(SNSにおいて多くのフォロワーを擁していた者))	¥750,000 ¥200,000	¥0 ¥0	権利侵害行為は、 控訴審判決(東京 高裁R6.1.17令和5 年(ホ)第956号)による追加後の認定に係る行為。	

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外の 被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
77	東京地裁 R5.2.10 令和3年(ワ)第 31866号 令和4年(ワ)第 10945号	名誉権		ウェブサイト	・「まず、サービスは他の業者の半分以下の仕事で倍以上の値段をとるとい 印象です。/別の業者との比較ですが、他の業者だと、値段は半分以下で音 質もよく、フルで字を入れてくれます。あきらかに値段とサービスが一致してま せんね。/1本3万はサービスに見合っていない(これでもやすくやってく れているような)、自撮り棒だけわたされて『じゃあ安くやってやるから、今後は 編集だけやってやるから自撮りで撮影やれ。今後仕事をこちらに流さなけれ ばチャンネルを使わせない。③なお、お前に肖像権や著作権はない』等と自 撮り棒だけ渡され、途方にくれました。/編集料150万返してほしいし、ホーム ページの今までの実績で掲載している私の画像を消してほしいですね。肖像 権侵害ですよ。/まさか、この会社の代表の名刺とかまだ私の名前のつけてい ませんか?こちらも著作権無しですか。」 (地図サイトのレビューへの投稿)	1	法人・団体〔報道機関を除 く。〕 (YouTube用の動画編集 業務等を行う法人)	その他の著名人 (弁護士かつYouTuber)	¥1,100,000 ¥100,000	¥0 ¥0	
78	同上	名誉権+名 誉感情		その他のSNS (グループ トークアプリ)	・「自分の詐欺撲滅活動が金儲けのためだと断じて、さらに、自分の編集した 動画の著作権は自分にあるといいだし、お金を払ったのに、これまで作成した 動画のデータ引き渡し拒否」、「チャンネルを人質とし、自分に仕事を回せと いう脅迫に近い要求。こんなやつに仕事回すくらいならYouTubeやめます わ」、「いくら管理しているからってチャンネルを人質に取るのは相手の感情を 逆撫でするの逆効果。詐欺師でもこんなことは知ってる。」、「こいつの動画編 集一本10マンやで」、「1本10マンの編集料吹っかけてくる」 ・「詐欺師のくそ粘着がでたらめこきまわって★1つけまくって。」、「だれ か★5つけてくださいますか。ご協力よろしくお願ひします(;▽;)」、「(X2氏 ですよ、Vチューバーのアカウントで。」との第三者の投稿に対して)「う ん、X2」	2	一般市民〔関係者〕 (No.78の被害法人の代表 者〔符号:X2〕)	その他の著名人 (同上)	¥700,000 ¥100,000	¥0 ¥0	
79	東京地裁 R5.2.21 令和4年(ワ)第 1402号	名誉権	信用	ウェブメディ ア Twitter(X)	●ウェブメディア ・【表題】「あの注目公認会計士の重大疑惑」 ・【表題】「公認会計士・X氏、本紙などにスラップ訴訟」 ・【表題】「仮処分は記事全面削除も——海外ファン『C』=X公認会計士、こ れだけの根拠」 (公認会計士である原告の関連会社が証券取引等監視委員会から強制調査 を受け、C社のオーナーとして実質的にインサイダー取引と思しき行為をし、 犯罪歴のある者と懇意にするとともに手足として用い、自己に不利な報道等 に対しては違法な手段を用いて懐柔する者であるとの事実)  ●Twitter(X) 「詐欺師が犯罪をしても、それが仕事だから仕方ないとの見方もある。だが、 公認会計士が業務に関して間違っことをしたり、インサイダー情報で私腹を 肥やしたりしたらそれは看過できないだろう。ところが、専門メディアは懐柔さ れ書かない。調査依頼を受けた探偵も寝返り味方に。」	4	一般市民〔第三者〕 (公認会計士)	記者・報道機関 (①:インターネット上で記 事の有料購読サービスを 提供している法人 ②:①の代表者、本件記事 の執筆者)	¥10,000,000 ¥1,200,000	備考欄参照 備考欄参照	原告は、当該訴訟 及び先行する削除 命令仮処分を含め た弁護士費用とし て慰謝料額の2割に 相当する200万円を 請求。 裁判所は、弁護士 費用として、先行す る複数回の削除命 令仮処分を申し立 てることとなったこ とを踏まえ、認定した 慰謝料額120万円 の20%の24万円を認 容。
80	東京地裁 R5.2.24 令和2年(ワ)第 26361号	名誉権	信用等	文章投稿サ イト	記事中にB(原告の設立者の一人で原告の代表者)らが、組織的なハラスメン トとして、原告内の会議において、被告を威迫し、原告から一方的に追い出 す形で退職させたとの事実	1	法人・団体〔報道機関を除 く。〕 (イベントの企画運営や美 術作品の制作販売等を目 的とする法人)	一般市民〔関係者〕 (原告法人のアルバイト従 業員)	¥2,000,000 ¥500,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉 以外の被侵害利益 との包括認定。
81	東京地裁 R5.2.28 令和2年(ワ)第 24048号	名誉権		ウェブメディ ア	原告の世帯は、県営住宅入居当時、一月当たり約31万円の所得を得ている ため、県営住宅への申込資格である一月当たり15万8000円以下という月収 制限を大幅に上回るものの、何らかの理由により、入居年ではない2年前の 所得を基準として県営住宅への入居が許可されているとの事実	1	政治家 (市議会議員)	記者・報道機関 (新聞社)	¥2,000,000 ¥100,000	¥0 ¥0	

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外の 被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
82	東京地裁 R5.3.2 令和3年(ワ)第 11420号	名誉権	信用	その他のSNS (動画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>被告が原告から購入したアクセサリが偽物であるとの事実</li> <li>原告から生前のものであると案内されたアクセサリが、正規品から型取りを繰り返して作成され、形がガタガタに崩れていて造りも悪い偽物の粗悪品であるとの事実</li> <li>原告が取り扱っていたアクセサリは、シルバーアクセサリに関して十分な知識や経験がない初心者をお欺くために偽造された製品であり、原告は、以前からこのような製品を取り扱って初心者を欺いてきたとの事実</li> <li>原告ないし原告代表者が、平成23年頃から、日本の会社から大量に仕入れた商品を、国内で製造されたものではないと偽ってそのまま販売していたとの事実</li> <li>原告が、アクセサリについて、付いている石がただのガラスであることを知りながら、そのことを説明しないまま販売する詐欺を行ったとの事実 等</li> </ul>	6	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (貴金属、装身具の輸入、製造、加工及び販売等を目的としシルバーアクセサリを取り扱うショップを運営する法人)	一般市民〔関係者〕 (原告のショップで商品を購入した者)	¥4,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益との包括認定。
83	東京地裁 R5.3.23 令和4年(ワ)第 29379号	名誉権		ウェブサイト	<p>【表題】「AのエージェントX'さんとB総理、C党の深い繋がり。」</p> <p>「A(韓国の情報機関)のエージェントのX'さんとB総理、C党の深い繋がり。」との表題の下、本文冒頭で、「B総理と国家安全保障局初代局長のFさん、GのHさん、AエージェントのX'さんの親密な関係についてDで報じられていました。」「Aは日本ではIやJ隠れ蓑にして行動しているそうです。」「X'さんはKの一等書記官の指揮下で動いていたそうです。」等</p>	1	一般市民〔第三者〕	一般市民〔第三者〕	¥3,000,000 ¥100,000	¥0 ¥0	
84	東京地裁 R5.3.29 令和2年(ワ)第 22748号	名誉権		ウェブメディア	<p>【見出し】「大規模クラスター！ X主演舞台公演強行の罪『賠償請求されてもおかしくない』」との見出しをつけた記事を掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主演のXは2017年3月に大手芸能事務所を辞め、フリーに。当時を知る人物によれば、退社の理由は『素行不良』。副業で飲食店を営んだり、良からぬ噂も多いイベント男性と組み、東京・〇〇などで主催パーティーを開いては、ハメを外してきた</li> <li>(歌舞伎俳優が、クラスター感染発生について「こんな奴等は劇場サイド、主催者、出演者、スタッフに至るまで、どいつもこいつも素人の集まりだ」などと記載したブログ記事を投稿したことに触れた上で)「芸能界からも非難の声が上がっており、ある中堅プロダクションの幹部は『こちらは感染対策に細心の注意を払っているのに、彼らのせいで業界のイメージは悪くなる一方だ。感染を“広められた”タレントの事務所は主催者側に賠償請求してもいいくらい。今回の件でXは業界の信用を失った。』と話す。さらなる被害が出ないことを祈るばかりだ。」</li> </ul>	1	芸能人 (俳優、タレント、DJ等)	記者・報道機関 (スポーツ新聞社)	¥2,000,000 ¥1,500,000	¥0 ¥0	
85	名古屋地裁 R5.3.30 令和4年(ワ)第 4289号	名誉感情		ウェブサイト (ニュースサイトの記事に対するコメント投稿欄)	(原告に係る不正競争防止法違反被告事件の刑事裁判において、原告に無罪判決が言い渡されたことなどを、原告が記者会見する様子の映像等とともに報じるニュース記事に対するコメントとして) 「バカボン、岐阜の片田舎でやる必要あったのか？鼻から隠したかったんでしょ？金のためって〇〇言ってたじゃないか？どれだけ人を踏み台にして上がっていったか、自分自身が知ってるだろう。上告」	1	一般市民〔関係者〕 (法人役員)	一般市民〔関係者〕 (原告が役員を務める法人の従業員)	¥1,000,000 ¥300,000	¥550,000 ¥550,000	
86	横浜地裁 R5.4.14 令和3年(ワ)第 3455号	名誉権＋名誉感情	業務妨害	Twitter(X) その他のSNS (グループトークアプリ)	「今度はどこの【ラーメンの絵文字】パקרんだらう？アドバイス受けたりパクっても独学らしいw」	2	その他の著名人 (ラーメン店経営者、元アイドルグループメンバー)	一般市民〔第三者〕	¥2,000,000 ¥500,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益との包括認定。
87	東京地裁 R5.4.26 令和2年(ワ)第 28223号	名誉権		Twitter(X)	(「金銭トラブルは良くない。謝罪して金返せ。人として当然だろ。」との投稿に続けて) 「【X芸術監督】Aさんの事務所で働いていた当時、辞令なしに副社長を名乗り横領？   〇〇〇〇」	1	その他の著名人 (ジャーナリスト、メディア・アクティビスト、著述業等)	その他の著名人 (経済評論家、著述業、テレビ番組コメンテーター等)	¥3,000,000 ¥100,000	¥0 ¥0	

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外の 被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
88	東京地裁 R5.4.28 令和元年(ワ) 第22396号	名誉権		ウェブサイト (会員専用サイト)	・原告が、Aに対し、C[友愛団体を正しく世間に紹介すること等を目的として設立された任意団体]とE社[Cとの間で友愛団体のグッズ販売に関する使用許諾契約を締結した法人]との取引について会計報告すべきであったにもかかわらず、これを報告せず、一部の取引を記載しない虚偽の報告を行ったとの事実 ・Cの会計において不適切な会計が行われており、使途不明金があるとの事実	1	一般市民[関係者] (友愛団体の国内統括本部[符号:A]の元最高責任者・最高責任者秘書等)	一般市民[関係者] (①左記友愛団体の最高責任者経験者(被告はその相続人ら) ②左記友愛団体の最高責任者補佐官)	¥2,000,000 ¥800,000	¥0 ¥0	
89	大阪地裁 R5.5.16 令和4年(ワ)第 2666号	名誉権		Twitter(X)	「これは下調べが凄いですね。知らなかったことが多いです。Gの人たち&支持者は事実でないなら今すぐ訴えるべきだと思いますよ(笑)」(YouTubeに投稿されている「【Gの闇!】D市長・Xの経歴を調べたらヤバかった!」と題する動画のリンクを付したもの。本件動画のサムネイル(動画の内容を要約した画像であり、原告の顔写真や、「強姦疑惑...」などの文言が表示されている。)が当該ツイートに表示される状態になっていた。)	1	政治家 (政党党首、市長)	芸能人 (お笑いタレント、コメンテーター)	¥5,000,000 ¥1,000,000	¥0 ¥0	
90	東京地裁 R5.6.9 令和2年(ワ)第 12774号	名誉権+名 誉感情		ブログ Twitter(X)	・原告は、被告Y2に対し、恋愛感情等を持って特定の者に付きまとう犯罪行為をしている者であるとの事実 ・原告は、PTSDや解離性同一性障害などの精神障害を患っているとの事実 ・原告は、精神疾患を患う者につきまとい、その実名を本人の承諾なく公表し、かつ、同人の症例について原告による心理援助の成功事例として虚偽報告を行ったとの事実 等	1,000超	一般市民[第三者] (心理援助職、スクールカウンセラー等)	一般市民[第三者] (①心理療法家 ②一般私人[符号:Y2] ③精神科医)	¥5,669,000 ¥3,490,000	¥0 ¥0	
91	旭川地裁 R5.6.15 令和4年(ワ)第 125号	名誉権		Twitter(X)	・A[原告の子で、いじめにより自死したとされる中学生]が希望する仕事について、Aの希望とは異なり、医者や検察官である旨を家庭外で吹聴していたとの事実 ・Aが家出を繰り返す等の行動で原告にSOSサインを発しており、被告の周りでは、原告は不倫をしていたがその前にAにもっと目を向けて寄り添ってあげればよかったと言っている者が多いとの事実 ・原告が、妻子持ちの男性と不倫しており、不倫相手をAの運動会に連れてきたことがあり、また、パートナーを頻繁に変えているとの事実 ・原告は、Aが発達障害であると口外していたものの、医療機関や支援施設、支援学級等を利用していなかったとの事実 ・原告は、Aが何度も家出をしたり、夜遊びをしていたのに、探すこともせず、笑って自慢げに、同級生の親に対し、Aが不良になった旨を話していたとの事実 等	11	一般市民[第三者]	一般市民[第三者]	¥2,000,000 ¥1,200,000	¥330,000 ¥330,000	
92	東京地裁 R5.6.19 令和3年(ワ)第 31644号	名誉感情		Twitter(X)	「在日特権とかチョン共が日本に何をしてきたとか学んだことあるか?/嫌韓流、今こそ韓国に謝ろう、反日韓国人撃退マニュアルとか読んでみろチョン共が何を、なぜ日本人から嫌われているかがよく分かるわい/お前の父親が出自を隠した理由は推測できるわ」	1	一般市民[第三者] (フォトジャーナリストであり、東南アジア、中東、アフリカなどで貧困や難民問題などを取材している。父は、いわゆる在日コリアン二世。)	一般市民[第三者]	¥1,500,000 ¥300,000	¥300,000 ¥0	開示請求等費用については「発信者情報の開示の手続のために弁護士費用を支出したことを裏付ける証拠はない」として棄却。
93	東京地裁 R5.7.18 令和4年(ワ)第 26614号	名誉権+名 誉感情		掲示板 (その他)	・原告が「アル中」すなわちアルコール依存症であると指摘するもの ・「X'はアル中と言うよりかなりのメンヘラだと思う」 ・原告がインターネット上の集団いじめで訴えられた場合には、原告の氏名や顔がテレビで放映されることになること 等	4	その他の著名人 (動画配信者)	一般市民[第三者]	¥1,000,000 ¥400,000	¥464,515 備考欄参照	開示請求等費用について、「直ちにその実額が被告の不法行為と相当因果関係があるとはいえず、…弁護士費用を含めて考慮するのが相当」として、弁護士費用につき慰謝料額の20%の8万円を認容。

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外の 被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
94	東京地裁 R5.7.20 令和4年(ワ)第 9389号	名誉権+名 誉感情		Twitter(X) ブログ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(弁護士が投稿した、原告から3件目の訴状を受領した旨のツイートに対する引用リツイートとして)「こ、これは」、「『ガムテープ弁護士』から『無差別犯行通り魔弁護士』に改称した方がよいのではないか」</li> <li>・(上記投稿に対する引用リツイートとして)「えっ、無差別犯行通り魔弁護士って... 本当ですか? Xさんのことなんだろう??」</li> <li>・原告が女性弁護士と旅行に行き、同人と肉体関係を持とうとしたが、それを断られたため、同人に費用を支払わせて先に帰らせたとの事実 等</li> </ul>	2	その他の著名人 (弁護士)	その他の著名人 (実業家、ブロガー、ゲーム企画制作会社代表者等)	¥400,000 ¥100,000	¥0 ¥0	
95	大阪地裁 R5.8.7 令和4年(ワ)第 10012号	名誉権+名 誉感情		Twitter(X) 文章投稿サイト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『「人類みな変態だからしょうがないだから我々を女性スペースへ解放しろ」じゃ解決しないんだよ。女性スペース解放の次はペドフィリアなどの明らかに迷惑さわからない連中の受け入れ体制を要求するはずだ。実際に海外がそうになっているからだ。』、『「人類みな変態」これ程相手をコケにした言い分があるだろうか。これで説得した気にでもなっているのか。TRAの女性たちよ、バカにされていることにまだ気づかないのか?』、「ちなみにこれ言ったのはトランス女性弁護士のXだよ。僕と会った時に仰ってくださいました。」 等</li> </ul>	3	その他の著名人 (弁護士(性同一性障害の診断を受けている。))	その他の著名人 (SNS・投稿サイトによる発信者)	¥2,000,000 ¥800,000	¥0 ¥0	
96	東京地裁 R5.8.22 令和2年(ワ)第 28209号	名誉権		YouTube その他のライブ配信サイト	「大学を卒業してライターさんの事務所にいましたけど、勝手に副社長を名乗って横領みたいなことをやって。」	1	その他の著名人 (国際芸術祭の芸術監督、著述家、元大学客員教授等)	その他の著名人 (インターネット配信番組コメンテーター)	¥400,000 ¥200,000	¥0 ¥0	
97	同上	名誉権		YouTube その他のライブ配信サイト	「そんで彼(原告)はね、もともとジャーナリストでも何でもありませんよね。彼はもともと世に出たのはですね、ネットの違法ダウンロードのやり方書きながら、そんなんで世に出た人間ですよ、あれ。」	1	その他の著名人 (同上)	その他の著名人 (インターネット配信番組コメンテーター)	¥400,000 ¥200,000	¥0 ¥0	
98	横浜地裁 R5.8.25 令和3年(ワ)第 3993号 令和4年(ワ)第 732号 令和4年(ワ)第 733号	名誉権+名 誉感情	業務	Facebook	「ていうか、D [原告が所属していたアイドルグループのユニット名] !!これはヤバいーーー/地元の葛飾で超モメたラーメン店。。/ここ、ヤバい会社だけ地元のある業者にお金払わなくて、そこもヤバくて、さらにヤバい人が加わったりしてスゴイことになっちゃって、ボクは両者知り合いだったりして、さすがに仕事では絡めないラーメン店。。」	1	その他の著名人 (ラーメン店経営者、元アイドルグループメンバー)	その他の著名人 (フードジャーナリスト)	¥2,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益との包括認定。
99	大阪地裁 R5.10.3 令和4年(ワ)第 8029号 令和5年(ワ)第 5223号	名誉権		その他のSNS (動画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被告Y2が、被告Y1の応接セットで被告Y2の男性従業員3名に対し、「箆口令敷いてずっと黙ってたけどホモやねん」と切り出し、ある従業員が「俺の顔ばかり見ている」と述べたのに対し、被告Y2が「見とれとってん」と返答し、被告Y2は原告が他の従業員の陰茎をずっと触っていたと述べ、別の従業員は原告がその従業員のおしりを触っていたと述べ、さらに別の従業員は「自分が目を離したすきに原告が自分の飲みかけのペットボトルのお茶を飲んで」と述べ、最後に、被告Y2が原告に対して「俺を好きになったときには半殺しにすんぞ」、「間違えても俺に惚れんなよ」と説明していたことを述べるなどする内容の動画</li> <li>・原告の顔貌等の写真とともに「皆様 ご協力ありがとうございます 引き続き、お願い申し上げます。」、「会社の備品を持っていなくなりました。」、「これ以上被害者を増やさないためにも」、「引き続きコメントをお願いします。」等の字幕を表示するなどした動画 等</li> </ul>	7	一般市民[関係者] (①内装工事等を行う法人 [符号:Y1] ②①の代表者[符号:Y2])	法人・団体[報道機関を除く。] (被告会社に内装作業員として雇用されていた者)	¥2,000,000 ¥200,000	¥0 ¥0	

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外の 被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
100	横浜地裁川崎 支部 R5.10.12 令和3年(ワ)第 913号	名誉感情	住居におい て平穩に生 活する権利 等の人格権	ブログ	【表題】「『川崎デモ』〇〇〇、お前何様のつもりだ!!」 (原告の「外国人(在日コリアン)が住みよい社会になってこそ、日本人も暮ら しやすくなる」という発言が掲載された記事を引用した上で) 「なにが、『外国人(在日コリアン)が住みよい社会になってこそ、日本人も暮ら しやすくなる』だ!日本国は我々日本人のものであり、お前らのものじゃな い!『外国人(在日コリアン)が住みよい社会』なんて、まっぴらごめんだし、そ んな社会は作らせない。思い上がるのもいい加減にしろ、日本国に仇なす敵 国人め。さっさと祖国へ帰れ」	1	一般市民[第三者] (いわゆる在日コリアン3 世)	一般市民[第三者]	¥1,500,000 ¥1,000,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉 以外の被侵害利益 との包括認定。
101	同上	名誉感情		ブログ Twitter(X)	原告を「差別の当たり屋」、「被害者ビジネス」と指摘するもの	16	一般市民[第三者] (同上)	一般市民[第三者] (No.100の被告と同一)	¥1,000,000 ¥700,000	¥300,000 ¥70,000	
102	東京地裁 R5.10.13 令和2年(ワ)第 25439号 令和3年(ワ)第 1631号	名誉権		ブログ Twitter(X)	原告が被告の描くイラストをトレースしてイラストを作成したとの事実	8	その他の著名人 (イラストレーター)	その他の著名人 (漫画家、イラストレーター)	¥5,000,000 ¥2,000,000	¥0 ¥0	
103	東京地裁 R5.10.16 令和3年(ワ)第 25884号	名誉権		Twitter(X)	(学校法人に対する国有地売却に関する公文書の書換えに関与しその後自 死した国家公務員に関する新聞記事(「【新聞に喝!】事実とは“真逆”の報 道」)を引用した上で) 「〇〇職員はX1やX2が1時間吊るしあげた翌日に自殺。左派メディアは野党 に都合が悪いことは報じない」等	1	政治家 (①、②:国会議員[符号: X1、X2])	法人・団体[報道機関を除 く。] (①:ウェブサイトに関する 企画、制作業務等を目的と する法人 ②:①の代表者)	¥4,000,000 ¥1,000,000	¥0 ¥0	
104	東京地裁 R5.10.18 令和5年(ワ)第 14514号	名誉権+名 誉感情		Twitter(X)	・原告を指して、「人殺し」、「犯罪者」、「大量殺人」等の表現を含む指摘をす るもの。 ・「Xくんのおかげで日本人もよく死んでるよ」 ・「君が死に導いた『ワクチン被害者』、約24万人」(原告の顔写真を添付した もの) ・「小説家の嘘に気をつけましょう。嘘が専門ですから。」等	8	その他の著名人 (医師、小説家)	一般市民[第三者]	¥500,000 ¥280,000	¥0 ¥0	
105	大阪地裁 R5.10.26 令和5年(ワ)第 4054号	名誉権	著作権・ 著作者人格 権	Twitter(X)	【画像部分】原告製作の写真作品又はそれが映り込み、若しくはそれに改 変を加えた画像 【文章部分】「【代/行]彼岸花をととも潰してる...!」 (上記作品の撮影者である原告が彼岸花を踏む態様の撮影手法を採用して いると指摘するもの)	1	その他の著名人 (カメラマン)	一般市民[第三者]	¥3,000,000 ¥200,000	¥300,000 ¥0	★慰謝料額は名誉 以外の被侵害利益 との包括認定。 開示請求等費用に ついては「本件記録 上、これを認めるに 足る証拠はない」 として棄却。
106	東京地裁 R5.11.2 令和5年(ワ)第 2992号	名誉権+名 誉感情		Twitter(X)	「裁判芸」、「脳内仮想敵」、「脳内劇場」、「ぼやけたはんけつぶん()は明か にネットで拾ったような画像でした」などの文言を用いて、原告が裁判をしてい ないにもかかわらず裁判をしている旨の虚偽を述べていることを指摘するも の。	3	一般市民[第三者] (同人誌の制作・販売サー クルにおいて活動する者)	一般市民[第三者]	¥1,000,000 ¥200,000	¥476,520 ¥100,000	
107	東京地裁 R5.11.10 令和5年(ワ)第 3341号	名誉権	プライバ シー	Twitter(X)	・原告は、国の機関から看板撤去の依頼を受けたと述べているが、それが嘘 すなわち故意の虚偽説明であるとの事実 ・原告がいわゆるクレマーとして国の担当者に覚えられているとの事実 ・原告が刑事告訴について虚偽の内容を述べ、暴言に当たる発言をしたとの 事実 ・原告が国の名を騙り、誤った情報を広め、誹謗中傷をしているとの事実 ・原告が、宿泊や車中泊の定義につき、自身の述べた内容は国の見解である 旨の嘘を述べていたとの事実 等	13	その他の著名人 (動画・SNS投稿者)	一般市民[第三者]	¥1,500,000 ¥400,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉 以外の被侵害利益 との包括認定。

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外 の被侵害 利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
108	東京地裁 R5.11.16 令和3年(ワ)第 26284号	名誉権		Twitter(X)	<ul style="list-style-type: none"> <li>原告がスクールないしコンサルティング事業において違法な詐欺行為又はその疑いのある行為を行っているとの事実</li> <li>原告が指導した生徒が度々問題を起して業務停止措置を受けており、業界内で評判が悪いとの事実</li> <li>原告のコンサルティング事業の内容が顧客にとって危険なものであるとの事実</li> <li>原告が、景表法に違反する優良誤認ないし有利誤認表示に当たる可能性が高い広告を出しているとの事実</li> <li>原告がコンサルティング業務に関して違法行為を行っているとの事実 等</li> </ul>	12	一般市民[第三者] (輸出入業及びコンサル ティング業を目的とする法 人の代表者)	一般市民[第三者]	¥2,000,000 ¥700,000	¥0 ¥0	
109	東京地裁 R5.11.27 令和5年(ワ)第 14736号	名誉権+名 誉感情		Twitter(X)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「完全に脅迫行為です。」「命をかけて誹謗中傷してるんですね。残念なお方。」</li> <li>「(誹謗中傷を内容とする匿名掲示板の投稿を引用した上で)「X どうとうただの誹謗中傷コピペをするにまで成り下がってしまいました。」</li> <li>「掲示板はあまりに誹謗中傷がひどいXらしき方がいるので、見なくてもいいですね。適宜ご紹介いたします。」</li> <li>「Xという人は何がしたいのがさっぱり分かりません。嘘、デタラメ、大げさ…昔そんなコマーシャルありましたね。それに攻撃的なのと誹謗中傷、さらに虚偽の刑事告訴付きですが。」 等</li> </ul>	10	その他の著名人	一般市民[第三者]	¥500,000 ¥150,000	¥0 ¥0	
110	東京地裁 R5.12.1 令和5年(ワ)第 1377号	名誉権+名 誉感情		掲示板 (5ちゃんね る)	「こいつがボンコツ」、「たぶん親もボンコツだから周りに迷惑かける」、「話スカスカで、中身の無い報告してる」、「知的障害か発達障害の検査してもらったほうが良いと思う。[略] 何も問題が見つからないとしたら、しつけの問題だから親子そろって首つってもらえないもんかね。」 等	1	一般市民[関係者] (法人正社員)	一般市民[関係者] (原告の勤務先と同じ法人 の派遣社員(原告と同じプ ロジェクトに関与))	¥1,000,000 ¥400,000	¥880,000 ¥330,000	
111	東京地裁 R5.12.6 令和3年(ワ)第 32535号 令和4年(ワ)第 15424号	名誉権		その他のSNS	原告らが、被告に対し、現場で働いていないにも関わらず報酬を支払ったことに感謝すべきと言っていたにも関わらず、契約に基づく今月分の報酬を全く支払っていないとの事実	1	一般市民[関係者] (コンピューターによるシス テム開発等を目的とする法 人の代表者)	一般市民[関係者] (原告が代表を務める法人 の元従業員)	¥3,000,000 ¥100,000	¥0 ¥0	
112	東京地裁 R5.12.7 令和5年(ワ)第 9282号	名誉感情	肖像権	Twitter(X)	<ul style="list-style-type: none"> <li>原告の写真を原告に無断で写真加工アプリを用いて実際より太ったように加工した画像</li> <li>(無断掲載した原告の写真とともに)「俺がめっちゃくちゃ不細工だと言っているだろ」</li> <li>(同上)「金持ってもどんな女も寄ってこんわな」</li> <li>(原告がツイッターのアカウントのアイコンで使用している飼い猫の写真とともに)「このようなアイコンを使っているやつはどうしようもないクズだと」</li> <li>(原告の著書の広告の写真とともに)「頼む誰か買ってくれ本が本が売れないんだよ(泣いている絵文字3つ)」 等</li> </ul>	17	その他の著名人 (医師、小説家)	一般市民[第三者]	¥2,000,000 ¥800,000	¥550,000 ¥550,000	★慰謝料額は名誉 以外の被侵害利益 との包括認定。
113	前橋地裁 R5.12.8 令和5年(ワ)第 158号	名誉感情		掲示板	(原告が市に対して1日24時間の重度訪問介護の提供を求める義務付け訴訟等を提起したこと等を記載が冒頭の投稿であるスレッドにおいて)「殺処分でもいいやん。」	1	一般市民[第三者] (重度の障害を負っている 障害者)	一般市民[第三者]	¥1,500,000 ¥600,000	¥277,446 ¥277,446	

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外の 被侵害 利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
114	大阪地裁 R5.12.19 令和5年(ワ)第 6875号	名誉権+名 誉感情		Twitter(X)	(原告のアカウントに対する返信として) ・「人殺し」 ・「ヤブ医者」 ・「犯罪者」等	15	一般市民[第三者] (医師)	一般市民[第三者]	¥1,000,000 ¥300,000	¥139,109 ¥14,000	
115	同上	名誉感情		Twitter(X)	「X'は犯罪者!ワクチンを推奨し承認した官僚、政治家、医者、看護婦も犯罪者だ!」	1	一般市民[第三者] (医師(No.114の原告に同 じ))	一般市民[第三者]	¥1,000,000 ¥150,000	¥139,109 ¥14,000	
116	同上	名誉感情		Twitter(X)	(原告のアカウントに対する返信として)「人殺し...」	1	一般市民[第三者] (医師(No.114の原告に同 じ))	一般市民[第三者]	¥1,000,000 ¥150,000	¥139,109 ¥14,000	
117	東京地裁 R5.12.20 令和2年(ワ)第 28230号	名誉権		Twitter(X)	・「B実行委員会会長とX芸術監督が被告人ですね。」「開催しといて後から 検閲するなんてけしからんと僕も思います。」「芸術家の信託を踏みにじった 方々に罰を。」 ・(「『天皇の肖像焼くけど、二代前だから大丈夫だよwww』Xの発言が流 出」とのインターネット上の記事の表題を引用した上で)一般的な怒りの感情 を表す絵文字3個を付したもの ・(「X監督、学芸員が選んだ作家の展示を禁じ、自ら慰安婦像や天皇侮辱作 品にすり替えた」とのインターネット上の記事の表題を引用した上で)「本当な ら、X監督が、学芸員が選んだ芸術作品を排除して反日の宣伝になるものに すり替えたってことだ。その行いこそ芸術の敵ではないか。」 ・「Xさん、ひどいではありませんか。〇〇県民の誇りとお金を返してくださ い。」 ・「A [国際芸術祭]は〇〇県からの補助金がなければ大赤字です。補助金 は僕たちの血税。自費でやれば大赤字になる反日イベントを〇〇県や〇 〇市や国の税金でやって〇〇県民に恥ずかしい思いをさせてお金を儲ける Xさんは、僕にとって不愉快な存在です。」等	10	その他の著名人 (ジャーナリスト、国際芸術 祭芸術監督)	その他の著名人 (医師、美容整形外科経営 者、マスメディア出演者)	¥4,000,000 ¥2,500,000	¥0 ¥0	
118	広島地裁 R5.12.26 令和3年(ワ)第 628号 令和3年(ワ)第 1006号	名誉権		Twitter(X) 発言 (議会におけ る発言)	・市議会においてAに対して「議事を敵に回すと政策が通らなくなりますよ」と の発言をしたのが原告である事実及び当該発言がAに対する恫喝に該当す ると指摘するもの ・原告が上記発言をしたことを認め、これについて説明等をしないとの事実 等	4	政治家 (市議会議員)	政治家 (市長[符号:A](訴訟の被 告は市))	¥5,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	訴訟物は国家賠償 法第1条第1項に基 づく国家賠償請求 権。

裁判例一覧表Ⅱ (主にインターネット以外の権利侵害)

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外の 被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
1	名古屋地裁 H24.1.25 平成21年(ワ) 第8015号	名誉権	団結権・団体 交渉権 その他人格 権	配布書面	・「貴殿[原告]が責任者の立場で構成員(分会員)の意向や意見をよく聞き、参考にされることがない」 ・「聞知するところによれば、最近の貴君[原告]の言動は、分会員の意見さえ聴取していない独善的なものであると思われる」 ・「会社としては、貴分会長[原告]のこのような法の定めや和解協定の約束事まで無視する言動によりこれ以上分会の代表者として容認して各種の折衝を続けることは正常な労使関係を構築するにも百害あって一利なしと判断し」等		一般市民[関係者] (産業別単一労働組合の 分会長)	法人・団体[報道機関を除く。] (①:自動車教習施設等を 運営する法人 ②:①の代表取締役会長 ③:①の代表取締役社長)	¥3,000,000 ¥1,500,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉 以外の被侵害利益 との包括認定。
2	東京地裁 H24.2.24 平成21年(ワ) 第26197号	名誉権		雑誌	【見出し】『「BがドロドロのDV『離婚訴訟』」 原告が、妻であるB[著名な音楽家]に首を絞めるなどの暴行を加え、更に原告とBの子に対してもけがをさせたとの事実等	1	その他の著名人 (医師)	記者・報道機関 (雑誌、単行本等の出版を 業とする法人)	¥10,000,000 ¥2,500,000	¥0 ¥0	
3	新潟地裁 H24.3.27 平成22年(ワ) 第633号	名誉権		配布書面 (ビラ)	X2[原告の代表者理事長]は、利用者が亡くなったときに「死にやがって！ これでまた利用率が下がった。すぐ空きをさがさなければ」と大声で話していたとの事実等	1	法人・団体[報道機関を除く。] (特別養護老人ホーム等を 経営する社会福祉法人)	法人・団体[報道機関を除く。] (①:労働組合 ②:①の上部団体)	¥2,200,000 ¥300,000	¥0 ¥0	
4	同上	名誉権		配布書面 (ビラ)	同上	1	一般市民[関係者] (No.3の被害法人の代表者 理事長[符号:X2])	法人・団体[報道機関を除く。] (同上)	¥1,400,000 ¥300,000	¥0 ¥0	
5	東京地裁 H24.3.28 平成21年(ワ) 第35681号	名誉権		新聞	「Xは家族全員の入信が原則とされ、『会幹部の許可なしに結婚できない』などの決まりもあるとされる。」	1	法人・団体[報道機関を除く。] (宗教法人)	記者・報道機関 (スポーツ新聞社)	¥10,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	
6	大阪地裁 H24.4.11 平成22年(ワ) 第12182号	名誉権		新聞	「同課[捜査第一課]によると、X容疑者は、この事件[殺人未遂又は傷害被 疑事件]の現場で撮影された防犯ビデオに映っていた男と似ており、「関与 した疑いが浮上した」	1	一般市民[第三者] (殺人未遂被疑事件の被 疑者として逮捕された者 (その後、傷害罪により起 訴されたが、無罪が確定し た。))	記者・報道機関 (新聞社)	¥10,000,000 ¥200,000	¥0 ¥0	
7	大阪地裁 H24.6.15 平成22年(ワ) 第9588号	名誉権		新聞	【見出し】「a談合」、「市長、頻繁に接待を受ける」、「B[業者]側から」、「ほぼ毎 月の時期も」 「逮捕されたB顧問から頻繁に接待を受けていたことが5日分かった。」、 「2000年ごろ、F、D両容疑者と会った。[略]その前後からF容疑者らによるX 市長の接待が始まり、05年に入っても断続的に続いた。[略]ほぼ毎月のように 接待していた時期もあったという。」等	1	政治家 (市長)	記者・報道機関 (新聞社)	¥10,000,000 ¥6,000,000	¥0 ¥0	

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外の 被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
8	東京地裁 H24.8.8 平成21年(ワ) 第30949号	名誉権		雑誌	「巫女になれ、と教祖が[原告の会員に]命じると、[当該会員は]そのまま家にも帰されずに施設に軟禁された。」	1	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (宗教法人)	記者・報道機関 (①:週刊誌及び書籍の出版等を業とする法人 ②:①の発行する雑誌に記事を寄稿している者)	¥10,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	
9	徳島地裁 H24.9.5 平成22年(ワ) 第570号	名誉権		新聞	「[原告の]言動に人品骨柄の卑しさが滲み出た」 (暴行事件により書類送検された原告が、被害者側に2度目の和解を持ちかけたが、被害者側が態度を硬化させて物別れに終わった経緯として摘示したもの)	1	政治家 (町長)	記者・報道機関 (新聞社)	¥2,000,000 ¥50,000	¥0 ¥0	
10	水戸地裁 H24.9.14 平成22年(ワ) 第207号 平成23年(ワ) 第375号	名誉権		発言 (新聞社に対する書面による情報提供行為)	原告が傷害罪により起訴され、罰金8万円の略式命令を受けたとの事実	1	一般市民〔関係者〕 (村職員)	一般市民〔関係者〕 (村職員(原告と同じ課に所属))	¥1,500,000 ¥100,000	¥0 ¥0	
11	奈良地裁 H25.1.17 平成22年(ワ) 第595号	名誉権		新聞 ウェブメディア	【見出し】 ・「X〇〇〇の若き妻“DV生き地獄で自殺”」、「異常に神経質、金に執着」 ・「Xの若き妻“DV生き地獄で自殺”入学式から5日後に自ら命絶つ」 ・「異常に神経質、金に執着 DV防止法に抵触か」	3	政治家 (国会議員)	記者・報道機関 (①:新聞社 ②:①の代表者兼主筆(編集・論説総責任者) ③:①の取締役)	¥100,000,000 ¥3,000,000	¥0 ¥0	
12	奈良地裁 H25.1.17 平成22年(ワ) 第596号	名誉権		新聞 雑誌 ウェブメディア	【見出し】 ・「要因はX参院議員のDV」 ・「妻・Aさん入学5日目の自殺」 ・「X参院議員DV問題で言い訳」 ・「自殺要因はX参院議員のDV」等	6	政治家 (同上)	記者・報道機関 (同上)	¥100,000,000 ¥3,000,000	¥0 ¥0	
13	東京地裁 H25.1.23 平成22年(ワ) 第7245号	名誉権		書籍	・「事件の背後には、41歳だったX'(仮名)という正体不明の金融ブローカーがいました。」 ・「根っからの詐欺師であるX'」 ・「そんなときにX'と出会いました。気づいたときには、とてつもない大事件の主犯になっていたというのです。」 ・「いつも銀座のホステス5~10人を引き連れていました。ホステスにはそれぞれ5000万円の札束を新聞で包みガムテープでグルグル巻きにしたものを一つずつ持たせ、不法な形で現金を海外に持ち出していたのです。」等	6	一般市民〔関係者〕 (銀行の巨額不正融資事件の一部に関して詐欺罪等により実刑判決を受けた者)	記者・報道機関 (①:左記不正融資事件の捜査を担当していた元警察官で同事件に関する著書の著者 ②:上記著書の出版社)	¥10,000,000 ¥1,200,000	¥0 ¥0	
14	福岡地裁 H25.2.7 平成23年(ワ) 第2821号	名誉権		雑誌	【見出し】「仰天!あの『SEX教団』の元幹部が市長になった」 【本文】 「カルト教団とは、『SEX教団』として知られる『D』である。」「教祖・Fは08年、女性信者への強姦致傷などの容疑で韓国で逮捕され、懲役10年の刑が確定、服役中である。日本の女性信者が多数、性的被害にあったことも明らかになっている。」「悪質な勧誘はもとより、脱会した人への嫌がらせや、さらに教祖から性的暴行を受けた信者に対し口封じの目的で脅迫メールを送りつけ、ノイローゼ状態にしたなどというひどいものもありました。」「X氏は『D』特有の加害行為を率先していたようなのである。」等	1	政治家 (市長)	記者・報道機関 (①:週刊誌を発行する法人 ②:①の従業員で本件記事を掲載した週刊誌の編集長 ③:本件記事の執筆者)	¥10,000,000 ¥2,000,000	¥0 ¥0	

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外の 被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
15	東京地裁 H25.3.14 平成23年(ワ) 第17685号	名誉権		発言	原告X1の婚姻が偽装結婚であるとの事実	複数回	一般市民[関係者] (タクシー会社乗務員[符 号:X1])	一般市民[関係者] (①、②:原告と同じタク シー会社乗務員)	¥2,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	
16	同上	名誉権		発言	原告X2が脱税をしている、〇〇会[勤務先内の親睦団体]の資金を流用し ている等の事実	複数回	一般市民[関係者] (タクシー会社乗務員[符 号:X2])	一般市民[関係者] (同上)	¥2,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	
17	松山地裁 H25.4.10 平成23年(ワ) 第1392号	名誉権		雑誌	【大見出し】「女性職員を10ヵ月間陵辱し続けた問題警官は〇〇〇〇の猛者 だった！」 【小見出し】「〇〇県警強姦疑惑 提訴されたX'[原告の姓のイニシャル、所 属等]の素顔」 【本文】AがX'と県警を相手取り、慰謝料などの支払を求める裁判を起こした こと、X'とAが出会った経緯、両者が性的関係を結ぶに至った経緯、AがX' から約10ヵ月間性的暴行を受け続けていたとの事実 等	1	一般市民[第三者] (警察官)	記者・報道機関 (週刊誌その他の書籍を出 版、販売している法人)	¥5,000,000 ¥1,000,000	¥0 ¥0	
18	大阪地裁 H25.4.26 平成24年(ワ) 第2093号	名誉権		雑誌	・【表題】『『どうなってんねん、D事件』、「直撃インタビュー大阪府警元マル 暴刑事が話す」 【本文】(元大阪府警4課(暴力団担当)所属の刑事の話として)「X'による、 E・C元社長への脅迫事件へと発展したのです。」「週刊誌で創業家のIとX' が暴露合戦をする中で、狙いはともかくお互いが『事実』として認めたことに、 『X'がE元社長から数千万円のカネを手渡しで受け取った』というものがあつ た。E氏がテレビの制作費の一部を懐に入れていたことを知ったX'が、'04年 頃、そのカネを脅して『回収』した、という事実です」等 ・【表題】『徹底追及第13弾『なんでも暴力団』Dと、そのお仲間たち、「どうい う関係?」、「◇◇◇組〇代目の義兄を顧問に迎えていたC」 【本文】(「C関係者」の証言として)「X'にすれば、『この男は使える』とピーンと 来たんだと思いますね。その証拠に、翌年にはIに頼んで、Cの関連会社の顧 問にねじ込んでしまったんですから』」等	2	芸能人 (タレント)	記者・報道機関 (①:週刊誌を発行する法 人 ②:本件記事を掲載した雑 誌の編集長)	¥50,000,000 ¥2,000,000	¥0 ¥0	
19	那覇地裁 H25.5.14 平成23年(ワ) 第278号	名誉権		発言 掲示書面 (大学掲示 板・グループ ウェアへの掲 示)	●Y2の発言等 ・「授業とは関係ないけど。AとかXとかヤバイやつはいないから大丈夫。」 ・「学費値下げもみんなが自治会費を払ってくれるから言ってるようなもの だ。」「自治会会長はジャスト30」 ・「平和とか 言ってくるくせに 火炎瓶」、「あの二人 親にも愛想を 尽かされ る」等 ●掲示書面 【見出し】「Y1大学生自治会が極左暴力集団を支援?」 「現執行部メンバーは過激派から送り込まれた活動家ってホントですか?」、 「X会長は自治会費を生活費にしてるって本当ですか?」、「日常的に自治会 費をムダ遣いしている人たちに、責任をとっていただきたい。」等	5	一般市民[関係者] (被告Y1の運営する大学 の学生・大学学生自治会 会長)	法人・団体[報道機関を除 く。] (①:大学を運営する学校 法人[符号:Y1] ②:上記大学の教授・学生 部長[符号:Y2])	¥2,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	Y1の責任原因は、 Y2の発言等につい ては使用者責任、 文書については共 同不法行為。

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外の 被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
20	東京地裁 H25.5.23 平成21年(ワ) 第31029号	名誉権	信用 平穩に営業 活動を営む 権利	発言 (街宣活動に おける発言) 配布書面 (ビラ)	・「Y1君は、リストラ合理化の生贄として解雇された」 ・(原告らが申し立てた仮処分や民事訴訟に関して)「争議禁圧」、「争議を圧 殺」、「圧殺しようとする権力や資本の攻撃」等	64	法人・団体[報道機関を除 く。] (ダイヤモンド等の各種工 具、用具及び精密機械の 製造等を業とする法人[符 号:X1])	一般市民[関係者] (①:原告X1の元従業員で 同社に解雇された者[符 号:Y1] ②:Y1が解雇後に加入し た労働組合[符号:Y2] ③:Y2の執行委員長)	¥143,000,000 ¥2,000,000	¥0 ¥0	
21	同上	名誉権		発言 (街宣活動に おける発言) 配布書面 (ビラ)	同上	20	一般市民[関係者] (No.20の原告X1の代表者・ 会長)	一般市民[関係者] (同上)	¥20,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉 以外の被侵害利益 との包括認定。
22	同上	名誉権		発言 (街宣活動に おける発言) 配布書面 (ビラ)	同上	19	一般市民[関係者] (No.20の原告X1の元専務・ 現顧問)	一般市民[関係者] (同上)	¥19,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	
23	同上	名誉権		発言 (街宣活動に おける発言) 配布書面 (ビラ)	同上	6	一般市民[関係者] (No.20の原告X1の元従業 員)	一般市民[関係者] (同上)	¥6,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	
24	奈良地裁 H25.5.23 平成22年(ワ) 第813号 平成23年(ワ) 第719号	名誉権	パワハラ	発言 (記者会見に おける発言)	原告が業務上横領行為を行ったこと及びそれを理由に原告を懲戒解雇した こと	複数回	一般市民[関係者] (県士業会職員)	一般市民[関係者] (①:県士業会会長 ②:県士業会副会長)	¥10,000,000 ¥1,000,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉 以外の被侵害利益 との包括認定。
25	同上	名誉権	パワハラ	メール	原告に業務上横領行為があるとの事実 等	3	一般市民[関係者] (同上)	一般市民[関係者] (No.24の被告②に同じ)	¥10,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉 以外の被侵害利益 との包括認定。
26	同上	名誉権	パワハラ	その他の書 面 (刑事告発 状)	原告が、県士業会に交付された業務管理費を横領したとの事実	1	一般市民[関係者] (同上)	一般市民[関係者] (No.24の県士業会に所属 する士業者)	¥10,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉 以外の被侵害利益 との包括認定。
27	広島地裁 H25.5.29 平成23年(ワ) 第1500号	名誉権		雑誌	【大見出し】「2億円『裏口入学詐欺』で訴えられた〇〇党『X』副代表」 【リード文】「秘書が国会議員の名を騙り、裏口入学を持ちかける詐欺話はまま あるが、党の要職に就く議員本人が直接関与したとするなら前代未聞。先 頃、〇〇党の副代表・X参議院議員[略]が、被害者から2億円の『裏口入学 詐欺』で東京地検に刑事告訴されていた。」 【本文】「X議員はさっそく、『C総長に相談に行ってくる。手ぶらでは行けな いので二、三百万円程度用意して貰えるか』と、告訴人に電話で指示を行う。 そこで告訴人は、[略]現金300万円を茶封筒に入れて被告訴人の地元事務 所に届けた」、「(その後、被告訴人は、何十回も告訴人に電話を掛け、『C 総長に持って行くから』という同様の手口で告訴人にお金を出させ続け)た」、 「結局、[略]4年間に騙し取られた金は総額1億7425万円にのぼり、他にも [略]X議員に渡した金が総額で3910万円あるという。合計で2億円超。」等	1	政治家 (国会議員)	記者・報道機関 (週刊誌を発行する法人)	¥10,000,000 ¥3,000,000	¥0 ¥0	

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する被侵害利益	名誉以外の被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等の回数	被害者(原告)の属性	加害者(被告)の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
28	神戸地裁 H25.6.28 平成22年(ワ) 第3036号 平成23年(ワ) 第2087号	名誉権		発言 (ハラスメント の調査委員 に対する発言)	「[略]倫理性というか[略]モラルが欠如しているということがいくつかありまして、一つはですね、これは、現在の〇〇学分野の分野長のP先生からの報告、発言ですが、移植した後にですね、間質性肺炎が起こることがあるんですが、[略]普通はまあ抗がん剤は使わなくて、免疫抑制剤を使うんですが、[略]みんなが治療方法が悪いと言っているのかかわらず、まあ強制してしまつたと、それはまあカルテの記録に残っております。」「医学部で調査した書類があるんですね。で、S先生ってのは、これ今〇〇県で一番まあ、骨髄移植してるんですね、彼も弟子ですけれども、[略]ほとんどの弟子が、[略]虐待受けたり、奴隷的に扱われたと書いてあるんですね、自分の言葉でね。」	1	一般市民[関係者] (大学准教授)	一般市民[関係者] (大学教授・学部長)	¥10,000,000 ¥500,000	¥0 ¥0	
29	東京地裁 H25.7.17 平成24年(ワ) 第24864号	名誉権		雑誌 ウェブメディア	【見出し】「X2X1に監視委『引導』へ」 【リード文】「ついに命綱が切れるか。最後の仕手筋、故Aの女から借りた禁断の200億円(?)の行方は。」 【本文】 ・原告X2の判断により、原告X1がBから200億円を借り入れたとの事実 ・Bは、仕手筋であるAと親密な関係にあった女性であり、AがCに係る仕手戦を仕掛けた際に、これに便乗して多額の利益を得たことがあり、これを基に大きな資産を形成したとの事実	1	法人・団体[報道機関を除く。] (コンサルティング等を目的とする法人[符号:X1])	記者・報道機関 (①:雑誌、書籍の編集、出版並びに販売等を目的とする法人 ②:①の代表者)	¥50,000,000 ¥2,000,000	¥0 ¥0	
30	同上	名誉権		雑誌 ウェブメディア	同上	1	一般市民[第三者] (No.29のX1の代表者[符号:X2])	記者・報道機関 (同上)	¥50,000,000 ¥2,000,000	¥0 ¥0	
31	東京地裁 H25.8.29 平成24年(ワ) 第21502号	名誉権		その他の書面 (訴訟における陳述書)	「Dさんからは、当時一緒に秘書をしていたXさんのことも、聞きました。Xさんも、古くからの職員で、元スチュウアーデスです。Xさんも、当時総裁からセックスの相手に指名されました。XさんはA総裁をお慰めしたい一心でベッドを共にしたのですが、最初は緊張しすぎて、緊張のあまり総裁先生と肉体的にひとつになれなかったことを、本当に残念に思われ、『総裁先生にお役に立てなくて申し訳ない』と泣かれていたといっています。この第1回目は、結局ペッティングまでで終わったそうです。」等	2	一般市民[関係者] (宗教法人の信者、職員)	一般市民[関係者] (左記宗教法人の元信者)	¥15,000,000 ¥2,000,000	¥0 ¥0	
32	名古屋地裁 H25.10.18 平成22年(ワ) 第8391号	名誉権		雑誌	【表題】「『スタンガン男』の懲りない浮気癖[略]」 (原告が、婚姻関係にありながら、習慣的に他の女性と浮気を繰り返す性癖を有する者であるとの事実)	1	一般市民[第三者] (妻に対する殺人事件で有罪が確定した者)	記者・報道機関 (週刊誌の発行等を行う法人)	¥30,000,000 ¥100,000	¥0 ¥0	本文については真実相当性の抗弁が認められ、表題のみ不法行為の成立が認められたもの。
33	東京地裁 H25.10.29 平成21年(ワ) 第30992号 平成21年(ワ) 第42441号	名誉権		雑誌	【表題】「『深層ルポ コンパニオンから理事長になったX1予備学校の『女帝』受験生の金でゼイタク三昧」 【リード文】「現在、その一大教育コンツェルンの頂点に君臨するのが、前理事長の三番目の妻である」、「来春の入試に向けて最後の追い込みをかける受験生をよそに、元コンパニオンの『女帝』が繰り広げる公私混同と贅沢三昧の日々……」 【本文】 ・「不可解な土地取引」 ・「建物はX1学園の所有で、研修施設という名目だったが、実態は自宅である。」 ・「[夫である前理事長]がアルツハイマー型認知症を患うようになったのと時を同じくして、X2がX1の経営に関与し始め、親族を寄せ付けなくなり、最終的には原告学園の理事長となるなどX1グループの頂点に立った」等	1	法人・団体[報道機関を除く。] (傘下に大学、高校、専門学校、予備校等のグループ企業を擁する法人[符号:X1])	記者・報道機関 (①:図書及び雑誌の出版等を目的とする法人 ②:本件記事が掲載された①発行の雑誌の編集発行人)	¥50,000,000 ¥2,000,000	¥0 ¥0	
34	同上	名誉権		雑誌	同上	1	一般市民[関係者] (No.33のX1の理事長[符号:X2])	記者・報道機関 (同上)	¥50,000,000 ¥2,000,000	¥0 ¥0	

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外の 被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
35	東京地裁 H25.11.12 平成22年(ワ) 第24879号	名誉権	信用 商標価値	発言 (記者会見に おける発言、 マスメディア 記者に対する 情報提供)	・(原告の)「上司は『年寄りの、太っている、醜い』従業員をやめさせたかった」 ・「Yは従業員を差別し、従業員に商品の購入を強制している。」 ・「ハラスメントのレベルは人間の理解できる範囲を超えている。私の責務は、一生懸命働く女性を守り、彼女らの職場環境を安全なものにすることである。」等	複数回	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (ハンドバッグ、カバン、靴、衣料品、装身具及び服飾雑貨類等の輸出入並びに販売の事業を展開する法人)	一般市民〔関係者〕 (被害法人を懲戒解雇された元部長)	¥20,000,000 ¥2,000,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益との包括認定。
36	東京地裁 H25.12.24 平成22年(ワ) 第25678号	名誉権		新聞	【見出し】「X'離婚危機 [略]」 「[略]女優のX' (29)とプロレスラーA (36)が離婚危機にあることが10日、分かった。関係者によると、Aは[略]離婚を視野に入れた話し合いを始めているという。」等	1	芸能人 (女優、タレント)	記者・報道機関 (スポーツ新聞社)	¥100,000,000 ¥2,000,000	¥0 ¥0	
37	東京地裁 R4.3.25 令和2年(ワ)第 24096号	名誉権		雑誌 ウェブメディア	【見出し】「『街宣車を押しかけさせたんだよね』X'，“贖罪キャラ”の裏で新たな裁判」 【小見出し】「反社とのかかわり」、「街宣車を押しかけさせたんだよね」 【本文】 ・「実は、株式譲渡から間もなく、X氏から『Dに街宣車を押しかけさせたんだよね』と打ち明けられたという。」 ・「しかし、X氏の嫌がらせはそれで収まらず、次に仕掛けたのはサイバー攻撃だった。」「信用失墜のためにD発と見せかけたスパムメールを取引先などに大量送信したり、顧客からの問い合わせフォームに1日数万件以上のメールを送り付け、業務を3カ月以上妨害したという。」	2	その他の著名人 (Eコマース事業等を営む事業家)	記者・報道機関 (①:書籍及び雑誌の出版等を目的とする法人 ②:①の従業員、本件記事の執筆者)	¥14,000,000 ¥2,000,000	¥0 ¥0	
38	金沢地裁小松 支部 R4.4.12 令和2年(ワ)第 89号	名誉権		発言 (記者会見に おける発言)	「原告は、a町内会の会長であったところ、平成28年度にa町墓地の園路等整備工事についてa町内会とA株式会社[略]の間で締結された請負契約では、代金は300万2400円であり、工事完成後、[略]a町内会からAに同額が支払われ、未払金が存在しないにもかかわらず、[略]同工事の代金の名目でa町内会管理の貯金口座から合計173万4600円を引き出して着服・横領した疑いがある。」等	1	一般市民〔関係者〕 (市議会議員)	一般市民〔関係者〕 (被害者と同じ市に居住し、被害者と同一の町内会員である者)	¥10,000,000 ¥1,000,000	¥0 ¥0	
39	東京地裁 R4.5.13 令和2年(ワ)第 9930号	名誉権		メール	・「同じミスを意図的に繰り返し、反省もなく、人の人生設計を容易に破壊するX2' [略]は相当に常軌を逸しています。」「(X2は)普通の会社の総務ならクビになるレベルです。」 ・「X2 F1 X1氏は、炎上したいんですかね。。。なんて頭の悪い総務なんですかね。。。」 ・(原告法人の総務部門には)「世間から大きく常識がずれている、また反社会的な思考の人間が大変多い」、「僕のような、武家華族、職業軍人の家系の人間に対して、部落のエリア、部落の名字の人間が数多くいる」等	4	法人・団体〔報道機関を除く。〕 (テレビ番組やイベントの美術制作・設営等を行う法人)	一般市民〔関係者〕 (被害法人の元従業員)	¥5,000,000 ¥500,000	¥0 ¥0	
40	同上	名誉+名誉 感情		メール	No.39の2、3点目の各事実等	3	一般市民〔関係者〕 (No.39の常務取締役[符号:X1])	一般市民〔関係者〕 (同上)	¥500,000 ¥100,000	¥0 ¥0	
41	同上	名誉+名誉 感情	平穏に生活 する権利	メール 発言 (職場内での 発言)	No.39の各事実のほか、 ●メール ・「[X2は]〇〇程度のイタ車に目を輝かせる成金志向で、「風俗ばっか行って、あまつさえ部下の〇〇さんの入社祝いに風俗連れていき、嫁と子どもに愛想つかされて離婚寸前」等 ●発言 「X2は嘘ばかり言う。」「こいつは会社で全員から嫌われている。」「そんなんだから奥さんと子供に逃げられるんだ。」等	7	一般市民〔関係者〕 (No.39の従業員、総務部長[符号:X2])	一般市民〔関係者〕 (同上)	¥1,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益との包括認定。

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外の 被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同定可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
42	東京地裁 R4.6.15 令和2年(ワ)第 29559号 令和3年(ワ)第 14902号	名誉権	信用、生活 の平穏と いった人格 的利益	発言 (原告の自 宅・事務所前 の路上にお ける発言)	(Y2のAに対する請負残代金請求の認容判決が確定したという状況の下において) ・「Xお返し」、「なんだその顔は、ふてくされた態度は、土下座しろ、土下座しろ、冗談じゃないぞコキブリ」 ・「税理士であるにもかかわらず、東京地方裁判所で出た判決を守らないんです」、「東京地方裁判所は、Xは速やかに741万8338円を支払えという内容です」、「生かしておけないだろ、そんなうじ虫は」、「こんな男、生かしておいちゃいけないでしょ」、「こいつは、ほんとうに、ぶち殺したい」 ・「B事務所のXに判決が下りました、Xが我々有限会社Y2に741万円を支払えという判決が出ました」、「税理士であるにもかかわらず、東京地方裁判所で出た判決に従わない」等	5	一般市民[関係者] (税理士、スポーツジムの 経営等を目的とする法人 [符号:A]の元代表者)	一般市民[関係者] (建設事業等を業とする 法人[符号:Y2]の代表者)	¥600,000 ¥200,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉 以外の被侵害利益 との包括認定。 Y2の会社法350条 に基づく責任(Y1と 同額の連帯支払責 任)も認められてい る。
43	東京地裁 R4.7.8 令和2年(ワ)第 32697号	名誉権		メール (添付ファ イル)	(被告の管理本部職員が原告の勤務する病院の事務長に宛てた、協力医療 機関協定の解除等を伝達するメールの添付ファイル) 【表題】「その他諸々の出来事」 ・「人居者様の居室に入って、冷蔵庫内のアイスや飲み物をおねだりしたりす ること度々であった。」 ・「施設でお亡くなりになった方の死亡診断書を作成しになかなか来てくれな い。来る時間の変更も勝手にして、ご遺族様の気持ちをまったく酌まない。」 等 【表題】「A病院経緯書」 ・「[略] X先生からI事務員へ『なんでその黒いスパッツ穿いているの？暑くない の？ミニスカート穿いて生足見せちゃいなよ』と発言あり。」 ・「[略] 往診時、当施設看護師に対して『俺、ラグビーで鍛えているから筋肉 すごいんだ。触ってみる』と発言あり。その後、下ネタのオンパレード。』看護 師は触りたくもないのに二回ほど腕を触ってあげた。」等	1	一般市民[関係者] (医師)	法人・団体[報道機関を除 く。] (有料老人ホームの経営等 を目的とする法人)	¥1,000,000 ¥200,000	¥0 ¥0	
44	東京地裁 R4.8.9 令和2年(ワ)第 5637号	名誉権		その他の書 面 発言 (訴訟の陳述 書、証人尋問 における供 述)	●書面 「X1氏とX2氏が、[略] C氏[A1、A2の監査役・顧問税理士]を苛烈に責め 立て、それが、C氏が自死する直接の原因となったものと考えています。」 ●発言 (「調査の結果として証人御自身はC先生が亡くなった経過をどうお考えにな りましたか。」との質問に対し) 「これは、もうお亡くなりになる前日にX1さんとX2さんがC先生の事務所 に行って、C先生にかなり強烈にC先生の株主総会での態度を責めたというよ うに、そういうことがあったというようなことを僕なりに判断して、これは直接C先 生がお亡くなりになった原因はX1さん、X2さんからいろいろな罵倒をされて、 それが自殺をする直接の原因だったと、そのように判断しました。」	2	一般市民[関係者] (①:法人[符号:A1]の代 表者、法人[符号:A2]の 元代表者[符号:X1] ②:A2の代表者[符号:X 2])	一般市民[関係者] (弁護士)	¥5,000,000 ¥400,000	¥0 ¥0	
45	東京地裁 R4.10.14 令和3年(ワ)第 11643号	名誉権		発言 配布書面	(XとY1の妻が不貞行為を行っていたとの事実関係の下において) ●発言(Y1が原告勤務先の保険担当者に対してしたもの) 原告が被告Y1の配偶者と不貞行為を行った事実を伝え、原告の処罰を求め るもの ●配布書面(Y2が原告勤務先のコンプライアンス担当部署に宛てて送付し たもの) 原告は、勤務先に対し、不貞行為をしていない旨説明しているとのことである が、原告は、Y1との裁判の中で不貞行為の事実を認めており、原告の上記 説明は明確な虚偽であるとの事実	3	一般市民[関係者] (会社員)	一般市民[関係者] ([符号:Y1])	¥1,400,000 ¥450,000	¥0 ¥0	
46	同上	名誉権		配布書面	No.45の「配布書面」に同じ	3	一般市民[関係者] (同上)	一般市民[関係者] (No.45のY1の代理人弁 護士[符号:Y2])	¥1,400,000 ¥450,000	¥0 ¥0	
47	東京地裁 R4.11.9 令和3年(ワ)第 25880号	名誉権		新聞	「また東京では翌6日、A党のX1、X2両氏が財務省に乗り込み、約1時間、 職員をつるし上げている。当該職員の自殺はその翌日の7日だった。」	1	政治家 (①、②:国会議員[符号: X1、X2])	記者・報道機関 (①:新聞社 ②:作家・ジャーナリスト、 本件記事の寄稿者)	¥4,000,000 ¥1,000,000	¥0 ¥0	

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外の 被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
48	東京地裁 R4.11.11 令和3年(ワ)第 26285号	名誉権		書籍	(古書店経営者である亡Cが執筆したエッセイを集めた書籍における記述) ・「昨年の[略]古書展では、ふと見ると(Cの)籠からA書店のXさんがやはり目次を確認しながら自分の籠に放り込んでいて、『オレの籠から抜くのは止めてくれない』と文句を言ったら、バレンタカの表情で離れていった。」 ・「この頃、古書展では(A書店)のXさんが蟹蟹をかかっていた。この人、何を勘違いしたのか、古書展を運動会と思っていたフシがある。数人が集まっている棚には掘り出し物がある、と確信していて、背後から近づき、ひとり二人とひっぺがし、掻き分けて最前列に身体を押し込む。まるで棒倒しをしているような迫力で。」 ・「この日(A襲撃事件)が起きた。[略]例によって人だかりを見て血が騒いだXさんは、背後から掻き分け、押しつけて棚に取り付いた。と同時に後ろから足払いを掛けられた。背中から落ちた。[略]後頭部、背中、臀部と蹴られたがジッと耐えた。不意に静寂が訪れた。襲撃者たちは何事もなかったように散開し、それぞれが別の棚を物色しに行った。平台の下でボロ雑巾のような気持ちのXさんは何とか上半身だけ起こして、ゆっくりと呼吸してみた。喉も脇腹もジンジンと痛いけれど、時間を掛ければどうやら歩いて帰れそうである。Xさんは『もう古書展はコリゴリだ』と痛切に思ったらしい。」等	1	一般市民[第三者] (古書店の経営者)	法人・団体[報道機関を除く。] (①:本件書籍を出版した法人 ②:本件書籍の販売を行った法人)	¥2,000,000 ¥50,000	¥0 ¥0	
49	長崎地裁 R4.11.16 令和元年(ワ) 第344号	名誉権		配布書面 発言	●書面1(グループウェア上に公開したもの) 「当社元従業員であるGは在職中から当社課長級従業員らと共に、当社と競合する新会社を設立し、現職従業員十名以上を引き抜いて新会社に転職を持ち掛け、さらに当社の現取引先からの受注も奪取する事業計画を立てていたことが判明しました。[略]よって、当社顧問弁護士に相談の上、同計画に深く関与していると判断した3名の従業員[略](につき)臨時取締役会において下記の通り処分を決定し、本人に通達しました。/X1[肩書略] 懲戒解雇/X2[肩書略] 諭旨解雇/X3[肩書略]諭旨解雇*/*X3社員については、懲戒処分としては諭旨解雇であるが、他2名と比較し関与度合いが低く反省の念も強いと認め、降格処分を行いかつ配置転換を行うことを条件とし、会社に残れるよう配慮しました。」等 ●書面2(従業員説明会において配布したもの) 書面1記載の事実のほか、「一番関与が深く、当社の現取引先からの受注奪取計画にも関わっていたX1課長を懲戒解雇に、X2技師を諭旨解雇に、そして比較的関与が浅かったX3課長には処分上は諭旨解雇相当ですが、降格及び配置転換を条件に会社に残れるよう配慮いたしました。今回このような重い処分になったのは、客観的な裏付けがあるのに、特に解雇となった2名は行為そのものを一貫して否定したところにあります。」等 ●発言(従業員説明会における説明内容) 書面1、2の内容と同様	3	一般市民[関係者] (被告を懲戒解雇された従業員[符号:X1])	法人・団体[報道機関を除く。] (機械、プラント、船舶、自動車、土木建築等の設計、製造及び販売業務等を目的とする法人)	¥1,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	
50	同上	名誉権		配布書面 発言	同上	3	一般市民[関係者] (被告を懲戒解雇された従業員[符号:X2])	法人・団体[報道機関を除く。] (同上)	¥1,000,000 ¥500,000	¥0 ¥0	
51	同上	名誉権		配布書面 発言	同上	3	一般市民[関係者] (被告の従業員[符号:X3])	法人・団体[報道機関を除く。] (同上)	¥1,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	
52	名古屋地裁 R4.11.30 令和3年(ワ)第 1110号	名誉権	プライバシー	メール	原告が職員に対するパワハラや機密情報漏洩をして被告Y1の利益を損ね、そのことで被告Y1から懲戒処分を受けた人物であるとの事実(原告に関わるメールを送信してきた第三者に対する返信)	1	一般市民[関係者] (被告Y1の元理事・元センター室長)	法人・団体[報道機関を除く。] (①:医療産業都市の推進に係る企画立案等の事業を行う公益法人[符号:Y1] ②:①の理事・職員[符号:Y2])	¥1,000,000 ¥500,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益との包括認定。 Y1の責任原因は使用者責任。

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外の 被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
53	東京地裁 R4.12.9 令和2年(ワ)第 20030号	名誉権		発言	・原告が本件居室に不特定多数の他人を複数回宿泊させたとの事実 ・Y2が本件居室内に立ち入った際、麻薬と思われる臭いが立ち込めていた、他の管理物件で違法薬物を使用した経験があり、違法薬物であると断定できる、原告は麻薬の売人に違いないと判断したとの事実 等 (原告の父が在籍する会社の従業員及び原告の母に対する発言)	1	一般市民[関係者] (被告①から居室を賃借していた者)	法人・団体[報道機関を除く。] (①:不動産の売買及び代理、仲介、斡旋業、不動産の賃貸借及び管理業等を目的とする法人 ②:①の取締役[符号:Y2])	¥3,000,000 ¥200,000	¥0 ¥0	
54	大阪地裁堺支部 R4.12.13 令和2年(ワ)第 1184号	名誉権		広報紙 ウェブサイト	・【見出し】「コロナ禍での議員と市職員の賭けマージャン疑惑!!」 【本文】「高い倫理観を保持しなければならない議員[略]が、緊急事態宣言発令下の外出自粛要請中[略]に行われた賭けマージャン疑惑について質疑しました。当事者である議員は、[略]、X議員(a区)の4人で、職員は[略]4人です。」「疑惑を持たれた者は、無実なら自らが立証する説明責任がありますが、誰もそれをしようとはしません、いや、出来ない事情があるのでしょうか。」 ・【見出し】「デマ」ではない!!、「コロナ禍での市職員・市議の賭けマージャン疑惑」 【本文】「本件は、あくまでも最終的に当該情報の真実性を確定するだけの証拠が不十分だったに過ぎず、b市議会の総括も『(賭けマージャンをした・していない)事実を決定するに足りる十分な客観的証拠を確認することができなかった』としており、「今回の賭けマージャン疑惑については、結果的に真相究明に至らず申し訳なく思っております。」	2	政治家 (市議会議員)	政治家 (市議会議員)	¥30,000,000 ¥700,000	¥0 ¥0	
55	東京地裁 R4.12.20 令和4年(ワ)第 4399号 令和4年(ワ)第 10864号	名誉感情		その他の書 面 (訴訟の準備 書面)	原告が「鉄面皮の虚言者」とであると指摘するもの。	1	一般市民[関係者] (被告と訴訟委任契約を締結した者(その後被告は辞任した。))	一般市民[関係者] (弁護士)	¥1,000,000 ¥50,000	¥0 ¥0	
56	東京地裁 R4.12.23 令和4年(ワ)第 1671号	名誉権		発言	被告が原告と肉体関係を持ったとの事実 (居酒屋における、同店の常連客グループの仲間に対する発言)	1	一般市民[関係者]	一般市民[関係者]	¥1,500,000 ¥200,000	¥0 ¥0	
57	東京地裁 R4.12.27 令和4年(ワ)第 8742号	名誉権		発言	「理事の金の管理は、中の話だから、中でちゃんと話し合っただけのことであるが、それがちょっとずれただけで高圧的にものを言って、土下座を強要するとかそういう話がある。そういうようなことが言われるのは、やはりおかしい。」 (管理組合の総会における発言。以前の総会において、原告が別の理事の妻に土下座を強要したとの事実を摘示したもの。)	1	一般市民[関係者] (マンション管理組合の理事)	一般市民[関係者] (マンション管理組合の組合員)	¥1,500,000 ¥30,000	¥0 ¥0	

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外の 被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同定可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
58	東京地裁 R5.1.26 令和3年(ワ)第 11118号	名誉感情		同人誌	【表題】「犯罪撲滅!!地球の安全!合法レイプ実現『〇〇ラブドール』なら アナタの夢、かなう。」 【内容(漫画)】 ・ゲームキャラクターを、「〇〇ラブドール」という児童型ラブドールに見立て、 その使用により性欲を発散させることで性犯罪等の犯罪撲滅に資するといっ たことを描写するもの ・被害法人が運営する店舗「AB」がキャバクラのように極端に肌を露出させた 衣装を着用させた女性店員が利用客に接近して接客していることを描写する もの ・クレジット表記の「SPECIAL THANKS」としてX1、X2を記載するもの 等	1	その他の著名人 (ゲーム等の作品群の開 発・運営法人[呼称:X1] (別表IのNo.74の原告と同 一))	一般市民[第三者]	¥1,500,000 ¥500,000	¥0 ¥0	
59	同上	名誉+名誉 感情	肖像権	同人誌 その他 (画像等を印 刷したマスク の着用)	●同人誌 No.58に同じ。 ●マスク 原告Aの写真を顔面に着用できるように山型に湾曲させて加工したものを着 用しながら上記同人誌を頒布したもの	1	法人・団体[報道機関を除 く。] (上記X1の代表者、ゲーム プロデューサー[呼称:X 2](別表IのNo.75の原告と 同一))	一般市民[第三者]	¥4,000,000 ¥1,500,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉 以外の被侵害利益 との包括認定。
60	東京地裁 R5.1.30 令和2年(ワ)第 6671号	名誉権		配布書面	・原告が、本件マンションの管理業務の受託業者から管理委託契約の解約通 知を受けたことを隠し、同社との契約につき特定日での解約が決定したとの 虚偽の事実を掲示し、委員会に報告せずに同社に対する要望書を提出し、 特定の委員に対して委員長一任の委任状を提出するよう執拗に要請し、委 員会において当日になって議題を差し替えた事実、及び、管理員の増員の 実現や毎日の接触といった原告の行為が同社に圧迫を与え、同社の解約申 出の遠因になったとの事実 ・原告が慣例を破って理事会を取り仕切ったとの事実 等	4	一般市民[関係者] (マンションの区分所有者、 被告管理組合の委員会委 員長)	法人・団体[報道機関を除 く。] (マンションの管理組合)	¥3,000,000 ¥700,000	¥0 ¥0	
61	大阪地裁 R5.2.3 令和2年(ワ)第 10124号	名誉権		その他の書 面 (誓約書)	被告が、原告X1の従業員として、原告X2の指示に基づいて、B社から1000 万円を詐取したとの事実 (被告は、上記B社の代表者Cに架空の共同事業の仲介を持ち掛け、準備金 等の名目で金員を詐取した後、Cに対して上記事実を記載した誓約書を提 出したもの。)	1	法人・団体[報道機関を除 く。] (①:診療所の経営等を目 的とする医療法人[符号:X 1] ②:①の副理事長[符号:X 2])	一般市民[関係者] (X1に勤務していた者)	¥1,000,000 ¥900,000	¥0 ¥0	
62	東京地裁 R5.2.10 令和3年(ワ)第 23905号	名誉権		発言 (記者会見に おける発言)	・「Xさんが士業をたぶらかして、都合のいい、まあ、言うこと聞く士業だけ を使ってですね、自分の都合の良い様に工作をし続けているんですけども」、 「(士業を)たぶらかし、司法書士にはこういう風に、普通会社に関与している 税理士に相続税申告を頼むのが当たり前なんですけれども、それ以外の相 続の申告書は、自分の都合のいい情報だけ与えて有利なような報告をして、 これで申告しろと」 ・「道義的にも法的にも言語道断で、これは一種の後妻ビジネスの極悪非道 版」 ・「使途不明金がある」、「Xさんの口座にかなりの資金が流れているのはつか んでおります」、「横領・特別背任になると思う」	2	一般市民[関係者] (著名な作曲家(故人)の 後妻)	一般市民[関係者] (公認会計士・税理士)	¥2,000,000 ¥1,000,000	¥0 ¥0	
63	東京地裁 R5.2.21 令和2年(ワ)第 33570号	名誉権		配布書面 (ピラ)	・【表題】「新型コロナウイルスに便乗して!」 【本文】原告が、常任委員会の議事録を改ざんして同管理組合の管理組合 費から本件自治会に188万9810円を支出するとともに、弁護士費用に22万円 を支出する「悪事・悪態」をし、6月までに必ず開催しなければならない管理 総会を取り止めにしてまでその悪事・悪態を隠そうとしているとの事実 ・【本文】管理総会の6月以降への延期が区分所有法などの法令違反である ことから、理事長(管理者)が同法の罰則規定により20万円以下の過料に処 せられるとの事実	2	一般市民[関係者] (本件マンションの区分所 所有者、同マンションの住民 で構成される自治会の会 長)	一般市民[関係者] (①~④:本件マンションの 区分所有者)	¥2,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外の 被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
64	大阪地裁 R5.3.2 令和元年(7) 第10286号 令和2年(7)第 888号	名誉権		ブログ 発言 (週刊誌記者 のインタ ビュー及び記 者会見にお ける発言)	<p>●ブログ</p> <p>・「監督を辞任した[略]本当の理由は、リンク内で私に対して嫌がらせやモラハラ行為があり、その影響で今年春頃から体調を崩すようになり、[略]リンクに行く事が出来なくなった事とそれに対するC大学の対応が誠意あるものと思えなかったからです。」</p> <p>・【表題】「嫌がらせ・モラハラ行為について」</p> <p>【本文】「リンク上で突然怒鳴られたり、また違う話し合いの場では意見を否定され続け、私を傷つける言葉も言われました。」「Yコーチからは以前にも[略]激昂された過去があった」、「YコーチがC大学関係者に『Xが私を辞めさせようとしている』とお話された」等</p> <p>●インタビューでの発言</p> <p>「直接的な理由は“Y先生”から受けた度重なるハラスメント行為、つまり嫌がらせです」、「陰では、“X君は監督になってエラそうになった”“監督の権力でスケート部の伝統を変えようとしている”などと嘘を言いふらされて精神的に追い込まれたのです」等</p> <p>●記者会見での発言</p> <p>「この数カ月間、こう、ま、理由もなく敵意をずっと向けられ続けてきた」、「僕自身が、そのハラスメントの行為、こういう(Y)先生の[略]行為でちょっとリンクに行くのがすごい厳しいっていう時も、やっぱり謝罪の言葉っていうのはなかったです」等</p>	4	その他の著名人 (フィギュアスケーターの コーチ、大学アイススケート 部コーチ)	その他の著名人 (プロフィギュアスケ ーター、大学アイススケート部 監督)	¥3,000,000 ¥2,000,000	¥0 ¥0	
65	東京地裁 R5.3.15 令和2年(7)第 12237号 令和3年(7)第 25967号	名誉権		配布書面	<p>・原告らが被告の名義で多目的ホールの利用承諾を取得しながら、共謀して、その利用権を別の者の会合に横流ししたとの事実</p> <p>・「X1、X2らの上記行為は、国民の財産である〇〇ホールの使用目的をa区に欺き、横流し使用するという背任、横領(国民の財産税金を騙し取るという。)重大な犯罪行為であります。」 (郷友会の役員に対して発出した文書における記載)</p>	1	一般市民[関係者] (①、②:特定の町の出身 者からなる郷友会の元会 長[符号:X1、X2])	一般市民[関係者] (同郷友会の会長)	¥500,000 ¥100,000	¥0 ¥0	
66	東京地裁 R5.3.16 令和2年(7)第 27940号	名誉権		雑誌	<p>(当時新設された国の有識者会議の構成員であるAの人物像や人間関係等に関する記載の中で)</p> <p>「A氏と政界を結ぶ“井戸を掘った”恩人は、今や彼にとって最大のリスクになっている。」「ここに小誌が入手した『B』と題された二十四枚の英文書がある。国際為替手形なるもので、米国財務省の信用口座から八千万ドル、つまり約八十億円が振り出されることを証明する証書のようなものだ。「受取先として都内の『C』社の代表のサインもあるのですが、この英文書をX氏が持ち回り、[略]カネ集めをしています。」「文書に書かれている口座管理者は米国籍の男で05年にFBIに詐欺容疑などで逮捕され実刑判決を受けている人物です。」「C社の顧問弁護士を通じて代表に取材を申し入れると社外取締役が『当社の代表とX氏は知り合いで、X氏に渡した特許関係の契約書類の一部がブローカー連中に出回ってしまった。この文書自体はお金に換わるものではなく、非常に迷惑しています』と回答した。」等</p>	1	一般市民[第三者] (国宝の補修等の業務を目 的とする法人の会長)	記者・報道機関 (①:雑誌、書籍の発行、 販売等を目的とする法人 ②:①の契約記者、本件記 事の執筆者)	¥5,000,000 ¥1,000,000	¥0 ¥0	
67	那覇地裁 R5.3.23 平成30年(7) 第762号	名誉権		発言 (記者会見に おける発言)	<p>(原告らの子である児童Aが小学校で実施されたいじめアンケートに記載していたいじめ行為と、Aの自死との因果関係について)</p> <p>「重篤ないじめといえますかね、精神的、肉体的ダメージに該当する、[略]現時点では、そういうものは確認されていないというのが現状です。」「全く確認されていない。私じゃないですよ、第三者委員会がそう判断している。」「第三者委の結論は、(上記の)アンケートはいじめに該当する。その他は、いじめと認定できるものはない。そして、いじめと自殺につながるものは確認されていない。それが現時点の判断だと聞いています。」「教育委員会の見解としては、重篤ないじめ、自殺につながるいじめは、現時点ではないと思っています。」</p>	1	一般市民[関係者] (市立小学校の在学中に 自死した児童の父母)	一般市民[第三者] (市教育長(被告は市))	¥1,500,000 ¥200,000	¥0 ¥0	訴訟物は国家賠償 法第1条第1項に基 づく国家賠償請求 権。

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外の 被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同定可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
68	東京地裁 R5.3.24 令和2年(ワ)第 33533号	名誉権	肖像権	テレビ放送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【テロップ】「裏の顔 巧妙な手口」、「独自 “改元詐欺の男” B直撃 逮捕前の“20分”ウソ『迷惑だ』」</li> <li>・【ナレーション】「男が語った20分間で、見えてきたのは、改元詐欺の巧妙な手口と男の裏の顔でした。」「D容疑者は取材に対して『私書箱は悪用された』『二、三年前から詐欺グループに悪用されてきた』と話していました。しかし、そのほとんどがうそだったのです。」</li> <li>・【テロップ】「独自”改元詐欺の男”逮捕前に直撃」</li> <li>・【出演者の発言】(原告の容顔が表示される中で)「あんな色鮮やかなベスト着てね、隣の人であったとしてもこの人瞬間として詐欺師ということで外しちゃうから、[略]そういうイメージなんかもどんどん払拭していかなければいけないんだなど。」</li> <li>・【出演者の発言】「現に実際の犯人があんな普通の方だっていうのにも、まず驚きですよ。」「受け答えを見ていると非常に普通の方に見えたので、まさか加害者側の人間だとは思わなかったですね。」等</li> </ul>	4	一般市民[第三者] (詐欺未遂等の被疑者として逮捕・勾留されたが、不起訴処分となった者)	記者・報道機関 (特定地上基幹放送事業者(テレビ放送を行う法人))	¥20,000,000 ¥5,000,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益との包括認定。
69	東京地裁 R5.4.19 令和2年(ワ)第 15292号 令和3年(ワ)第 2002号	名誉権		発言 (街宣活動における発言)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「Xは労働基準監督署の言うことも、裁判所の言うことも聞きません。」</li> <li>・「皆さんも違法行為を繰り返すXに対してご指導を下さい。」</li> <li>・「このXという会社、Eの警備をやってる会社です。旧Cという名前で、そのC時代には竹槍や火炎瓶で学生を襲う。労働組合を弾圧して怪我人を出すなど、様々な問題を起こし、国会での質問もされたような、議員さんはですね、警備会社が存在しているのか、と言う会社が今や大手のXでEの警備を行っております。」</li> <li>・「Xは、従業員に対してパワハラや退職勧奨とか、そういった問題を起こしております。」</li> <li>・「我々が1年かけて、1年以上かけて様々なXの問題に対して街宣活動を行ってきた。それがaにも認められた。ある意味、aではこのような犯罪を行う警備会社が警備をしていたら困る、ということで、Eの警備から外されることになりました。」</li> </ul>	5	法人・団体[報道機関を除く。] (事務所やビル等の警備請負等を目的とする法人)	法人・団体[報道機関を除く。] (合同労働組合)	¥38,000,000 ¥1,000,000	¥0 ¥0	
70	同上	名誉権	団結権	掲示書面	<p>「分裂内ゲバお家芸?」、「まじめに仕事しろ」「おいK[書記局長]！ネックで横着するな!」、「反社にカンパ ブラックユニオン」、「威力業務妨害!」、「工事代1100万払え!」、「半グレ→反社」、「うるさいぞ! ブラックユニオン」、「ネット公開謝罪しろ!」 (被告が原告本社前で街宣活動した際、本社入口ドアに上記内容の文書を掲示したもの。)</p>		法人・団体[報道機関を除く。] (合同労働組合(No.69の被告と同一))	法人・団体[報道機関を除く。] (事務所やビル等の警備請負等を目的とする法人(No.69の原告と同一))	¥28,955,000 ¥1,525,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益との包括認定。
71	東京地裁 R5.6.14 令和3年(ワ)第 17908号	名誉権	肖像権 私生活上の 平穏	配布書面 ブログ 発言 (街宣活動における発言)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「X[略]は、理事長を即時辞任せよ!」、「女性職員2名が、Xから受けたパワハラにより業務上労災認定!」</li> <li>・「a市にお住いの皆様へ A財団理事長Xは、女性職員にパワハラを行っております。」</li> <li>・「組合員Bさん(女性職員)は、Xが強行した遠隔地配転により心身に不調を来たし【業務上労災認定】を受けた。」</li> <li>・「Xからのパワハラは継続しています」等</li> </ul>	39	一般市民[関係者] (特定保険業、災害防止事業、福利厚生事業等を行う法人の理事長)	一般市民[関係者] (①:労働組合 ②:①の執行委員長)	¥9,400,000 ¥800,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益との包括認定。
72	東京地裁 R5.7.11 令和4年(ワ)第 7002号	名誉権	信用、その他 人格権侵害(違法な 懲戒請求による精神的 苦痛)	その他の書面 (弁護士会に対する懲戒 請求書)	<p>「違法である〇〇学校補助金支給要求声明に賛同、容認し、その活動を推進することは、日弁連のみならず傘下弁護士会および弁護士の確信的犯罪行為である。利敵行為としての〇〇学校補助金支給要求声明のみならず、直接の対象国である在日朝鮮人で構成されるコリアン弁護士会との連携も看過できるものではない。この件は別途、外患罪で告発しているところであるが、今般の懲戒請求は、あわせてその売国行為の早急な是正と懲戒を求めるものである。」 (懲戒事由として記載されたもの)</p>	1	一般市民[第三者] (①、②:弁護士)	一般市民[第三者] (①、②:原告らを対象弁護士とする懲戒請求を行った者)	¥300,000 ¥30,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益との包括認定。
73	東京地裁 R5.7.11 令和4年(ワ)第 26194号	名誉権	信用	その他の書面 (弁護士会に対する懲戒 請求書)	No.72の権利侵害行為の内容と同一。	1	一般市民[第三者] (①、②:弁護士)	一般市民[第三者] (①、②:原告らを対象弁護士とする懲戒請求を行った者)	¥300,000 ¥100,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉以外の被侵害利益との包括認定。

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外の 被侵害利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
74	東京地裁 R5.10.6 令和4年(ワ)第 7000号	名誉権	信用	その他の書 面 (弁護士会に 対する懲戒 請求書)	No.72の権利侵害行為の内容と同一。	1	一般市民[第三者] (①、②:弁護士)	一般市民[第三者] (①、②:原告らを対象弁 護士とする懲戒請求を行っ た者)	¥300,000 ¥100,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉 以外の被侵害利益 との包括認定。
75	東京地裁 R5.10.18 令和2年(ワ)第 28224号	名誉権		新聞 ウェブメデ ィア Twitter(X)	●新聞記事(夕刊紙のコラム記事及びそのウェブ版) 芸術祭において問題が生じることが予想される作品を出展することを隠して、 補助金を不正に受給しようとした疑いがあり、これに原告が関与したとの事実  ●Twitter ・上記コラム記事で取り上げた芸術祭の展示を巡る問題について、改めて原 告を批判し、「公金と公の看板詐取の疑いがある」と指摘するもの ・原告が表現の自由の問題であるとするのは、「俺たちの表現の自由だけに は公金を出せ」と言うに等しい傲岸不遜なものであり、原告について、補助金 を受給するために芸術作品を隠して出すと言うような無法者であると指摘する もの 等	5	その他の著名人 (ジャーナリスト、芸術監 督)	その他の著名人 (テレビ番組コメンテ ーター、著述業。本件記事の 執筆者)	¥3,000,000 ¥300,000	¥0 ¥0	
76	神戸地裁 R5.10.27 令和3年(ワ)第 1135号	名誉権		配布書面 掲示書面 機関紙 ウェブサイト メール 発言	●ウェブサイト 原告らが、所定の手続を履践することなく、ゴルフの接待を受けたとの事実  ●メール(所属長に対するもの) 【表題】「組合長解職についてのお詫びと現在の状況について」 【本文】原告らが、被告の役員として重大なルール違反を犯し、被告に悪影 響を及ぼす可能性があることを指摘するもの  ●配布・掲示文書、機関紙(組合員への宅配物に同梱して配布し、店舗に掲 示し、機関紙に掲載したもの) 【表題】「Y1組合長の会食についてのお知らせとお詫び」 【本文】ウェブサイトと同旨  ●発言(被告内部の会議における発言) メールの【本文】と同旨	6	一般市民[関係者] (被告の元組合長理事[符 号:Y1])	法人・団体[報道機関を除 く。] (協同組合)	¥2,000,000 ¥200,000	¥0 ¥0	
77	同上	名誉権		配布書面 掲示書面 機関紙 ウェブサイト メール 発言	同上	6	一般市民[関係者] (被告の元常務理事)	法人・団体[報道機関を除 く。] (同上)	¥1,500,000 ¥150,000	¥0 ¥0	
78	東京地裁 R5.11.16 令和4年(ワ)第 7022号 令和5年(ワ)第 15683号	名誉権	信用	その他の書 面 (弁護士会に 対する懲戒 請求書)	No.72の権利侵害行為の内容と同一。	1	一般市民[第三者] (①、②:弁護士)	一般市民[第三者] (①~⑥:原告らを対象弁 護士とする懲戒請求を行っ た者)	¥300,000 ¥30,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉 以外の被侵害利益 との包括認定。

No.	裁判所 判決日 事件番号	名誉に関する 被侵害利益	名誉以外 の被侵害 利益等	媒体等	権利侵害行為(投稿等)の内容 (仮名を表すアルファベットの符号のうち、Xを含むものは原告、Yを含むものは被告を表す。 また、X'は原告と同一可能な氏名の一部や通称等を表す。)	投稿等 の回数	被害者(原告) の属性	加害者(被告) の属性	慰謝料 (上段)請求額 (下段)認容額	開示請求等 費用 (上段)請求額 (下段)認容額	備考
79	東京地裁 R5.11.29 令和4年(ワ)第 14564号	名誉感情		その他の書 面	「(Xの親であるAは)娘さんと同居。この娘さんがかなりのクレーマー！！とにかかお金にうるさい。細かいことにうるさい！！」、「ケアマネもこんなにうるさい家族は初めてだと言っていました・・」、「車いすでトイレの壁に傷をつけて、弁償しろだとか、全部金銭がらみでカット。」、「残った1社…が月曜と火曜の夜を担当しており、しかも男性ヘルパー。女性はみんな切られたので、男性の方がいいのではとうちに相談しました。」、「Xさんという方でWikipediaにもでてる元女優さんです。とてもきれいな49歳で、いつも露出度高めな服ででてくるそうです。みなさん、エッチな目でみないように気を付けましょう。」等(被告の従業員らに対し、Aの介護サービスを担当していた別事業所の担当ケアマネージャーからの連絡事項等を周知する目的で作成されたが、被告従業員が原告宅に置き忘れた引継書に記載されていたもの)	1	一般市民[関係者] (被告の居宅介護サービスを受けた者の子)	法人・団体[報道機関を除く。] (介護保険法による居宅介護サービス事業等を目的とする法人)	¥1,720,000 ¥100,000	¥0 ¥0	
80	名古屋地裁 R5.11.30 令和3年(ワ)第 4710号	名誉権		配布書面	「X議員の処分についてお知らせします。先般、ご本人より離党届が代表あてに提出され受理いたしました。昨日の議会運営委員会におけるX議員の発言は、明らかに党所属議員に対する事実無根の虚偽発言であり、党所属議員が名誉を著しく棄損された状況を鑑み、離党届の受理を撤回し、X議員を除籍処分とすることを決定しましたので、お知らせいたします。」	1	政治家 (市議会議員、被告の元党員)	法人・団体[報道機関を除く。] (地域政党)	¥4,000,000 ¥400,000	¥0 ¥0	
81	大阪地裁 R5.12.7 令和3年(ワ)第 6483号 令和4年(ワ)第 350号	名誉感情		配布書面	「(X1)人間失格」等 (職場の同僚に交付したもの)	1	一般市民[関係者] (トラック運転手[符号:X 1])	一般市民[関係者] (トラック運転手(原告X1と 同じ営業所の同僚))	¥600,000 ¥50,000	¥0 ¥0	
82	同上	名誉権		発言	原告X2が労働組合費で書籍を購入し、売却して代金を着服しているとの事実 (職場の休憩室における同僚に対する発言)	1	一般市民[関係者] (トラック運転手[符号:X 2])	一般市民[関係者] (同上(原告X2と同じ営業 所の同僚))	¥1,000,000 ¥100,000	¥0 ¥0	
83	同上	名誉+名誉 感情		配布書面	・【表題】「サイコパス(精神病質者)の10の特徴」 ・【表題】「いい人のふりしてあなたを攻撃してくる人への対処法」 (内容の詳細不明。営業所の所長に交付したもの)	2	一般市民[関係者] (トラック運転手(No.81・82 の被告と同一))	一般市民[関係者] (トラック運転手(原告と同 じ営業所の同僚、No.81の 原告X1と同一))	¥1,000,000 ¥80,000	¥0 ¥0	
84	東京地裁立川 支部 R5.12.13 令和4年(ワ)第 1480号 令和5年(ワ)第 969号	名誉権	業務	メール Twitter(X)	●メール ・被告が原告に対して、B[原告がプロデュースする音楽ユニットのメンバーである声優]がツイッターに投稿したイラストが被告の著作権を侵害している旨連絡したところ、原告は、被告からの連絡を遮断し、被告の著作権侵害を隠そうとしたとの事実、及び、原告がCや(上記ユニットによる)CDの宣伝活動を優先し、被告の著作権を軽視したとの事実(取引先に送信したもの) ・原告が著作権侵害の事実を知りながらこれを隠し、自らの営利活動を優先したとの事実、及び原告が下請法及び独占禁止法に違反する行為や公文書偽造をしているとの事実 等(Bの所属先企業に送信したもの)  ●Twitter(X) 原告が独占禁止法及び下請法に抵触する行為や公文書偽造をしているとの事実(原告の代理人弁護士が作成し、被告に送付した通知書の画像を添付したもの)	4	その他の著名人 (アニメーション監督)	芸能人 (声優、役者、イラストレー ター等)	¥3,000,000 ¥1,000,000	¥0 ¥0	★慰謝料額は名誉 以外の被侵害利益 との包括認定。
85	同上	名誉権		メール	【件名】「親告:二次創作に自身の著作物を無断剽窃・盗用され著作権侵害、 名誉毀損、脅迫を受けています。」 【内容】原告及びBが被告の著作権及び肖像権を侵害しているとの事実、及 び原告が虚偽の内容の脅迫状を送り被告を脅しているとの事実 (取引先に送信したもの)	1	その他の著名人 (同上)	芸能人 (同上)	¥1,000,000 ¥100,000	¥0 ¥0	